

令和8年 第2回臨時会 第2回定例会

瀬戸内町議会議録

令和8年 4 月13日 開会
令和8年 4 月13日 閉会

令和8年 6 月10日 開会
令和8年 6 月12日 閉会

瀬戸内町議会

瀬戸内町議会会議録目次

令和8年第2回瀬戸内町議会臨時会

会期日程	1
第1日（4月13日）	
1. 議事日程	3
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 会議録署名議員の指名	5
1. 会期の決定	5
1. 議案第51号上程	5
（説明・質疑・討論・表決）	
1. 閉 会	8

令和8年第2回瀬戸内町議会定例会

会期日程	9
第1日（6月10日）	
1. 議事日程	11
1. 開 会	14
1. 開 議	14
1. 会議録署名議員の指名	14
1. 会期の決定	14
1. 陳情第1号上程	14
（委員会付託省略・質疑・討論・表決）	
1. 陳情第2号上程	15
（委員会付託省略・質疑・討論・表決）	
1. 承認第2号上程	15
（説明・質疑・討論・表決）	
1. 承認第3号上程	16
（説明・質疑・討論・表決）	
1. 議案第52号上程	17
（説明・質疑・討論・表決）	
1. 議案第53号上程	38
（説明・質疑・討論・表決）	

1. 議案第54号上程	40
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第55号上程	41
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第56号上程	42
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第57号上程	43
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第58号上程	45
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第59号上程	46
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第60号上程	47
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第61号上程	51
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第62号上程	52
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第63号上程	54
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 同意第1号～10号上程	55
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 散 会	59

第2日（6月11日）

1. 議事日程	61
1. 開 議	63
1. 一般質問	
○柳谷 昌臣 議員	63
○里山 正樹 議員	71
○中村 洋康 議員	81
○永井しずの 議員	92
1. 散 会	101

第3日（6月12日）

1. 議事日程	103
1. 開 議	105
1. 一般質問	
○泰山 祐一 議員	105
○栄 克人 議員	118
○伊東 さおり 議員	128
1. 議案第64号上程	140
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議員派遣の件	143
1. 閉会中の継続審査・調査申し出の件	143
1. 閉 会	144

令和8年第2回瀬戸内町臨時会

会 期 日 程

令和８年第２回瀬戸内町議会臨時会会期日程

令和８年４月１３日開会～４月１３日閉会 会期１日間

月	日	曜日	区 分	会 議 の 内 容	備 考
４	１３	月	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議案上程 ○閉会	

令和8年第2回瀬戸内町臨時会

第 1 日

令和8年4月13日

令和8年第2回瀬戸内町議会臨時会

議事日程〔第1号〕

令和8年4月13日(月)午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第51号 令和8年度瀬戸内町一般会計補正予算(第1号)について

閉会

令和8年第2回瀬戸内町議会臨時会 4月13日（月）

○出席議員は、次のとおりである。（7名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	栄 克 人 議員	3番	伊 東 さおり 議員
5番	中 村 洋 康 議員	8番	柳 谷 昌 臣 議員
9番	元 井 直 志 議員	10番	池 田 啓 一 議員
11番	向 野 忍 議員		

○欠席議員は、次のとおりである。（3名）

2番	里 山 正 樹 議員	6番	泰 山 祐 一 議員
7番	永 井 しずの 議員		

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	義 永 将 晃	庶務議事係	昇 克 己
庶務議事係	宮 原 美 子		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌 田 愛 人	建設課 長	浜 田 高 仁
副 町 長	福 原 章 仁	総務企画課企画補佐	田 原 章 貴
総務企画課 長	徳 田 義 孝	総務企画課財政補佐	茂 野 清 彦
町民税務課 長	林 敬 郎	総務企画課人事補佐	勝 田 忠 広
保健福祉課 長	信 島 浩 司	総務企画課 危機管理補佐	積 裕

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（向野 忍議員） ただいまから、令和8年第2回瀬戸内町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第1号のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（向野 忍議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

議席8番、柳谷昌臣議員並びに議席9番、元井直志議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（向野 忍議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日間に決定しました。

△ 日程第3 議案第51号 令和8年度瀬戸内町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第3、議案第51号、令和8年度瀬戸内町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） おはようございます。議案第51号、令和8年度瀬戸内町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。

土木費に500万円、民生費に186万円をそれぞれ追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。

繰入金に500万円、国庫支出金に186万円をそれぞれ追加したこと。

御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） 2、3質問させていただきます。まずですね、物価高対応子育て応援手当事業につきましては、令和7年度の補正予算の計上もありました。今回新たに令和8年度という形での

予算としてですね、計上されていますけれども、この7年度補正との関係性というかですね、その辺のことについてお尋ねいたします。

○町民税務課長（林 敬郎） 今回の御質問にお答えいたします。今回ですね、補正対応させていただきました、こちらのほうはですね、子育て応援手当といいまして、18歳までのお子さんのいる方に1人2万円をですね、支給するんですが、今回ですね、公務員主に役場職員の方ですね、ほうにまだ支給しておりませんので、その分をですね、補正で対応させていただいております。その理由としましては、例えば自衛隊などの公務員の方、単身赴任の方が多いです。その方ですね、子供の把握ができずに、申請によって把握しました。その分をですね、先に支給しましたので、足りない分は今回補正という形で上げさせていただきました。以上です。

○5番（中村洋康議員） その支給に係る分については、今説明で理解いたしましたけれども、国の補助金については、先般、国会で議決したところですが、いわゆるこれは8年度の国庫補助という形での採択ということになるんだろうというふうに思っているんですが、いわゆる7年度の補正については7年度補正予算の国の補助金で決定したところで、今回は8年度ということですので、そういうことを踏まえての全国的なことでの採択ということになるんでしょうか、その辺もお伺いします。

○町民税務課長（林 敬郎） 私のほうではですね、そのような認識で今回補正を上げさせていただきました。

○5番（中村洋康議員） 次ですけども、防衛施設周辺環境整備事業の方ですね、これは歳入では財政調整基金の繰入500万円ということでありましたけれども、歳出の方ですね、財源内訳の中では、国・県支出金に400万、一般財源で100万ということになっていますけど、この関連性をですね、お尋ねしたいと思います。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。防衛施設事業なんですが、令和7年、8年の債務負担ですね、2カ年施工でございます。補助金の上限額が1億5,000万円でございます。この事業内容としましては、令和7年度に発注をかけまして、令和7年度中業者さんから前金払いということで申請が5,320万ほどございました。7年度に割当てられた補助金が約2,700万程度でございます。今、2,500万程度を一般財計ということで立替えているところでございます。最終的に令和8年度に補助金として歳入見込みが約1億2,300万ほどございますが、この中で当初の歳入約1億2,300万から7年度に支出している、立替えているというか、一財で支出している分を補助金へ組み替えてですね、残りの残額を約9,700万ほどなんですが、そこに追いつく金が400万ということで、あと100万が補助金で対応できないところがございましたので、一財として計上させていただいております。以上です。

○5番（中村洋康議員） 国の債務負担、国債ということでの理解はできましたが、この予算編成上ですけども、これのこういう形でいいんでしょうかね。例えば、そういうことであれば、国庫補助分がどの時点かちょっと分かりませんが、国庫補助をマイナスで一財をプラス、要は財源振

り分けという形もあるかと思うんですけれども、一見するとですね、財調を取り崩してその財源を国庫支出金に計上するというような、そういう在り方が予算の編成上としてですね、適切なのかどうかということについて、少し、どうなんだろうというふうに思ったりもしますけれども、いかがでしょうか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 予算上の編成としては、ちょっとかなり複雑な状況になっているのは確かでございます。当初予算で計上した歳入予算に対して、充当を100%しておらず、その一部は一般財源化しています。歳入の特定財源としての国庫補助金は、確定した段階で当初予算では組んでいるんですけれども、ただ財源が100%充当していないということで、未充当分を今回の補正で充当だけをしたという形になります。当初予算で一般財源化になっていたものが、特定財源に今回の補正でなって、その分一般財源が減ったので、今回、一般財源として財調を増やしているという形です。予算上、ここの説明に関しましては、歳入の充当のところの動きとなります。ですので、やはり見方としてはちょっと複雑な説明が必要になってくるかと思いますが、予算上は問題ないかと考えています。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○8番（柳谷昌臣議員） それでは、確認させていただきます。今回この2点、補正のほうで上がってきておりますが、これは6月定例会まで引っ張るんじゃなくて、今回こうやって臨時議会を開くという理由のほうを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。防衛事業のほうなんですけど、令和7年9月に契約を結びまして、今、もう10カ月、すみません、7カ月、8カ月経っております。現場のほうが進捗が上がってきてまして、最終精算をとる段階にきておりますが、増額する工事費が予算上ないということで、増額変更の契約がいまちょっとストップしている状態でございます。今回、増額が認められた場合に、即変更契約を結びまして、6月の定例議会で議会承認を得たいというふうに考えております。以上です。

○町民税務課長（林 敬郎） お答えいたします。先ほどもですね、ちょっとお話ししたんですが、残り公務員の分だけになります。それ以外の方はですね、もう支給3月中にですね、終わっております。早急に支給をする必要があると思って、今回載せていただきました。それとまた別にですね、若干でありますけど、3月に出生したお子さん、2週間以内に届出がありますが、その方たちの分もですね、若干含まれておりますので、今回補正で上げさせていただきました。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

採決は起立によって行います。

本件は、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第51号、令和8年度瀬戸内町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

以上を持ちまして令和8年第2回瀬戸内町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 9時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

瀬戸内町議会議長 向 野 忍

瀬戸内町議会議員 柳 谷 昌 臣

瀬戸内町議会議員 元 井 直 志

令和8年第2回瀬戸内町定例会

会 期 日 程

令和 8 年第 2 回瀬戸内町議会定例会会期日程

令和 8 年 6 月 1 0 日開会～ 6 月 1 2 日閉会 会期 3 日間

月	日	曜日	会議別	会 議 の 内 容	備 考
6	10	水	本会議	○ 開会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 陳情上程 ○ 議案上程	全員協議会 文教厚生常任委員会 総務経済常任委員会 議会運営委員会
	11	木	本会議	○一般質問（4名） - 通告 1 柳谷 昌臣 議員 - 通告 2 里山 正樹 議員 - 通告 3 中村 洋康 議員 - 通告 4 永井しずの 議員	
	12	金	本会議	○一般質問（3名） - 通告 5 泰山 祐一 議員 - 通告 6 栄 克人 議員 - 通告 7 伊東さおり 議員 ○ 議案上程（追加議案） ○議員派遣の件 ○閉会中の継続審査・調査申出 ○閉会	

令和8年第2回瀬戸内町定例会

第 1 日

令和8年6月10日

**令和8年第2回瀬戸内町議会定例会
議事日程〔第1号〕**

令和8年6月10日（水）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 陳情第 1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

日程第 4 陳情第 2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

日程第 5 承認第 2号 瀬戸内町税条例の一部を改正する専決処分事項の承認について

日程第 6 承認第 3号 瀬戸内町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分事項の承認について

日程第 7 議案第 52号 令和8年度瀬戸内町一般会計補正予算（第2号）について

日程第 8 議案第 53号 令和8年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第1号）について

日程第 9 議案第 54号 令和8年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第10 議案第 55号 令和8年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第11 議案第 56号 令和8年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第12 議案第 57号 令和8年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第 58号 道路改修（補助金）工事（R7節子1工区）請負変更契約の締結について

日程第14 議案第 59号 道路改良（補助金）工事（R7節子2工区）請負変更契約の締結について

日程第15 議案第 60号 瀬戸内町世界自然遺産つなごうクロウサギ基金条例の制定について

日程第16 議案第 61号 瀬戸内町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第 62号 瀬戸内町立郷土館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第18 議案第 63号 瀬戸内町文化財保護条例の一部改正について

日程第19 同意第 1号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第20 同意第 2号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第21 同意第 3号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第22 同意第 4号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第23 同意第 5号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第24 同意第 6号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第25 同意第 7号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第26 同意第 8号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第27 同意第 9号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第28 同意第 10号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

令和8年第2回瀬戸内町議会定例会 6月10日(水)

○出席議員は、次のとおりである。(10名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	栄 克 人 議員	2番	里 山 正 樹 議員
3番	伊 東 さおり 議員	5番	中 村 洋 康 議員
6番	泰 山 祐 一 議員	7番	永 井 しずの 議員
8番	柳 谷 昌 臣 議員	9番	元 井 直 志 議員
10番	池 田 啓 一 議員	11番	向 野 忍 議員

○欠席議員は、次のとおりである。(0名)

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	義 永 将 晃	庶務議事係	昇 克 己
庶務議事係	宮 原 美 子		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌 田 愛 人	環境衛生課長	栄 順 二
副 町 長	福 原 章 仁	会計管理者兼 会計課長	保 岡 直 人
総務企画課長	徳 田 義 孝	教育委員会 総務課長	黒 田 洋 平
町民税務課長	林 敬 郎	社会教育課長	昇 憲 二
保健福祉課長	信 島 浩 司	総務企画課企画補佐	田 原 章 貴
商工交通課長	保 岡 忠 洋	総務企画課財政補佐	茂 野 清 彦
水産観光課長	保 島 弘 満	総務企画課人事補佐	勝 田 忠 広
農林課長兼農委局長	田 原 浩 治	総務企画課 危機管理補佐	積 裕
建設課長	浜 田 高 仁		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（向野 忍議員） ただいまから、令和8年第2回瀬戸内町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付の議事日程第1号のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（向野 忍議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
議席10番、池田啓一議員並びに議席1番、榮 克人議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（向野 忍議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から6月12日までの3日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。
よって会期は、本日から6月12日までの3日間に決定しました。

△ 日程第3 陳情第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（向野 忍議員） 日程第3、陳情第1号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。
お諮りします。
本案は、会議規則92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。
よって、陳情第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。
これから、陳情第1号の採決を行います。
陳情第1号を採決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって陳情第1号，義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための，2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情については，採択することに決定しました。

△ 日程第4 陳情第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための，2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（向野 忍議員） 日程第4，陳情第2号，ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための，2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

お諮りします。

本案は，会議規則92条第2号の規定により，委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。

よって，陳情第2号については，委員会の付託を省略することに決定しました。

これから，討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから，陳情第2号の採決を行います。

陳情第2号を採決することに賛成の方は，起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって，陳情第2号，ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための，2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情については，採択することに決定しました。

△ 日程第5 承認第2号 瀬戸内町税条例の一部を改正する専決処分事項の承認について

○議長（向野 忍議員） 日程第5，承認第2号，瀬戸内町税条例の一部を改正する専決処分事項の承認についてを議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） おはようございます。承認第2号，瀬戸内町税条例の一部を改正する専決処分事項の承認について，専決理由の説明を申し上げます。

本専決は，地方税法施行令等の一部を改正する政令が，令和8年3月31日に公布され，同年4月1日から施行されることに伴い，瀬戸内町税条例の一部を改正し，専決処分しました。

主な内容は，軽自動車税の環境性能割と種別割の名称が軽自動車税に統一されることなどであり

ます。

御審議の上、承認くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号の採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、承認第2号、瀬戸内町税条例の一部を改正する専決処分事項の承認については承認することに決定しました。

△ 日程第6 承認第3号 瀬戸内町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分事項の承認について

○議長（向野 忍議員） 日程第6、承認第3号、瀬戸内町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分事項の承認についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 承認第3号、瀬戸内町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分事項の承認について、専決理由の説明を申し上げます。

本専決は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、瀬戸内町国民健康保険税条例の一部を改正し、専決処分しました。

主な内容は、子ども子育て支援金分が課税項目に追加されたことであります。

御審議の上、承認くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号の採決を行います。

採決は起立によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、承認第3号、瀬戸内町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分事項の承認については、承認することに決定しました。

△ 日程第7 議案第52号 令和8年度瀬戸内町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第7、議案第52号、令和8年度瀬戸内町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第52号、令和8年度瀬戸内町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、1号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず歳出について申し上げます。民生費に4,797万2,000円、土木費に3,545万9,000円、総務費に1,677万1,000円をそれぞれ追加したこと。

次に歳入について申し上げます。町債に5,287万円、繰入金に4,559万5,000円、国庫支出金に2,686万9,000円をそれぞれ追加したこと。

次に第2表、第3表について申し上げます。事業等の決定により追加、変更及び廃止を行ったことによるものです。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（永井しずの議員） 何点か、質問させていただきます。まず15ページ、2款1項12目企画費、18節の補助金、地域おこし協力隊起業支援の100万円の説明をお願いします。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） ただいまの御質問にお答えいたします。この起業支援助成金につきましては、地域おこし協力隊が任期中、または、任期満了後1年以内に地域で起業する際に、最大100万円を支給する総務省の財政措置制度となっております。今回、企画係の1名の協力隊員が、現在、3年目になっておりまして、来年、瀬戸内町内で起業されるということで、そのための財政措置となっております。

○7番（永井しずの議員） どういった内容の起業なんですか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。奄美みきプロジェクトというプロジェクトというふうに聞いておまして、島の発酵文化を世界に届けたいということで、島のみきですね、みきのいろいろな商品開発をやっていきたいというふうに聞いております。また、拠点を加計呂麻のほうにおいて、活動していくというふうに聞いております。

○7番（永井しずの議員） いいことですね。是非、応援したいと思います。

続いて、19ページ、3款2項1目、12の委託料ですね、12節委託料、広域入所保育とございますが、その説明をお願いします。

○町民税務課長（林 敬郎） 質問のほうにお答えいたします。広域入所保育委託料というのはですね、瀬戸内町に住所がある方で、仕事の都合とか家庭の事情によってですね、近隣の市町村、または、他の市町村の保育所に入るお子さんがいるといたします。そうした場合に、そちらの保育料をですね、本町のほうから支払うことになりますので、その費用ですね、それがこちらに書いてある広域入所保育料の委託費となります。

○7番（永井しずの議員） 本町に住所はなく、仕事上で瀬戸内町に通われている、逆ですか、瀬戸内町の方がほかの市町村に通われている方の、ほかの地域で子供を預ける場合の助成金ということですね。承知しました。すみません。

あと、30ページ、10款6項1目18節補助金120万、総合型地域スポーツクラブ創設支援事業とあります。その説明をお願いします。

○社会教育課長（昇 憲二） お答えします。総合型地域スポーツクラブというのは、民間主導によりスポーツ、全ての町民、全てのスポーツに対して助成ができる方法を目指して、去年から一部民間の方々が立ち上げております。それに係る準備段階の助成金、補助金となります。以上です。

○7番（永井しずの議員） どういったスポーツ、何種類か上げていただけますか。

○社会教育課長（昇 憲二） 特にどのスポーツということではなくてですね、総合的にそのクラブがですね、町民とかのニーズに応えたり、あらゆるスポーツのクリニックをやったりという形で、町民の健全育成に資するためのクラブであります。

○7番（永井しずの議員） そうした場合、そのスポーツを教える、指導する場所ですね。例えば体育館なり、運動場、校庭なりが、場所があると思うんですけども、それは優先的に貸すというか、そういうことも含まれておりますか。

○社会教育課長（昇 憲二） そのクラブが教えるということではなくてですね、そのクラブが主催しながら、指導者を呼んで、例えば今回はこのスポーツとか、次回はこのスポーツというような形で、いろんな、あらゆるスポーツを町民に提供して、参加していただく。もちろんその中には体育館、グラウンドもあり得る話だと思います。

○7番（永井しずの議員） 了解しました。あと、もう一点、35ページですね。こちらの会計年度任用職員5名の増とありますが、これは前からおっしゃっていた、海の駅のフェリー、切符売り場ですね、チケット売り場の、その方たちの会計年度任用職員だったかと思いますが、含まれています

か。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） ただいまの御質問にお答えいたします。この5名については、フェリーの会計年度任用職員は含まれておりません。以上です。

○7番（永井しずの議員） 含まれていないということで。そしたら、そのフェリーの切符売り場の方たちは、現在、4月から会計年度任用職員になったという認識でよろしいでしょうか。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） フェリーのですね、切符売り場のほうは会計が違いますので、一般会計としては予算は組んでおりません。以上です。

○7番（永井しずの議員） 了解しました。あとでまた調べたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） 他に質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 質疑させていただきます。まず、7ページからお願いいたします。こちら第2表、債務負担行為補正ということで、それぞれ2項目ですね、廃止ということになっております。奄美海運株式会社が鹿児島銀行より融資を受けている会社運転資金に対する損失補償ということで、こちらの補正についての理由をですね、お尋ねしたいと思います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 御説明いたします。今回、債務負担行為補正という形で2件を廃止させていただいております。これは、いわゆる裏航路において、知名町の方が昨年度より港に着かない、港利用がなくなったということで、損失補償を知名町が抜けることになりました。令和8年度よりなくなります。そのことで、当初予算におきまして、新規で喜界町、瀬戸内町、天城町の3町で損失補償をすることになる申請をしております。予算の方も計上されております。そういった中で、今回、奄美海運、民間の事業でもありますので、大事な足として、補償が確実に確定するまで、前回のものは、名目上、残しておこうということで、当初予算の段階では廃止はせずに、今回、廃止するという流れになりました。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。この問題はですね、知名のお話もありましたけれども、やはりこれ、奄美群島、鹿児島県、そして、沖縄もですね、含め、考えていかなければいけない課題だなというふうに思いますので、こちらの補正に関しては、そのとおりやらなければいけないものでしたので、引き続きですね、是非、こちらの航路、利用活用を増やしていくにはどうしたらいいのかというところも、協議会の中でいろいろ語られていると思いますので、引き続きお願いをしたいと思います。

続きまして、13ページ、お願いしたいと思います。12ページから、いきます。12ページの20款の5項雑入のところですね、1節総務費雑入、デジタル創発塾受講料助成金、こちら歳出のほうでも出張の旅費などありましたけれども、事業の御説明をいただきたいと思います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。こちらですね、全国町村会主催の研修会となっておりますので、デジタルを活用した施策を提案できる職員の育成が目的となっております。現在、情報政策係の職員1名を対象として、申請を行っているところです。また、この研修に伴いましては、町村会議よりですね、助成金がいただけるということで、歳入のほうを計上しております。

す。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。こちらのほうなんですけれども、ほか市町村の方もどのような形で派遣して、その後、どういうふうにされていたのかなということも調べさせていただきました。その上でなんですけれども、本町としてはこの補修を受けることは、非常に有意義ではないのかなというふうに思うところなんですけれども、この受講後、どのように考えていくのかというところ、非常に大事なかなと思うんですけれども、その辺り、何か計画等があるのかという点、確認してもよろしいでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） 本町がこれまで推進してきましたD Xの推進、これに伴ったいろいろな住民サービスの向上ですとか、実績が出てきたわけでございますけれども、このようなデジタルの研修を職員が知識を身につけることで、また、さらなるですね、A Iの活用であったり、様々なデジタルを通した住民の福祉の向上に努めていけるのではないかなと考えております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。北海道のニセコ町のお話をさせていただきますと、こちら、派遣終わってからですね、管理職の方、対象に対して、検証を受けた方が、実際に受講した内容をプレゼンテーションをして、それで情報共有を図るというようなことをされていたりなどもしております。是非、こういったところもですね、ただ担当者が検証を受けて、一人のノウハウ等々で終わらせるのではなくて、広くそれを伝えていくというような運びもしていただいた上でやっていかないと、やはり管理職の方の理解が深まっていけないと、たぶんこのD Xというものはなかなか前に進んでいかないのではないかなというふうに思いますので、是非、そちらの部分も、今後、仕組みなども御検討いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

次ですね、13ページのほうに行きたいと思います。こちら、新年度予算にありましたところでもありますが、21款1項町費のほうの商工債のところの過疎債ソフト分ですね。こちらの観光案内所管理運営業務委託320万円、過疎ソフト分に、財源の内訳変更ということかと思っておりますけれども、こちらのほうは令和8年度の3月の定例会にて、瀬戸内町過疎地域持続的発展計画によるもので、この観光案内所、委託費の方入ってございましたが、その流れでの財源の組み替えということでよろしかったでしょうか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） いわゆる過疎計画の中で組まれている内容でございます。今回、320万円の過疎ソフト債の計上ですけれども、最近になりまして、過疎ソフト債の増額が、限度額の増額がありましたので、それを今回、観光案内所に充当したという考えでございます。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。その上でですね、ちょっと改めてなんですけれども、この過疎ソフト債とは何なのかということ、御説明いただきたいなと思います。こちら、交付税の措置がある有利な財源だと思うんですけれども、あくまで地方債であり、将来世代含めてですね、返済していくという、町の責任があるかと思うんですけれども、改めて過疎ソフト債について御説明いただきたいなというふうに思います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 過疎ソフト債について説明させていただきます。この起債は通常の起債と大きく違う部分があります。それは、通常の起債は資産形成、道路や建物、形として残る物に関して、起債というのがつくのがほとんどであります。この過疎ソフト債というのは、そういう物とは逆の、ソフト事業に当たるものでございます。名称にあるとおり、人口の減っている地域、過疎地域においてそのソフト事業に活用されます。内容としましては、やはり地域の知恵やアイデア、考え方等が重視されまして、基本的には不便な事をなくしたりとか、仕事を増やすことであったり、人口を増やすことであったりというような地域のアイデア等ソフト事業に関する起債ということになっております。もちろん駄目なものは、先ほど言いましたハード事業であったりしますが、それ以外にも、行政内部で使うような、経常的な事業というのは、駄目な内容となっております。基本的には持続的に発展するような内容のものに充てられるというふうに考えて充当しております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。この320万円分の過疎ソフト債への付け替えですけれども、この償還期間はどの程度になるのかというところの説明などをいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 瀬戸内町としましては、10年の借り入れ償還というふうに設定しております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。その上で、ちょっと担当課長にもお伺いしたいんですけれども、こちらの委託に関しましては、現在、奄美せとうち観光協会に、4月から海の駅の観光案内窓口の方を請け負っていただいているかと思うんですけれども、そちらに関する事業で間違いなかったかどうかというところをまず確認してよろしいでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 間違いございません。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。先ほどの、この過疎地域持続的発展計画の中でもありますね、ちょっと改めて振り返ってみました。その中でですね、やはりこの事業をそれぞれ行っていくにあたってですけれども、先ほど財政補佐のほうからも御説明ありましたけれども、10年、返済をしていくというようなところでは、やはり長期的にどのようにこのソフト分をですね、生かしていくのかというような責任があると思うんですね。その中で確認をしたいのがですね、現在、この4月から奄美せとうち観光協会のほうと委託の契約を結ばれているかと思うんですけれども、まず目標設定をしっかりと具体的にされていらっしゃるのかどうかというところについて、確認してもよろしいでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） この委託に関して目標設定をしているのかという御質問ですけれども、具体的な目標設定はしておりませんけれども、今、町が行っている施策として、観光案内をしておりますので、その業務を、観光協会に委託している状況で、予算的に減額はされていて、その案内内容、観光案内業務に精通した視点で観光案内をしますもので、内容的にはより充実するものと期待しているところです。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。今の観光案内所への委託の内容ですね、改めてどのような委託内容をお願いしているのかというところですね、ちょっとそのあたり、詳細を伺いたいと思うんですけども、例えば、これまで、令和7年度までですね、瀬戸内町のほうが、職員のほうがそこにいたかと思います。そちらの業務をただただやっていただくというような形なのか、それとも何か新たなK P Iなのか、目標委託内容なのかというものもお願いしている状況なのかというところを確認してよろしいでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 委託内容としましては、窓口、窓口に来たお客さんへの対応、観光案内ですね。それと、場合によっては観光パンフレットを配布したり、それから、E－B i k eのレンタル業務も委託しております。

○6番（泰山祐一議員） 承知しました。この部分ですね、今回、過疎地域計画の中で、この過疎ソフト分をですね、やはり追記するというようなことで、今後、多分、この8年度以降も。予算のそれぞれの全体を見ながらだと思いますけれども、9年度、10年度、この12年度までですかね、同じような形で財源のほうの充て方というものも考えられていくと思うんですね。その上で、やはりこの観光案内所、非常に重要だと思いますし、観光協会とどのように、今後、委託、連携を図っていくのかというようなこと、非常に重要だと思いますので、是非、今一度ですね、瀬戸内町の2018年から2022年度まで、瀬戸内町の観光振興計画というものを第1期、作られておりました。その中には2023年度以降5か年も、観光振興計画の第2期策定というようなものもですね、書かれていたんですけども、今、そちらの方が見受けられません。是非、ちょっとその部分にも具体的な数値なども書いておりましたので、その上で観光協会とどのように瀬戸内町との観光のあり方を考えていくのかというところもですね、改めて、この令和8年度を揉んでいただけたらいいのではないのかなというふうに思いましたので、是非、こちら、将来世代に対してですね、ただ単年度で観光の案内の窓口をやるのではなくて、将来、瀬戸内町の観光をどういうふうはこの10年かけてですね、育てていくのかというところを考えていただきたいと思います。その中には入り込み客数という目標数値も書いていますよね。令和6年度は13万5,191人と、それで令和12年度には17万7,000人にしていくというようなことで、約4万人ほどですかね、増やしていこうというようなところ、書かれておりました。それをどういうふうはこの観光案内所を通してですね、観光協会と行っていくのかというようなところは、ただただ電話だったり、受付窓口での対応だけではないのではないかなと思いますので、是非、そのあたり、協議のほうを引き続き進めていただけたらと思いますので、改めて、この過疎ソフトを使うときですね、各担当課のほうでも、そのあたりの視点を持ちながら、予算のほうのですね、計画を立てていただきたいと思います。

次、14ページ、移ります。2款1項の4目、財産管理費の13節、公共施設マネジメントシステム関係ですね、使用料及び賃借料1,257万8,000円、こちらは当初予算からの減額かと思います。そちらについての内容説明をお願いします。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 今回、大きな金額の減額となりました。実際は今年度、事業を

実施しないという決定をいたしました。その背景としましては、財源というところで、来年度、財源がつくことが見込まれましたので、確実につく年に計上して、内部的な事業が、この内容としましては大きいので、財源を第一として、事業の翌年度実執行という形での転換を図りました。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。是非、しっかりですね、9年度に向けて、8年度、準備を整えていただきたいと思います。

次のページ、同じ目になります、15ページですね。こちらのほうの、まず14節工事請負費の旧教職員住宅解体費4,290万円とあります。こちらの解体場所について、お尋ねしたいと思います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 解体場所としましては、廃校になっております、節子、管鈍、久慈、秋徳の地域で、全部で7棟を予定しております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。こちら、今、言われた7棟は、昨日、公表されました、個別施設計画に基づいての計画という認識でよろしかったでしょうか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 個別施設計画の中で、やはり解体が好ましいという形での判断で行うものでございます。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。その上で、この解体後ですね、どのような利活用をしているのかというところの方針も、今、言われた7棟について、全部が全部あるのか分かりませんけれども、もしあれば、そのあたり、お尋ねしてみたいと思います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 現状では、各集落においての土地になりますので、各課、集落と話し合っていくことにはなろうかと思いますが、まだ具体的な形では決定しておりません。

○6番（泰山祐一議員） 是非、このあたりもですね、今後、解体を計画していく際に、未利用の検討委員会ですかね、というものが瀬戸内町、あるかと思うので、是非、このあたりについても、今後、検討材料としていただけたらよいのではないのかなと思います。内容、承知いたしました。

あと、その上にあります、17節の備品購入費のこの複合機は、どのような事業に対して使うために購入する予定なのか、22万円ですね、複合機についてお尋ねしたいと思います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） これまでリースで使っていたコピー機とFAXが複合機となっている機械に関しまして、買い取りという形で行うことのほうが、今後予算として大きなお金の支出がなくなるということでの判断で買い取りをします。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。次、その下、18目の企業誘致雇用創出促進費のこちら、審査会委員のほうの報償費、ありますけれども、2万4,000円ですね。こちらについては、どのような審査会を行う予定があるのでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。これですね、瀬戸内町条例に基づく企業利地等促進助成金の申請にあたり、この申請が来た段階で、この内容をですね、審査するというふうに条例でも定めておりますので、その委員の方々の報償となっております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） そうしましたら、この令和8年度にこの申請のほうがもう既に、相談とい

うものが出てきているというような状況という認識でよろしかったでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） 現在、1件の申請を受理しているところであります。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。その部分に関しては、業界として、業種としてはどのような業種なのかという点はどうか、お話できますでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） 業種としましては電気工事業となっております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。引き続きですね、こちらのほうの企業誘致関係ですね。いろいろな事業者に対しても広く広報も努めていただけたらというふうに思います。内容承知しました。

次、行きたいと思います。18ページ、お願いいたします。3款の1項4目、障害福祉費のところの地域生活支援事業のコミュニケーション事業、手話通訳など3万3,000円、報償費とあります。こちらについての事業説明を求めます。

○保健福祉課長（信島浩司） 泰山議員の御質問にお答えいたします。この手話通訳につきましては、最近のその研修会とかイベントにおきまして、聴覚障害のある方も気軽に参加できるようにということで、先日、行われた福祉フェス等においても、手話通訳を配置いたしました。今後においてもですね、70周年記念式典と、あと福祉課のほうでもいろいろな研修会等を予定しておりますので、その都度、手話通訳のほうを付けて聴覚障害のある方でも気軽に参加できる体制ということで、当初予算で2万7,000円ほど組んでおりましたけれども、回数が増えるということで、増額計上したということでございます。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。一つですね、連携できるようであれば御検討いただけたらどうかと思うんですけれども、本町におきましてはせとうちケーブルさん、テレビがございます。その中で、先ほど言われたような式典だったりですね、諸々のイベントのほうにも、時折、撮影の方に来てくださっておりますので、そのあたりで手話で、例えば右端だったりとか、テレビなどでやっているような形でありますと、そこに参加できなくても、内容、イベント内容がどのようなものなのかというのもですね、分かりやすくなるのかなと思いましたので、一つ、協議できるようであれば、そのあたりも連携していただくと、より住みやすい町になるのかなと思いましたので、是非、御検討をお願いしたいと思います。

次、19ページのほうに移ります。3款2項1目、児童福祉総務費のところになります。こちらの保育対策総合支援事業費494万円についてですね、こちらの事業説明を求めます。

○町民税務課長（林 敬郎） 御質問のほうにお答えいたします。こちらのほうなんですが、療育検討会とかですね、委託費で医療的ケア児保育支援事業等をですね、今回、新たに新規事業として設けて、そっちのほうの予算でございます。

○6番（泰山祐一議員） 具体的に、もう少し事業の詳細などを、説明できる範囲でお願いしてもよろしいでしょうか。

○町民税務課長（林 敬郎） お答えいたします。まず、療育検討会。こちらのほうをですね、実施

するんですが、療育検討会とは、発達に特性のある子供や障害のある子供に対する療育、発達支援の提供体制や関連する制度のあり方について協議する会議、こちらのほうを、まず、行います。それと、委託費としまして、医療的ケア児保育支援事業というのを実施いたします。こちらのほうです、今現在、保育所のほうに医療的ケア児がおりますので、その方に対する、その子に対する医師的行為、医療行為を行うための委託費でございます。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。引き続き、この検討会なども通しながらですね、この療育に携わる方々の方ですね、お声をですね、拾い上げていただけたらと思います。

次、20ページ、お願いします。こちら、3目の母子保健事業費の負担金、18節の心理士相談事業20万円減ということで、当初予算から、6月の段階ですぐに減というふうになっておりますが、こちらについての理由説明を求めたいと思います。

○町民税務課長（林 敬郎） お答えいたします。こちらのほうですね、減になった要因としましては、当初、幼稚園分と小学校に入っている児童の分をですね、両方、計上しておりましたが、小学校の分に関しては、教育委員会のほうで新たに計上するということで、こちらのほうは減にいたしました。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。次、23ページの方、お願いいたします。6款3項の1目、水産業振興費の中にあります、生物環境調査事業、319万9,000円ですね。まずこちらの財源は、企業版ふるさと納税で歳入入っておりますが、そちらのほうからということでよろしかったでしょうか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 財源としましては、企業版ふるさと納税のほうから充当させていただいております。

○6番（泰山祐一議員） こちらの御寄附いただいた企業名等はどうなんでしょうか。公表は難しい状況でしょうか。もし言えればお願いします。難しければ難しいで大丈夫です。いかがでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） ちょっと確認を行ってから、回答したいと思います。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。是非、この部分、いい取組にさせていただいているかと思うますので、そのあたりも御確認をお願いしたいと思います。

また、この生物環境調査事業についての、ちょっと事業の内容、スケジュールについてですね、お尋ねをしたいと思います。どのような事業を行っていくのか。エリアなども含めですね。そして、期間はいつから開始する予定なのか、という点を確認したいと思います。

○水産観光課長（保島弘満） 期間について答弁しますけれども、7月ぐらいに発注して、約3カ月を予定しております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。こちらについては、以前、予算なども付けて、一旦取り下げて等々あったりもしましたので、それと同じ事業内容ということで、はい、認識させていただきましたので、次のほうに移りたいと思います。

次、23ページ、同じくですが、7款1項の商工総務費の1目、こちらの公共ライドシェア実証運行事業の委託料で1,550万円とあります。まずこちらについての事業内容の説明を求めたいと思います。

○商工交通課長（保岡忠洋） この事業は、一応、昨年度から実施しています、ライドシェアの実証実験でございます。主な内容としては、運行実証と、あとアプリの開発とか、それから、その事業計画等、含まれております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） こちらですけれども、本島側で実証実験、令和7年度までですね、行っておりましたが、こちらの予算の中に、本島以外のところも入っているのではないのかなと思うんですけれども、そんな点についても御説明いただけますか。

○商工交通課長（保岡忠洋） 大変失礼しました。今年度から一応、加計呂麻地区の実証実験も行う予定でございます。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。こちら加計呂麻のほうで、まだ取組されていない状況の中で、8年度、取組を、協議をまずスタートされるということでございますので、是非、関係してきそうな事業者さん、例えばレンタカーの事業者さんだったりですね、そういったところとはどうでしょうか。今、協議などもされた上で、この予算が上がってきているのか。それとも、この予算が可決されてからですね、協議される予定があるのかという点、確認してもよろしいでしょうか。

○商工交通課長（保岡忠洋） この実証実験に参加したいという事業所はあるというふうに認識しております。ただ、そこが参加する、しないというのは、予算通過後、もう一度、検討して、話し合いをしていきたいと考えております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。是非、こちらの部分ですね。加計呂麻島内の中で利活用の部分で、事業者さんたちにまずはちゃんと御理解をいただいた中で、困惑がないように事業の方をしっかりと進めていただきたいなというふうに思いますので、そのあたりは丁寧によろしくお願いたしたいと思います。

また、先ほど御答弁でありましたアプリの話ですけれども、このアプリケーションはどのような機能を持ったものを導入する予定なのか、また、予算はこの1,550万円のうち、どのぐらいの予算を、今、想定されているのか、という点を確認してよろしいでしょうか。

○商工交通課長（保岡忠洋） このアプリについてですが、基本的な配車システムであるとかいうのも想定しております。予算については、470万円程度を見込んでおります。以上です。

○6番（泰山祐一議員） こちらは既にある例えば配車システムのほうを、瀬戸内町が初期払いをして、買い取るというような形になるのか、どのような形のアプリになるのでしょうか。

○商工交通課長（保岡忠洋） これについてはまだ、実証実験を行ったあとに、実際に話し合っていくことになると思いますので、現在のところは未定となっております。

○6番（泰山祐一議員） 現在、未定ということなんですけれども、この見積もりを、多分、積算根拠として積み上げているということは、今、言われた配車システム、アプリの中でこういったもの

なのかというようなことが、ある程度想定されているのではないのかなと推察するところなんですけれども、実際にこのアプリ、買って終わりなのか、それとも買ったあとに維持管理費等々がかかるようなものを想定されているのかというところを、確認しておきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○商工交通課長（保岡忠洋） まだ、実際のところ、確定しておりませんので、ちょっと答弁を控えたいと思っております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） そうしましたら、ちょっと私、懸念しているのは、このアプリを作ることになりましたというようなことも含めて、今回の予算関係で議決するわけですよね。なので、それを今度、可決した後に、維持管理費が幾らほどかかるのかというようなことが分からないと、そこをスタートさせてしまうきっかけを、今回の議決でやはり影響してきてしまうので、ちょっとその部分をしっかりご答弁いただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○商工交通課長（保岡忠洋） 実証実験ですので、ランニングコストもなかなかかからないような方法でやっていきたいと考えております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。ちなみにアプリ、配車アプリを導入するにあたってなんですけれども、これは、この、今、ライドシェアに参画されている事業者さんたちのほうからの御要望があったり、もしくは町民の方からの御要望があって、この配車アプリを導入しようということで、事業申請をされたという認識でよろしかったんでしょうか。

○商工交通課長（保岡忠洋） 運行事業者、利用者、この辺の利便性を考えて、考慮して、結果でございます。以上です。

○6番（泰山祐一議員） その利便性を考慮、担当課としてですね、されたというようなことは承知いたしました。実際にこれを運用していくにあたって、それぞれライドシェアの事業者の方々が利活用したり、ちゃんと町民の方々もそのアプリを通して利活用しなければいけないという双方性の話になりますので、その部分で、まずは多分、このアプリを導入するか否かというようなところでは、このライドシェアの事業者さんのほうにはちゃんと御所諾というのか、ちゃんと話の方もして、それでアプリの方を導入、是非、しようねというような話に現在なっているのかどうか。それともそうではなく、この予算可決後にお話をした上で導入するか否かというようなことを御検討されていくような、今、流れになっているのかというところ、どちらになるんでしょうかね。確認してもよろしいでしょうか。

○商工交通課長（保岡忠洋） 事業者のほうには了承をとっているかという話なんです。ちょっとその辺、確認させてください。

○6番（泰山祐一議員） 是非、お願いしたいと思います。その上で、この事業者さんたちのほうが、いや、そんなアプリいらないよと、ほかの予算に当ててほしいというような話などがあった場合というのは、この辺りの、今、言われた500万弱の予算というものは、もうそのまま使えないような形になるのか、それとも他の事業などに充て替えることが、事業申請変更ができそうなのかど

うかというところについてはいかがでしょうか。

○商工交通課長（保岡忠洋） 事業申請が変更できるか、ちょっとそこを含めて、また、確認したいと思います。

○6番（泰山祐一議員） よろしくお願ひします。こちらは3分の2が国の補助事業のほうを活用しているという形でありますけれども、やはり残り、瀬戸内町のほうでの負担ということになりますので、このアプリを導入するというようなことを、本町の方が事業者さんや町民の方々のお声というものを、一旦、横に置いておいた中で進めてしまっ、それで実際に導入したけれども、ほとんど利活用としてはやってみて、これはいらぬなというふうな話になってしまうと、それこそ担当者もそうですし、やはり本町としても、ほかに予算を使っておいたらよかったなというふうになりかねないので、是非、そこの部分は慎重に事を運んでいただきたいなと思います。先ほども言われていたこのランニングコストの部分については、是非、今、ちょっとお伝えできないということでありましたけれども、非常に大きなものがかかるのであれば、これは、是非、議会のほうに説明なども図っていただきたいなと、これは強く要望させていただきたいなと思います。こちらのライドシェア事業に関しましては承知いたしました。

次、その下ですね、あります、24ページのほうに移ります。7目の地域振興推進事業費のところ、西古見ゲート地域振興推進事業、10万円ということで消耗品費、燃料費というふうになっておりますけれども、こちらの部分は、昨日は公表などもありましたけれども、県のほうから採択を受けた、この西古見ゲートの、今、砂利の道の農道のあたりですかね、そちらの方を補修して、コンクリート舗装ですかね、する事業に関連した事業費ということでよろしかったでしょうか。いかがでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） この地域振興事業の10万円につきましては、その西古見ゲートのアクセス道路に関する事務費を計上したということです。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。その中で、すいません、ちょっと小さい、細かいところなんですけれども、地方債、充てていますよね。消耗品費とか燃料費というのは、これは起債に充てられるものなんでしょうかね。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 一部制限はありますが、充てられるようになっております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。次、25ページのほうになります。24ページの下からですね。8款の2項1目、土木施設管理料の500万円、工事請負費とあります。こちらについての事業説明を求めます。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。基本的に、町道の維持、補修に係る工事費でございます。於齊諸鈍線ですね。町道於齊諸鈍線。於齊と勢里の間で、今、防草工ということで、乗り面に張りコンクリートをやっています。それで、今、コンクリート等の単価が高騰してしまっ、当初の予算ではちょっと追いつかないということで、今回、増額をしております。もう一点が、網野子の川の方なんです、護岸の補修を今回、計上しているんですが、ちょっと破損状況が、範囲が広

くなっています、そちらのほうの不足分の増額ということで、500万円の増額をしております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。そのあたりの増額分ということで、また今後ですね、この台風だったり、この線状降水帯の関係等々も含め、梅雨時期もあり、結構、側溝のほうにですね、いろいろなものが詰まってしまっている状況もあるかと思しますので、是非、そのあたりも、今後、町道の管理の上ですね、確認をとっていただきたいなと思います。

次、25ページですが、6目防衛施設周辺環境整備事業費のところの、12節委託料、調査業務600万円とございます。こちらについての調査内容について、お尋ねしたいと思います。

○建設課長（浜田高仁） 調査業務内容としましては、地質調査でございます。当初予算でも計上してありますが、ちょっと、今、設計業務委託を発注かけていますが、その設計業務の内容によって、土質、地質調査をする箇所がある程度決まってきます。今回、発注を、当初の決定の金額で前倒しして発注をかけるんですが、今、設計のほうからの調査依頼として、現在、当初は6カ所でしたけれども、現在、8カ所ということで、2カ所、地質調査をする箇所が増えたということで、今回、増額というところでございます。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。この辺りもですね、先日の台風等の影響で、節子からですね、嘉徳のほうに向けて、防衛省の施設のほう、上がっていく道などもですね、みさせていただきましたけれども、やはり崩れている箇所が見られますので、是非、このあたりの防衛の周辺事業のほうもですね、やはり対応のほうも検討していかなければいけない場所もあるのかなと思いましたので、是非、そこの御検討もお願いしたいなと思います。よろしく願いいたします。

次ですけれども、27ページ、お願いいたします。9款1項1目消防総務費、850万9,000円の人件費関係の減となっておりますけれども、こちら、人材のほうに関して、職員の定数は足りているのかどうかという点、気になったんですけれども、いかがでしょうか。問題ないでしょうか。

○総務企画課危機管理補佐（積 裕） お答えします。人数に関しては、今、現状のままで大丈夫です。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。そうしましたら、次、30ページ、お願いいたします。30ページのほうの、こちら、5項の2目きゅら島交流館の、まず、修繕料、25万円ですね。こちらのほうはどのような施設維持の修繕料のプラスになるんでしょうか。

○社会教育課長（昇 憲二） お答えします。きゅら島交流館2階にありますキッズスペースのエアコンがですね、ちょっと壊れてまして、突発的に修理が必要ということでの補正予算となります。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。そして、その下ですね。図書館・郷土館費のところの修繕料、施設維持33万5,000円になりますが、こちらについては、どのような修繕料になるんでしょうか。

○社会教育課長（昇 憲二） お答えします。図書館のほうが当初で予算を組んでいました、2階、

展示室のエアコンの修繕を予定しておりましたが、ちょっと物価高騰、当初の見積額と再見積額との差額が発生したということでの補正となりました。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 次、29ページですね。10款4項の2目ひかり幼稚園のほうの、こちら、修繕料、65万8,000円。こちらについては、どのような修繕になりますか。

○教育委員会総務課長（黒田洋平） 泰山議員の御質問にお答えいたします。ひかり幼稚園の敷地内にある水道メーター周りと管の施設の修繕となります。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。やはりですね、私がこの修繕料のほう、ちょっと改めて確認したのが、今後、この施設管理をしていく上で、やはりこういったアクシデントのような形でですね、やはり老朽化していくと、何事もこういった修繕をしなければいけない機会というものが、都度都度出てくるかと思うんですね。その中で、やはりこの公共施設の総合管理計画並びに個別施設計画などですね、基にしながら運営していくかと思うんですけども、本町がこれだけの大きな面積をやはり有しているからこそですね、大きな、数が多い公共施設を有しているので、それに關しての維持管理というものが、だんだんだんだんかかってきてしまうというようなことは、これは、今回に限らず言えることではないのかなと思いますので、是非、その部分も含めて、今後ですね、この公共施設のあり方というものもですね、また、一般質問で聞かせていただこうと思いますので、是非、そのあたり、引き続き町の大きな課題としてもですね、認識していただけたらというふうに思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） 先ほどの生物環境調査事業に係る企業の関係ですけれども、企業によっては公表、非公表がありましたので、ちょっと時間がかかってしまいました。申し訳ありません。この、今回、この事業に充てられる企業様といたしまして、株式会社桑山様。日本テレビ放送網株式会社様。株式会社山田養蜂場様。エアブラウン株式会社様。宇都宮工業株式会社様となっております。また、現在、そのほかのいただいている企業版の企業名につきましては、町のホームページのほうでも公表をしておりますので、御参照いただければと思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） 休憩します。再開は、10時50分とします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

○商工交通課長（保岡忠洋） 先ほどの補正予算の答弁ですが、アプリについては、事業者には国庫補助が、今週、決定しましたので、その決定後、速やかに説明して、実証実験に移りたいというふうに考えております。万が一、この実施できなかった場合の振り替えができるかという質問だったと思いますが、これについては、この予算は、一旦、アプリの部分だけ落として、ほかの事業に振り替えることはできませんので、ほかの部分の事業を実施していきたいと考えております。以上で

す。

○議長（向野 忍議員） 他に質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） それでは、質疑いたします。7ページですね、7ページの債務負担行為補正でありますけれども、これは当初予算で、同じ事項で3億円の債務負担補正がありました。いわゆるこの借り替えというか、ということだというふうに思いますが、この、今回、廃止する分についての総額でいくと、2億3,000万円ですね。新たに8年度から14年までということでの債務負担行為補正で3億円、いわゆる7,000万円ほど増えておりますけれども、これは先ほども少し質疑、答弁の中でありましたが、厚生団体ですね、が1団体減ったということなどもありましたが、この債務負担行為補正を、債務負担行為をする自治体ですね、自治体について、そしてまた、どういう事情でこの7,000万、増えたのかということについてですね、お尋ねしたいと思います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） この件に関しましては、昨年度末からいろいろ議論がされておりました。喜界町、瀬戸内町、天城町の3町含めて、首長同士の協議の中で、物価高騰、実際はいろいろな背景がこの事業にはあったかと思いますが、そういう中での企業からのお願いがあって、検討の結果、こういう金額の設定というふうになっております。以上です。

○5番（中村洋康議員） 分かりました。次、いきます。12ページですね。12ページの基金繰入金がありますけれども、それぞれその財政調整基金、ふるさと応援基金、公共施設維持管理基金の基金繰入後の残高をですね、お尋ねします。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 今回、三つの基金から取り崩しをさせていただいております。まず、財政調整基金の取り崩し後の残高としましては、11億6,000万円程度になっております。公共施設維持管理基金の方は、11億2,500万円程度になっております。企業版ふるさと応援基金に関しましては、5,300万円程度になっております。

○5番（中村洋康議員） それでは、次、行きたいと思っておりますけれども、14ページです。14ページの2款1項1目ですね、修繕料がありますけれども、維持補修の修繕料ですね、この内容説明を求めます。

○総務企画課危機管理補佐（積 裕） お答えします。今回の修繕料は3点ありまして、一つが2階の会議室。そこの真ん中に敷居を入れて、小会議室を使用できるよう、利便性の活用を図ります。2点目に、非常用発電機。これは老朽化に伴い部品の効果となります。3点目、1階女子トイレ、和式のトイレを様式に変更とします。以上です。

○5番（中村洋康議員） 次、その下ですね、職員研修費。この特別旅費はどのようなことを計画されているのか、15万6,000円の増ですけれども、お尋ねしたいと思います。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） ただいまの御質問にお答えいたします。新任課長研修が1名、研修分ですね。あと、新任課長補佐研修を想定しております。以上です。

○5番（中村洋康議員） どなたを呼ぶというか、そういう予定ですね、講師、特別旅費でやりますので、そういう形なのかなというふうに思いますが、どういう研修を想定されているのか

な、講師ですね、旅費だというふうに思いますけれども、その今の計画についてですね、お尋ねしたいと思います。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） ちょっと確認させてください。すいません。

○5番（中村洋康議員） それでは、15ページです。15ページの21目ですね、DX推進費についての旅費ですけれども、これ、当初、54万2,000円の計上してありました。この6月補正で35万6,000円の増ということでありますけれども、その要因をですね、お尋ねしたいと思います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。こちらの旅費につきましては、全国町村会主催のデジタル創発塾という研修があるんですけれども、そちらのほうに職員1名を参加させるという内容になっております。研修自体は合計4回ありまして、2回がオンライン、それから、2回が対面にて開催となります。場所につきましては東京都のほうになっております。以上です。

○5番（中村洋康議員） それでは、20ページ、お願いします。20ページですね、4款1項1目、保健総務費の中の負担金ですけれども、準救急搬送飛行機運営負担金ということですが、10万円あります。これは、新規かなというふうに思いますけれども、内容説明をお願いします。

○保健福祉課長（信島浩司） 中村議員の御質問にお答えいたします。新規でございます。これにつきましては、ドクターヘリと民間の一般搬送のちょうど中間にあたる準救急小型飛行機という名目で、今年度、補正予算で各自治体が負担いたしております。内容としましては、命に関わる重大な案件ですと、救急ヘリが出動できるんですけれども、そのほかの場合ですね、例えば、本土で手に負えない患者が、鹿児島とか沖縄の病院に救急搬送された場合、一命を取り留めて安定期間に入ったときに、車椅子までは回復していないけれども、ストレッチャーとかで、寝たままの状態だと搬送できるという場合には、民間の交通機関が利用できないということでございます。このメッシュサポート飛行機というのは、それに適用した民間のボランティアでやっている交通手段でございます。これまではボランティアですので、寄附、企業とかの寄附によって運営していたんですけれども、立ち行かなくなったというか、寄附が集まらないときには運休していたりする状態であったので、自治体としまして、12市町村で話し合って、これは広域に支持するいい事業ということで、それぞれが予算を持ち合って、一命を取り絶えて奄美に帰りたいという患者さんに対しては、その担当医師の許可の下、医師と看護師が同乗して帰れるという、民間団体に対する負担金ということでございます。以上です。

○5番（中村洋康議員） それでは、次ですね。24ページです。24ページの8款1項2目ですね。土木施設維持費ですけれども、この重機借り上げですね、所要が必要だということは分かりますけれども、当初で216万6,000円で、この6月で203万9,000円の増額というような形でありますけれども、その要因ですね、少しお聞きしたいと思いますが。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。基本的に大雨等、台風もですが、大雨等が降りますと、集落内の河川の河口口が閉塞する場合がございます。現在までも、閉塞した分の開塞をしているところがございます。そちらのほうに予算が使用していきまして、今後、台風、また、大雨等が

あるかと思うので、それに対しての想定予算でございます。以上です。

○5番（中村洋康議員） 次、26ページです。8款3項1目ですね、河川総務費の負担金でありますけれども、当初430万、今回765万の増額ということでありますけれども、その要因についてお尋ねしたいというふうに思います。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。こちらの負担金に関しましては、嘉徳海岸の工事に関する負担金でございます。当初予算が事業費としまして、こちら、鹿児島県の方が工事を行っていますが、当初予算として工事費として3,000万でございました。追加予算が来まして、1億3,000万余りになっております。その分の負担金ですね、7.5%の負担金の増額ということでございます。以上です。

○5番（中村洋康議員） 次ですね、28ページ、お願いします。10款1項2目事務局費ですね。この委託料でありますけれども、心理士相談支援事業等についての委託料。これも新規かなというふうに思いますけれども、内容説明をお願いいたします。

○教育委員会総務課長（黒田洋平） 中村議員の御質問にお答えいたします。心理相談士ということで、町民税務課のほうから説明があったんですけれども、そちらの小・中の心理士相談料を委託費として組んでおるところです。内容については、子供たちの心理、支援が必要な子供たちの相談とか、あと検査ですね、検査等がありますので、そちらのほうの委託料となっております。

○5番（中村洋康議員） これは適宜というか、そういう事情というか、あったときに委託するんでしょうか。それとも、定期的に、事前にですね、計画の下に実施するのか、その辺のことについて、少しお聞きしたいと思います。

○教育委員会総務課長（黒田洋平） お答えいたします。これはですね、適宜ではなくて、そういうケースが出た場合に検査をするという形になります。

○5番（中村洋康議員） 次に、30ページですね。30ページの10款6項の1目ですね。これは、先ほども質疑がありましたけれども、少し私も質疑したいと思いますけれども、総合型地域スポーツクラブということで、その民間団体の活動に対する補助ということでありますけれども、これまでも既存のですね、スポーツ、各種スポーツの団体がありますけれども、そこに対する支援とですね、どのような違いがあるのかなというふうに少し思うんですけれども、もう少しこのスポーツクラブに対する支援についてですね、説明していただければというふうに思います。

○社会教育課長（昇 憲二） お答えします。総合型地域スポーツクラブはですね、地域の住民自らが主体となって運営するスポーツクラブ。住民のニーズに応え、全ての世代の人々が学校や公共施設を活用しながら、生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりを目指して、活動できるということを目的として、民間の力を活用しながら行う事業となっております。スポーツそのもの、単体での活動を支援するということではなくてですね、その総合型地域スポーツクラブという民間の任意団体が、町とスポーツをされる方々との間に立つような形でですね、町民が望むものとか、また、自分たちで任意でこういう活動をしたいという、いろんな事業展開をされていく。その中で、

今まで町の職員が対応していたものもですね、今後、そちらの団体の方で担っていったらなというところでやります。今までの、立ち上げてやります、例えば満天クラブというのは、あくまでもスポーツクラブ、総合型スポーツクラブとは言っていますが、正式に県の総合スポーツセンターの認定を受けていませんで、それに係る活動については、そのスポーツセンターからのいろんな助成であったり、情報提供というのは受けられなかったんですが、こういう民間団体が立ち上がり、認定を受けることで、これからいろいろ幅が広がっていくということで、推し進めているところでございます。

○5番（中村洋康議員） 私もその満天クラブがですね、ある意味、どうしてかなというようなことも考えたんですけども。いわゆるそうすると、この民間団体が立ち上がったら、補助するというか支援するというような形を受けましたけれども、その支援にかかる、補助にかかる認定、町がですよ。先ほど県というのがありましたけれども、県の認定を受ける団体については、その辺が1自治体、一つなのか、ちょっとその辺は分かりませんけれども、もう少しその辺もですね、説明いただければという。県の認定を受けたら、そういう総合型のスポーツクラブとして、町の方で補助する、そういうことなんでしょうかね。その辺ちょっとお伺いします。

○社会教育課長（昇 憲二） ちょっと資料が古いので、令和6年11月時点なんですけど、県内に59クラブ、30市町村の59クラブ、スポーツクラブというものが存在してまして、あの総合型と言われるものですね。うち認定は38クラブ、23市町村で21クラブについては認定されていないという形になっております。県の総合スポーツセンターのほうもですね、やはりこの認定事業というのを推進しておりまして、いろんな形での情報提供や助成ができるので、認定を進めているところであります。町を経由してですね、今回のように助成金などは、町の予算を経由してという形になると思いますので、認定はあくまでも県のその総合スポーツセンター。町はそちらに対してのサポートという形になります。以上です。

○5番（中村洋康議員） 今回、この補正を計上したということでありますので、その県の認定があったのか、見込みがあるのかどうか、その辺はあれですけども、ちなみに瀬戸内町のその総合スポーツクラブ、どういうものなのか、お尋ねしたいと思います。

○社会教育課長（昇 憲二） 今現在ですね、認定を受けてですね、準備にかかる事業費補助支援というのをですね、受けております。今回の8年度予算に、7年度から実施しているんですが、7年度、8年度と2か年、準備期間ということで、支援を受ける。今回もこの補正が通りましたら、その総合型地域スポーツクラブのほうから申請を受けて、補助金、概算払いという形の流れになっております。また、その総合型地域スポーツクラブというのは、民間の方々が立ち上げて、今、準備段階ということですので、あくまでも民間の任意団体という、本体としてはスポーツをされている方々が立ち上げている、一部の方となっております。

○5番（中村洋康議員） ちょっと理解、あれなんですけど、要は県の認定した総合型スポーツクラブというものではなくて、認定をしてもらうために、今、準備期間をしているその総合型スポーツ

クラブに対する町単独の支援という、そういう予算ですかね。どうなんですか。

○社会教育課長（昇 憲二） すみません、ちょっと説明が悪くて申し訳ないですけども、一応、準備段階に入りましたよということで、この団体の申請は県のほうに行っておりまして、県のほうでそれを認めたということでの事業費支援を、今回、歳入の方ですね、ちょっとページがあれなんですけれども、雑入のほうでスポーツ振興くじ助成金というのを86万4,000円計上しておりますが、こちらのほうがスポーツセンターのほうを経由して、町の方に入ってきてまして、これをその団体のほうに、また歳出として、補助金として出す財源というふうになっております。以上です。

○5番（中村洋康議員） あと一点だけお聞きします。このスポーツ、総合型スポーツ、扱うスポーツ、どういう競技、スポーツ種類なんでしょうかね。その辺、少しお伺いしたいと思います。

○社会教育課長（昇 憲二） 先ほど目的はですね、町民のニーズに応えるということとはなっていますが、ただ、何でもかんでもできるということではなくてですね、ただ、そちらのほうの、その後のほうのですね、今現在、例えば子供たちとか各スポーツ団体、スポ少などから要望があったものを、おそらく中心に、今、7年度も数回実施しておりますので、そちらについてはもう、そちらの団体の任意活動となりますので、そこは町のほうは支援、サポートするという立場ですので、あれをしろ、これをしろという立場にはないというところであります。

○5番（中村洋康議員） 改めて、あと1件だけお聞きしたいと思いますけれども、今、実際プレゴールデンエイジであるとかですね、いろいろありますけれども、そういうことを包含したような形の、その総合型スポーツクラブというようなイメージなんでしょうかね。どうですか。

○社会教育課長（昇 憲二） プレゴールデンエイジ事業とか、いろんなスポーツ団体、スポーツ活動されておりますが、年齢を問わず、未就学時から老人の方々を対象として、いろんなニーズに応えるというのが、この総合型スポーツクラブでありますので、どのスポーツというのは、今、特に限定しているところではないんですが、いろいろ想像するに、一つの競技として、例えばバレーであるとか、バスケットであるとか、運動能力を高めるための訓練であるとか、いろんな形が想像できます。それを任意団体が、民間団体が民間のアイデアでやっていくということとなっております。

○5番（中村洋康議員） 終わります。

○社会教育課長（昇 憲二） すみません。先ほど認定を受けていると、僕、申し上げましたけれども、今現在、創設支援事業は認定は必要ないということで、今の準備、2年間ですね。これが終わった後、また今度、さらに自立に向けての支援が、センターのほうから受けられるんですが、そのときに認定が必要になってくるということで、今、認定に向けての準備段階ということでございました。すみません。失礼します。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） 先ほどの職員研修費の件でお答えいたします。特別旅費については、普通旅費に対するものとして、適宜、事項を定めて支出する旅費でありまして、費用弁償、または、普通旅費に該当しない場合に計上するというもので、今回、研修旅費とか調査費があり、

それが該当するものというふうに思っております。今回、市町村研修センターで新任課長、新任課長補佐の研修がありますので、その分の増額ということになっております。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○8番（柳谷昌臣議員） それでは、何件か質問させていただきます。まず15ページ、いきます。15ページの2款1項4目の、先ほどからもあります、旧教職員住宅の解体事業ですが、こちら、先ほど7棟の解体ということですが、これで町内の解体は全て終了なのか、それとも、今後、予定があるのかをお聞きします。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 今回、工事請負費でこの解体を踏み切ったという理由には、地方債が、今回、付けられるということが発表されましたので、それに伴っての計上であります。現実的には、解体する施設というのはありますが、まず優先的にという形で取り組んでおります。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。これ以外にも解体しなければいけない旧教職員住宅というのもあるということですね。是非、そこはまた計画的に進めていただきたいと思いますと思いますが、解体しなくていい旧教職員住宅に至っても、また、リフォーム等しながら、有効活用できるようにですね、そちらのほうも、随時、関係課局で協議されて、また、関係者ともいろいろとされて、進めていただきたいと思います。

続きまして、下の下になります、地域おこし協力隊事業、こちらも先ほど質問が出て、地域おこしの協力隊の方々が、任期終了後に、こちらの地域ですね、起業されるということの補助金制度ということですが、今まで何名かこの町内にも地域おこし協力隊の方、いらっしゃったと思いますが、そちらの方々は、今はまだ残っていらっしゃいますでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。過去に3名の方がこの助成金を受けておられます。令和3年度に1名、それから令和4年度に2名となっております、現在も本町において起業されております。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。この地域おこし協力隊に関しましては、この任期が終わったあとにも地域の方に住んでいただいて、また、地域の課題、または、新たな事業等をしていただくというのが前提だと思っておりますので、それにかかることで、町としてもいろいろとケアしたり協力したりしなければいけないと思っておりますので、今後もフォローしたり、また、意見交換したりしながら、この方々の今後に向けても、しっかりとフォローのほうもしていただきたいと思います。

続きまして、23ページ、7款1項1目、これも先ほど出ました、公共ライドシェアの実証運行事業なんですけど、内容としては分かりました。その中で、そのアプリの件が出ておりました。実証される事業者さんのほうの意向とかも、今後、いろいろと聞きながら進めていただきたいと思いますと思いますが、以前、私、一般質問の方で、このライドシェア、海上版はできないかという質問の際に、今後、アプリの実験等もありますので、そちらのほうも可能であれば進めていきたいと思っておりますという答弁をいただいたと思いますが、この海上に向けてこのアプリを使用するとかいうお考えについて、どうでしょうか。

○商工交通課長（保岡忠洋） まだ実際、アプリの実証実験、やっていないものですから、まず陸上から始めていきたいというふうに考えております。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました、このアプリがですね、海上で使えないかもしれないですし、陸上でもどうなるかというのは分かりませんが、以前、一般質問でもしているとおおり、海のほうですね、この海上輸送の点でも困っていらっしゃる方々もいらっしゃいますので、是非、そちらのほうも一緒になってね、考えていただいて、解決策、また、しっかりと見つけていただきたいと思います。

続きまして、26ページ、これも先ほどありましたが、8款3項1目の海岸事業の負担金の増、嘉徳集落の護岸工事ということですが、こちら工事の進み方というか、終了予定というのは順調という形でよろしかったでしょうか。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。事業を、要望をかけてから、約10年ぐらい、集落の方は待っています。それで、現在ですね、7年度から工事が本格的に着工しまして、今現在、40mほどですね、完成断面ではないんですが、暫定で40mほど完成、完了しております。8年度に約100mぐらいの進捗があるかと思えます。最終的には、完了予定としましては、令和9年度末ということで、鹿児島県のほうからお話を聞いております。なので、本格着工して3年間で、とりあえず計画延長の180mは完了するということをございます。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。集落住民の方々も、本当に早く防波ができるというふうにも願っておりますので、是非、安全第一に進めながらですね、集落の方々のこの希望が添えるように進めていっていただきたいと思います。

それでは最後になります。30ページになります。先ほども、これも出ておりました10款6項1目の総合型地域スポーツクラブの事業ですが、こちらのほうも何回か一般質問のほうでもさせていただいております。私もいろいろと調べていくうちに、他市町村においても、現在、進めております中学校の部活動のクラブのほうに転換するにあたって、この総合型地域スポーツクラブのほうが入られて進めたりという部分でも、非常に重要なことだと思えますが、今、こうやって準備段階でいろいろと進めている段階だというふうに認識しております。その上でですが、他自治体においてはその指定管理、または、業務委託等もこちらの総合型地域スポーツクラブのほうにしているところも多々見られる中で、本町の考えとしては、現在はどうなのか、お伺いいたします。

○社会教育課長（昇 憲二） 指定管理、業務委託となると、スポーツクラブ御自身のそれを受ける能力があるかどうかということもありますので、今、まだ立ち上げ準備ということで、すぐすぐという話ではないとは思いますが。ですが、先ほど来、そのほかの質問でお答えしているように、やはり民間の力を活用しながらスポーツ振興を進めていく中で、やはりそういったものも想定の中に入っているという認識でございます。現時点ではですね。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。このスポーツだけではなくて、いろんな分野におきまして、その民間ができるということは、民間のほうに任せて、任せたほうがいいんじゃないかという

のも、この議会でも結構出ておりますので、その、いい成功例になるといいかなと思います。今後
もこのスポーツ、地域型スポーツクラブのほうとも、意見交換等も行いながら、いい成功例になる
ことを願っております。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第52号、令和8年度瀬戸内町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり
可決されました。

△ 日程第8 議案第53号 令和8年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第1号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第8、議案第53号、令和8年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算
（第1号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第53号、令和8年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第1号）につ
いて、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするもの
ですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず歳出について申し上げます。へき地診療所事業費に97万1,000円を追加したこと。

次に歳入について申し上げます。諸収入に97万1,000円を追加したこと。

御審議の上、議決下さいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 質疑させていただきます。こちらの7ページ、11款1項1目の12節健康診断
表の作成システム。こちらは当初予算についていたものに、こちら、オプションを付けるというこ
とですが、このオプションの22万円分ですね、まず、どのようなオプションなのかというところ、

確認したいと思います。

○保健福祉課長（信島浩司） お答えいたします。今回のこの追加分につきましては、検診を受けた方に通知するときですね、それぞれ通知する相手方に、手書きで住所等、手書きで書いたり、エクセルとかで住所を書いて、切り張って、みたいなことをやっていたんですけれども、当初ですね、住所も検診を受けた方の住所に紐付けられるというのと、あと、データ分析等ですね、ソート等を活用したデータ分析ができるようにするということの追加分でございます。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。こちらは翌年度以降も、毎年、この金額のオプションがかかるという認識でよろしかったでしょうか。

○保健福祉課長（信島浩司） お答えいたします。今回でこのシステムが構築されますと、もう翌年度以降はかからないものと認識しております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。あと、その下ですね。13節、使用料及び賃借料の電子処方箋クライアント使用料ですね。こちらの内容についての説明をお願いします。

○保健福祉課長（信島浩司） 泰山議員の御質問にお答えいたします。この経費につきましては、今年度よりオンライン診療をへき地診療所では実施いたします。常時ではないんですけれども、与路・請、離島においてのその悪天候時にですね、巡回診療の日程が決まっていたら、日程を延期するのではなく、その日にはもうオンライン診療ということに、これからやっというところ、今、実施を始めようとしているところです。そのオンライン診療には、オンラインのその電子処方箋というのが、クライアント使用料としてかかりますので、そのオンライン診療を実施するための、このクライアント、電子処方箋のクライアント使用料ということで、計上させていただいています。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。本町においては、遠隔ですね、各有人離島のほうを有している中で、様々な先進的な取組なども、今、取り組んでいるかと思いますので、一旦、全体として、こういったサービスなどを行っているのかという現状、そして、今後、どのような展望を考えているのかというような、将来の方針というようなところですね、取りまとめした中で、世の中に公表していくと、多分、瀬戸内町で、これだけ先進的な取組というものも取り組んでいるんだなというようなことですね、注目も集めるのではないのかというふうにも感じましたので、その辺りも、今後、検討材料としてもらえたらなというふうに思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第53号、令和8年度、瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第54号 令和8年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第9、議案第54号、令和8年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第54号、令和8年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。総務費の一般管理費に114万7,000円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。繰入金の一般会計繰入金に114万7,000円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第54号、令和8年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第55号 令和8年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第10，議案第55号，令和8年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第55号，令和8年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について，提案理由の説明を申し上げます。

本予算は，当初予算成立後，新たに生じた事態に対処するため，所要の措置を行おうとするものですが，その主な内容は次のとおりであります。

今回の補正は，歳出のみの調整であります。総務費及び地域支援事業費の予算の組み替えをしたこと。

御審議の上，議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから，質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 7ページになります。5款3項の4目，認知症施策推進事業費のところの映像使用料15万円ということで，消耗品費のほうから，こちら，組み替えております。この映像使用料についてですね，事業説明を求めます。

○保健福祉課長（信島浩司） 泰山議員の御質問にお答えいたします。これはですね，オレンジランプという映画がございまして，その年間のDVD使用料となります。今，全国的にもそうですけれども，瀬戸内町も認知症の対象者が多くなりまして，その認知症の対象者に対する町民全体のその理解を深めて，認知症になっても安心してその町で暮らしていけるような地域づくりをつくっていかうではないかということでございまして，当初ですね，消耗品のほうで，今回，減額している消耗品のほうで，認知症に対するその教材等をですね，購入する予定でしたけれども，昨年度，このオレンジランプという認知症を啓発の映画，実際に39歳の若者が若年性認知症にかかった映画を，映画化したやつですけれども，そのときに上映した瀬戸内町民の皆様の反応がすごく良くてですね，これを見ることによって，その認知症に対する理解，あと，周りの人がどう対応しなければいけないかということが，映画を見ただけで，深く理解できるような内容でしたので，これを1年間使用して，各教室とかですね，研修会のほうで放映して，認知症に対する理解を深めようという狙いでございます。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 良い取組だと思います。その上でですけれども，年間使用料ということでしたので，例えば加計呂麻の諸鈍の体験交流館とかで，そういったものをイベント的に放送するとかというようなことも実現は可能な範囲でしょうか。

○保健福祉課長（信島浩司） お答えします。今，聞いて，すごくいいことだと思いましたので，実現するように努力します。

○6番（泰山祐一議員） ありがとうございます。是非、加計呂麻の島民の方もですね、興味がある方もですね、いらっしゃるのかなと思いましたので、ちょっと古仁屋まで出るのとはというような方向けにもですね、是非、企画、検討してもらえたらと思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、現案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって議案第55号、令和8年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、現案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第56号 令和8年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第11、議案第56号、令和8年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第56号、令和8年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。総務費の一般管理費に31万4,000円、保健事業費に6万5,000円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。繰入金の一般会計繰入金に37万9,000円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第56号、令和8年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第57号 令和8年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第12、議案第57号、令和8年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第57号、令和8年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。船舶交通費のせとなみ費に1億1,686万6,000円を追加したこと、フェリーボート費に2,002万4,000円を追加したこと、船舶建造費から9,091万4,000円を減額したこと。

次に歳入について申し上げます。諸収入の雑入に5,036万8,000円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（永井しずの議員） 8ページですね。先ほど、一般補正のほうでチケットの切符売り場の職員のことを伺いました。会計任用職員として4月からなっているか。この予算のほうに、そのチケット売り場の会計は、この、このほうの、ここの予算であげているのでしょうか。フェリーチケット売り場の職員のことです。

○商工交通課長（保岡忠洋） お答えします。チケット売り場の当初予算は、給与については、当初予算で組んでおりますが、増額分については今回の補正ではなく、実際、運用してみてもですね、ちょっと人数が2人では不足しているという判断に至って、ちょっとこの補正には間に合わなかった

ものですから、9月で調整したいと考えております。

○7番（永井しずの議員） 2人不足ということは、現在も不足しているということでしょうか。

○商工交通課長（保岡忠洋） 予定では、4名を入れる、全員で4名を入れる予定でしたが、現在は3名体制になっていて、あと1人、募集したいなというふうに考えています。

○7番（永井しずの議員） いろいろ、辞めたりですね、前、2人体制になったりとか、大変だったので、早めに補充していただきたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） まず、9ページ、8ページになりますけれども、まず、9ページのほうの1款4項1目の共有船舶使用料9,091万4,000円を減にして、その後、この8ページの1款2項1目の方の13節ですね、こちらのほうに1億1,421万1,000円という形で移動させているかと思うんですけれども、この差額分が2,000万円ほどですかね、あるんですけれども、ちょっとそちらについての説明を求めたいと思います。

○商工交通課長（保岡忠洋） 泰山議員の質問にお答えします。この予算は、せとなみの新造船の使用料でございます。4月から、実際、かかっております。4月分、5月分、2カ月分、既に支出しております。とりあえず、この補正予算で組み換えを行って、もう一度、9月の補正で残りの分を減額したいというふうに考えております。以上です。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） すいません、補足させていただきます。今回、当初、船舶建造費の目のほうで組んでおりました。建造ではないということで、財政のほうで提案をさせていただいて、組み換えをさせていただきました。今後、長年にわたって、この費用は出てくるもので、きちっとあるべきところということで、提案させていただいた変更になります。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。そして、9ページですね。1款3項1目フェリーかけろまの修繕料2,000万円、こちらについての修繕内容について、お尋ねいたします。

○商工交通課長（保岡忠洋） この補正予算に、2,000万の補正予算については、今年度、フェリーかけろまの中間ドックではなく、定期ドックであったため、予算がちょっと膨らんでおります。現在の修繕費が残り400万程度になってしまったものですから、その分の補正でございます。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。こちらの部分ですけれども、昨日からですね、いろいろ担当課のほうにはお話をさせていただいて、やはりこのちょっとドックに対して、代船対応ですね、この部分が、島民の方々が、現在、代船発着場から海の駅のチケット販売所のほうまで歩いて、そして、また戻ってくるということで、特にこの梅雨時期であります、この大雨も昨今は降ったりもしている中ですね、対応されて、もう足がびしょびしょになって大変なことになっているというようなお声なども、今、だんだんだんだん増えてきているという状況でございます。昨年まではできていたのに、なぜなんだろうかというようなことで、お話などもありましたので、この部分に関しましては、引き続きですね、何か対策がないのか、若しくは、来年はですね、是非、こういったこと

がないようにですね、御対応のほう、御検討いただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第57号、令和8年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

休憩します。再開は、1時30分とします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

△ 日程第13 議案第58号 道路改修（補助金）工事（R7節子1工区）請負変更契約の締結について

○議長（向野 忍議員） 日程第13、議案第58号、道路改修（補助金）工事（R7節子1工区）請負変更契約の締結についてを議題とし、町長に提案による説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第58号、道路改修（補助金）工事（R7節子1工区）請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、町道嘉徳支線の道路改良事業に係るものであり、令和7年9月26日、奄美興発株式会社と一金6,052万1,550円で契約し、現在、整備を進めておりますが、今回、請負契約金額の変更を行うものであります。

主な変更内容は、準備工の伐木及び集積処理の増、排水工の増、取付舗装工の増によるもので、変更後の請負金額は、582万8,450円増額の6,635万円となります。

参考資料として図面を添付しております。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第58号、道路改修（補助金）工事（R7節子1工区）請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第59号 道路改良（補助金）工事（R7節子2工区）請負変更契約の締結について

○議長（向野 忍議員） 日程第14、議案第59号、道路改良（補助金）工事（R7節子2工区）請負変更契約の締結についてを議題とし、町長に提案時の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第59号、道路改良（補助金）工事（R7節子2工区）請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、町道嘉徳支線の道路改良事業に係るものであり、令和7年9月26日、株式会社泰江組と一金7,261万8,844円で契約し、現在、整備を進めておりますが、今回、請負契約金額の変更を行うものであります。

主な変更内容は、準備工の伐木及び集積処理の増、土砂処分量の増、防護柵工の増によるもので、変更請負金額は、913万1,156円増額の8,175万円となります。

参考資料として図面を添付しております。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） こちらの概要書のほうになりますけれども、土砂運搬処分が当初計画から約3倍近くの増となっておりますけれども、このあたりは許容範囲として捉えてよろしいのか、何か諸事情があったのかどうかという点、確認してよろしいでしょうか。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。当初ですね、切土、流用土として利用する予定でございました。昨年まで、切土を流用土として一時仮置きをしている部分がございます、そちらの、昨年までの切土の仮置きしている土量で、今後、盛り土材として十分な土量があるということで、今回、切土土量が不要になったということで、処分ということになりました。以上でございます。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。あと、この防護柵工については、当初、計画なかったのですが、今回、追加ということに、追加になっておりますが、その理由についてもお尋ねしてよろしいでしょうか。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。既設の道路がございます、それを改良しているところでございますが、既存の道路との高低差がある関係上、危険だということで、既存の道路との高低差の危険性を除くために、現改良道路に防護柵を設置したというところでございます。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。昨今、梅雨など地盤が緩んでおりますので、こちら、工事のほうもですね、十分注意していただけたらと思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第59号、道路改良（補助金）工事（R7節子2工区）請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（向野 忍議員） 休憩します。再開は2時40分とします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 2時40分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

△ 議案第60号 瀬戸内町世界自然遺産つなごウサギ基金条例の制定について

○議長（向野 忍議員） 議案第60号、瀬戸内町世界自然遺産つなごうクロウサギ基金条例の制定についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第60号、瀬戸内町世界自然遺産つなごうクロウサギ基金条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、世界自然遺産登録された本町の豊かな自然環境とその生物多様性及びアマミノクロウサギをはじめとする希少野生動植物を保全し、未来につながる継続的な管理を実施するため、瀬戸内町世界自然遺産つなごうクロウサギ基金を設置することを目的に、条例制定を行うものです。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（永井しずの議員） お伺いします。この条例は、奄美の、例えば、5市町村、足並みを揃えての条例なのか、瀬戸内町独自の条例なのか、お伺いします。

○水産観光課長（保島弘満） この本条例は、瀬戸内町独自の条例です。

○7番（永井しずの議員） だとしたら、この条例を制定しようと思った経緯ですね、理由というか、経緯があれば、お願いいたします。

○水産観光課長（保島弘満） この条例を制定しようとした経緯ですけれども、令和8年度の予算委員会において、泰山議員から条例制定の提案がありました。それについて、課でも協議した結果、条例を制定しようということになりましたけれども、その背景としましては、皆さん御存知のとおり、世界自然遺産、2021年に世界自然遺産登録がされて、現在まで町内に3カ所、募金箱を設置しているところです。その募金箱の金額については、3万から4万程度、年間ですね、募金があるんですけれども、そういった募金をされている方々の思いといいますか、真心といいますか、そういったものが見える化、提案によって、見える化したほうがいいというふうに課内でも協議した結果、今回、条例制定をすることになったということです。そして、小学生、中学生、高校生、町内、町外の方々の意識向上、意識啓発にもつながるし、財源の確保にもつながるということで、条例制定を上程したところです。

○7番（永井しずの議員） 了解しました。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○3番（伊東さおり議員） よろしくをお願いいたします。アマミノクロウサギなんですけれども、生きた化石と呼ばれるアマミノクロウサギは、大正10年に国の天然記念物に、そして昭和38年には、国の特別天然記念物に指定されました。大正の時代から、国も県も手厚い保護をしております。昨年4月20日に、大和村はアマミノクロウサギ研究保護施設、アマミノクロウサギミュージアムくるぐるをオープンさせ、奄美群島の中心的立ち位置で頑張られています。残念ながら、これ、加計呂麻島には生息していないのですけれども、このアマミノクロウサギなんです、手厚い保護のおかげといいますか、生息地が広がりまして、農家さんが大変な思いをなさっているんですね。タンカ

ンですとか、スモモですとか、サトウキビですとか。そういった方の被害に遭わないために、柵を先に準備するとか、そういったことにも使われたりはするのでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） その使途、使い道については、現段階ではまだ規則とか要項が制定していないものですから、答弁はできませんけれども、今後、その規則であったり、要項で明確化すると思いますけれども、そういったことにも、確かにそういった柵ですね、そういったのも必要だとは思っております。

○農林課長兼農委局長（田原浩治） クロウサギの侵入防止柵のことについてなんですが、我々、農林課が所管するイノシシ侵入防止柵、その同じ事業の中で、鳥獣害被害防止計画だったかと思いますが、そのような計画の中に、クロウサギによる被害が、ということを明記すれば、その防止柵、そういった設置も可能となっております。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○5 番（中村洋康議員） このクロウサギ基金条例ですけれども、この設置と、まあ趣旨なんだろうというふうに思いますけれども、アマミノクロウサギをはじめとする希少野生動植物の保全ということでもありますけれども、これは教育委員会の社会教育課の文化財保護審議であるとかですね、そういうところとも連携するものなのかな。観光課の部分での所管するものなのかなと、少し、どういうふうな連携をされているのかなということをごすね、気になる場所ですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） この本条例は、世界自然遺産の希少野生動植物の保全事業を目的としておりますので、もちろん大きく括れば、そういった保護関係にもつながるものと連携できるものと思っております。

○社会教育課長（昇 憲二） クロウサギなどの希少野生動植物の保護に関する条例というのがございますので、その中でですね、個体の把握であるとか、そういったものの規定はあるのですが、今後のその保護活動について、もしこういった形で連携できるものがあればですね、協議し、そこは横の連携はとっていけたら、なおいいのではないかなとは思いますが、以上です。

○5 番（中村洋康議員） 役所内ですね、その連携をですね、密にさせていただいて、この基金をですね、クロウサギをはじめとする希少野生動植物の保全にですね、影響するような活用していただきたい、していかれるんだろうなというふうに期待しておりますけれども。

あと1点ですね、この基金の原資ですね、先ほど寄附という形で話されていましたがけれども、一般財源からの基金積み立てとかですね、予算的なですね、そういうものの計画というか、その辺はどうなんでしょうか。その辺についてもお聞きしたいと思います。

○水産観光課長（保島弘満） 一般財源、一般会計からの繰り入れ、積み立てについては、現時点では考えておりません。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） ちょっと補足になりますけれども、お金の動きはあくまでも一般会計を通して、積み立て、取り崩しを行うという考えです。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） こちらのまずちょっと条例をですね、設定するにあたってなんですけれども、今回、御対応していただいたところがあるんですけれども、決裁をしていくにあたってなんです、担当課のほうで提案をします。そのあと、どこの部署が確認をして、3役のほうが確認していくというような流れになるのかというところ、ちょっと改めて確認してもよろしいでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 主観課で議案を起案して、人事行政係、総務企画課長、副町長、町長という決裁の順番です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。その部分で、まあ、提案者が行っていると思うんですけれども、この法令に関してのチェックですね。そのあたりについては、この条文等を、どなたが責任を持ってチェックをするのかというところについても、確認をしてよろしいでしょうか。これはもう担当課が行うのか、それとも、総務企画のどなたかがするようになっているのかという点、確認してよろしいでしょうか。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） 人事の方はですね、文書の作成方法、表現、あと形式チェックのほうは人事で行っておりますけれども、中身については、主観課のほうで責任を持っていただいているということであります。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。今日の昼方までですね、こちらの条例の方について、別の内容のものが、我々、配付されていた状況でした。そして、現在、町長から上程いただいたものにつきましては、その中身がですね、変更、一部されているもの、削除されているものがございました。やはりこの部分についてですね、やはり削除しなければならないというようなところがあったというところは、御認識いただいたところについてはありがたいなというふうに思っている一方、やはりこのチェック機能のところですね、この部分を担当課の方が責任を持って、その部分もやはり見ていくのか。それとも、先ほど言われた総務人事のほうの確認している部分についても改めて見つめ直していくのかというようなところもですね、是非、今後の検討材料にさせていただきたいと思います。やはりこういうような事案が出てくるということは、多分1担当の起案者のところにですね、肘をかけすぎてもよくないのではないのかなというようなことを、私自身、感じたところでしたので、検討していただきたいと思います。

あと、一つ、ちょっと今後の将来展望について、確認をしたいと思うんですけれども、今、奄美市の方では宿泊に関しての宿泊税の検討などもされて、もう大分終盤まで行っておりますけれども、瀬戸内町でもそういった流れのお話というものも、多分奄美市がやるというふうになってきた場合にはですね、出てくるのではないのかなというようなことも感じたところですが、そういったところも、こういったクロウサギ基金条例の方につながる話になるのかどうかというような話なども、何かされていたりするのか、特段、そういった話はまだ一切出ていないのかどうかというところを確認してよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

○議長（向野 忍議員） できる範囲で。

○水産観光課長（保島弘満） 現時点では、特にそういった話はありません。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。先ほど御答弁の方でもいろいろありましたけれども、何をこの基金に入れて、どのように扱っていくのかというところについては、これから検討することだったんですけれども、やはり条例を設定するにあたっては、この部分、何に使うのかというところなども、しっかりと、ある程度の明確化というものは必要ではないのかなというふうに思いましたので、是非、そのあたりは今後の検討材料にしていきたいなというふうに思います。以上となります。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第60号、瀬戸内町世界自然遺産つなごうクロウサギ基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第61号 瀬戸内町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（向野 忍議員） 日程第16、議案第61号、瀬戸内町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第61号、瀬戸内町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、瀬戸内町立図書館の設置及び管理に関する条例の第7条中、学識経験のある者を有識者に改め、第11条の次に賠償責任を加えるものです。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） こちらの条例改正のところですけども、学識経験のある者から有識者という形に文言が変わりましたが、ちょっと抽象的でしたので、具体的にどのような形でですね、この枠組みが変わるんだろうかというところ、確認してもよろしいでしょうか。

○社会教育課長（昇 憲二） お答えします。学識経験者、学識を有する者は、専門的知識と豊富な経験を持つ人で、主に大学教授など学術機関に所属したなどの経験のある方。有識者ということは、ある物事について詳しく知っている人や深く調べている人など、知識が豊富な人ということで、そういう学術機関に所属していたかどうかというものは、有識者のほうはいらないということで、なかなかその学識経験者というところがすごく狭義になってしまいますので、ここの条件にするとですね、なかなか成り手がいないというところもありまして、今現在は、ほとんど有識者というふうに条例などは定められているのかと思います。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。あと、その下ですね、12条で賠償責任の部分、追記がございました。逆にちょっと現行のときはなかったということでしたけれども、これをちょっと追記しようというふうになった経緯をですね、お尋ねしたいと思います。

○社会教育課長（昇 憲二） 図書館と郷土館と、それぞれ設置条例がありまして、郷土館のほうは当初からこの賠償責任という条項がありました。図書館のほうは当初からなかったということで、今現在、何か事案とか、問題を抱えているということではないんですが、これから先ですね、備えてということでの追加議案となっております。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第61号、瀬戸内町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第62号 瀬戸内町立郷土館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（向野 忍議員） 日程第17、議案第62号、瀬戸内町立郷土館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第62号、瀬戸内町立郷土館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、瀬戸内町立郷土館の設置及び管理に関する条例の第6条第3号中の動物の次に、盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。を加える、第10条第2項第3号中の学識経験者を有識者に改めるため、一部を改正しようとするものです。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） こちらのほうの改正後の動物のあとですね、それぞれの犬などをということですね。このちょっとなどの解釈がですね、かなり幅広になる可能性があるのではないのかなというふうに感じたところなんですけれども、ここの部分は、やはりなどというふうにされた方がよろしかったんでしょうか、いかがでしょうか。

○社会教育課長（昇 憲二） この盲導犬、聴導犬、介助犬だけに限定するとですね、この先の社会情勢で、また、そのような、似たような動物などが、例えばですね、こちらでは犬という定義なんですけど、それ以外の動物でも、こういったものをやっていく動物がいるかもしれませんので、ここは一応、などとさせていただいております。ほかの市町村でも、同様のルールでやっているというふうに聞いております。

○6番（泰山祐一議員） このように、具体的な名称が書いて、などというふうにされているということですかね。なんかその、例えば介助をするとかですね、サポートするとか、そういったような枠組みにしてあげると、そこだけのことなんだなというふうにもなるのかなと思ったものでして、これ、具体的にはこのように、ほか自治体でも書かれているということで、改めてよろしかったでしょうか。

○社会教育課長（昇 憲二） 今回の趣旨はですね、動物全般を持ち込んではいけないとなったときにですね、いろいろな方々が利用する施設ですので、そういったものを除いてというところに変更したかったのですが、やはり先ほど来、言っていますように、限定をしていくとですね、狭まってくるところがありましたので、今回はこういう形で条例を改正させていただいて、あとは規則等とかですね、もし運用できるもの、また、さらに情勢が変わってきたときはですね、さらに改正も視野に入れていきたいなというふうに思っております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。これまでが動物をですね、入管制限をされていたということでしたので、今後、このように入管できる、一部のものが出てくるわけなんですけれども、その部分に関しての広報活動というところについては、どのようにお考えなのかということについても確認してよろしいでしょうか。

○社会教育課長（昇 憲二） 元々のこの設置条例で、禁止事項ということも、なかなか知っている方々も少ないのかなという中ですので、こういうことができるようになりましたよというのを、広報すべきかどうかも含めて、担当のほうと協議して、必要であればそのようにしたいですし、問い合わせで対応できる、そのような方が入れますかという問い合わせには、そのほど対応ができると思いますが、広報すべきかどうかというところは、また、ちょっと協議したいと思います。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第62号、瀬戸内町立郷土館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第63号 瀬戸内町文化財保護条例の一部改正について

○議長（向野 忍議員） 日程第18、議案第63号、瀬戸内町文化財保護条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第63号、瀬戸内町文化財保護条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、瀬戸内町文化財保護条例の第1条中98を182に改めるため、一部を改正しようとするものです。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） 文化財保護法の98条、182条。これは、条文を読めば理解できることとは思いますが、課長からですね、分かりやすく、どういうふうに変わった、変わるんですよということを説明していただければと思います。

○社会教育課長（昇 憲二） 文化財保護法の、元々98条にですね、この地方公共団体の事務とし

て、地方公共団体は条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民族文化財、重要無形文化財及び史跡、名称、天然記念物以外の文化財で、当該地方公共団体の区域内に存するもののうち、重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができるというのが、以前は98条として、文化財保護法の中でありましたが、平成18年度の法61条で、旧98条が繰り下げとなっておりまして、それが、町のほうの条文の中の文化財保護法が、以前の番号で残っていたので、それを今の180、もとい、182条に訂正させていただきます。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第63号、瀬戸内町文化財保護条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 同意第1号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

△ 日程第20 同意第2号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

△ 日程第21 同意第3号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

△ 日程第22 同意第4号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

△ 日程第23 同意第5号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

△ 日程第24 同意第6号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

△ 日程第25 同意第7号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

いて

△ 日程第26 同意第8号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

△ 日程第27 同意第9号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

△ 日程第28 同意第10号 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

○議長（向野 忍議員） 日程第19, 同意第1号から, 日程第28, 同意第10号, 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題として, 町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて, 同意第1号から同意第10号まで, 一括して御説明いたします。

本案件は, 現在の農業委員会の委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるので, 新たに農業委員会の委員を任命したく, 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により, 議会の同意をお願いするものでございます。

同意第1号, 川島 博氏。同意第2号, 峯 俊一郎氏。同意第3号, 加藤清満氏。同意第4号, 碩悟氏。同意第5号, 吉見洋和氏。同意第6号, 永井利一氏。同意第7号, 岡野正郎氏。同意第8号, 森正三郎氏。同意第9号, 齋木明子氏。同意第10号, 久原美樹氏の10名であります。

なお, 略歴につきましては, それぞれ添付しておりますので, 御確認ください。

御審議の上, 御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（向野 忍議員） これから, 質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） こちらの同意案件ですけれども, 今回の内容については承知いたしました。今後の部分も含めですけれども, やはり見てみますと, 再任されている方がほとんどかと思えます。その中でも, やはり70代前後以上の方がですね, 特段, 多いのかなと思いますので, 是非, ここの部分についても, 今後, 一気にですね, その方たちが, 今度, 変わらなければいけないというふうになった際に, ちょっと農業委員会の業務自体がですね, どのようになっていくのかなというような懸念点というところもございまして, 是非, 次, 更新のタイミングも見据えてですね, 新たな方たちの人材の継承等々も含めて, 御検討のほう, いただいたほうがいいのかと思いたので, 一つ, こちらのほう, 要望させていただきたいと思えます。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから, 討論を一括して行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、採決に入ります。

同意第1号から同意第10号、瀬戸内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、までの10件についての採決は、起立によって行います。

まず、同意第1号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、同意第1号、瀬戸内町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、同意第2号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、同意第2号、瀬戸内町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、同意第3号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、同意第3号、瀬戸内町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、同意第4号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、同意第4号、瀬戸内町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、同意第5号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、同意第5号、瀬戸内町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、同意第6号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、同意第6号、瀬戸内町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、同意第7号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、同意第7号、瀬戸内町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、同意第8号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、同意第8号、瀬戸内町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、同意第9号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、同意第9号、瀬戸内町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、同意第10号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、同意第10号、瀬戸内町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについては、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

明日、6月11日木曜日は、午前9時30分から本会議を開きます。

日程は、一般質問であります。

本日は、これで散会します。

散会 午後 3時16分

令和8年第2回瀬戸内町定例会

第 2 日

令和8年6月11日

令和8年第2回瀬戸内町議会定例会
議事日程〔第2号〕

令和8年6月11日(木)午前9時30分開議

日程第Ⅰ 一般質問(通告順)

- 1 柳谷 昌臣 議員
- 2 里山 正樹 議員
- 3 中村 洋康 議員
- 4 永井しずの 議員

令和8年第2回瀬戸内町議会定例会 6月11日(木)

○出席議員は、次のとおりである。(10名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	栄 克 人 議員	2番	里 山 正 樹 議員
3番	伊 東 さおり 議員	5番	中 村 洋 康 議員
6番	泰 山 祐 一 議員	7番	永 井 しずの 議員
8番	柳 谷 昌 臣 議員	9番	元 井 直 志 議員
10番	池 田 啓 一 議員	11番	向 野 忍 議員

○欠席議員は、次のとおりである。(0名)

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	義 永 将 晃	庶務 議事係	昇 克 己
庶務 議事係	宮 原 美 子		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌 田 愛 人	環境衛生課長	栄 順 二
副 町 長	福 原 章 仁	会計管理者兼 会計課長	保 岡 直 人
総務企画課長	徳 田 義 孝	教育委員会 総務課長	黒 田 洋 平
町民税務課長	林 敬 郎	社会教育課長	昇 憲 二
保健福祉課長補佐	静 島 春 玲	総務企画課企画補佐	田 原 章 貴
商工交通課長	保 岡 忠 洋	総務企画課財政補佐	茂 野 清 彦
水産観光課長	保 島 弘 満	総務企画課人事補佐	勝 田 忠 広
農林課長兼農委局長	田 原 浩 治	総務企画課 危機管理補佐	積 裕
建設課長	浜 田 高 仁		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（向野 忍議員） これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（向野 忍議員） 日程第1、一般質問を行います。

通告に従って、質問者は順次、一般質問席において発言を許可します。

通告1番、柳谷昌臣議員に発言を許可します。

○8番（柳谷昌臣議員） おはようございます。一般質問を始める前に、少しお時間いただきます。

先週の台風6号、また先日の大雨により、これから出荷を迎えるパッションフルーツ、マンゴーなどの農作物をはじめ、大きな被害が出ました。被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。また、町内各地で停電、断水等になるなど、町民の皆様の生活に多大な影響がありました。今後においても、線状降水帯による大雨、台風等が予測されます。日頃より、町民の皆様におかれましては、備蓄品や避難所のチェック等、何が起きても対応できる準備をしていきましょう。

それでは、令和8年第2回定例会において、通告に従い、一般質問を行います。

今回の一般質問は、以前から何回か質問しております。商工業、農林水産業を中心に、一般質問してまいります。

まず、商工業振興についてです。

1、新たな事業をする方々にとって重要である起業家支援補助金制度の要項の見直しについての見解を伺います。

2、町内の各事業者における高齢化、担い手不足等の対策について伺います。

次に、農林水産業振興についてです。

1、本町における今年度の農業農村整備事業の実施箇所と今後の計画について伺います。

2、本町の重点作物の品目と今後の取組について伺います。

3、古仁屋市街地への農作物直売所設置についてのお考えを伺います。

4、ホノホシ地区の旧車海老養殖場の利活用について伺います。

最後に、物価高騰対策についてです。町民、町内の事業者においては、まだまだ物価高騰の影響を受けておりますが、新たな物価高騰対策について伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人） おはようございます。今月1日の本町に上陸した台風6号において、農作物被害、営農施設等被害、その他建物被害に受けた皆様方に心からお見舞いを申し上げます。営農施設や建物が1日も早く復旧し、心が休まる日が早く訪れるよう心よりお祈り申し上げます。また、各集落の嘱託員の皆様方には、情報収集や避難所開設など、瀬戸内町との連携に対しまして改めて感謝申し上げたいと思います。ここ数日、雨が続いています。今後においても様々な災害が起きる可

能性があります。町としまして、その都度、情報収集に努め、警戒レベルごとの情報発信と役場内の体制と対応に万全を尽くしてまいります。町民の皆様にも、万全の備えと早めの行動をお願いいたします。

それでは、柳谷昌臣議員の一般質問にお答えします。

1点目の商工業振興についての、起業家支援補助金制度の要綱の見直しについてお答えします。今年度より、創業、事業承継等事業補助金と名称を変更し、主管課を総務企画課から商工交通課へ変更し実施します。主に見直した点は、補助要件の1名以上の雇用を撤廃したこと、創業に加え、新たな付加価値を加えた事業承継も補助対象としたことです。見直した補助制度により、創業、事業承継が進み、町の活性化を期待しています。

次に、各事業所における高齢化、担い手不足等の対策についてお答えします。令和7年度まで、5市町村にて実施していました奄美雇用創造協議会の事業が終了し、今年度より3期目、令和8年から10年度の事業採択に向け申請中です。この事業において、事業者向けセミナー、求職者向けセミナー、雇用促進、マッチング等の事業を行っています。

2点目の農林水産業振興についての、本町における今年度の農業農村整備事業の実施箇所と、今後の計画についてお答えします。現在、鹿児島県が事業主体である中山間地域農業農村総合整備事業、瀬戸内東部地区及び農村整備事業、農道・集落道整備事業において整備を行っており、今年度の実施箇所につきましては、勝浦集落のほ場整備及び瀬相於斉の整備等を予定しております。今後の計画につきましては、中山間事業による瀬戸内東部地区の事業継続及び加計呂麻地区の新規事業を計画しております。

次に、本町の重点作物の品目と今後の取組についてお答えします。野菜部門、カボチャ、花き部門、小菊、果樹部門、タンカン、津之輝、マンゴー、パッションフルーツ、工芸農作物部門、サトウキビの7品目を重点作物として位置付けております。大島支庁農政普及課が事務局を担う鹿児島県園芸振興協議会大島支部及び奄美市笠利総合支所農林水産課が事務局を担う奄美大島サトウキビ生産対策本部との連携及び役割分担の下、栽培技術及び流通販売等の課題解決に向けた研修会等を定期的に実施いたします。

次に、古仁屋市街地への農作物直売所設置についての見解をお答えします。農作物直売所は地域農業の振興に大きな影響を与える可能性を秘めていると考えております。ただ、設置には農作物の持ち込み量がどの程度見込まれるのか把握することが重要だと考えます。直売所を設置している集落が本町にも何か所かありますが、各集落では、農業者及び自給栽培者の存在及び持ち込み量が比較的分かりやすい傾向にあります。古仁屋市街地への設置となると、農業者として位置付けられていないが、自給栽培を目的に家庭菜園等に取り組んでいる方々がどの程度存在しているのか、まずは実態調査に努めたいと思います。

次に、ホノホシ地区の旧車海老養殖場跡地の利活用についてお答えします。本地区の利活用については、海浜地であり、鹿児島県管理の水域となっておりますが、本町景勝地の近隣ということで

重要な課題であると認識しております。現在の進捗状況としましては、これまでに数社が興味を示しましたが、具体的な事業化には至っておりません。町といたしましては、施設の有効活用による水産業の振興や雇用創出の可能性を諦めることなく、引き続き幅広い柔軟な視点での企業誘致を念頭に置きつつ、今後とも鹿児島県や瀬戸内漁業協同組合などの関係機関と密に連携を図りながら、民間事業者に対して本町の施設情報を積極的に提供するなど、跡地の有効活用に向けて粘り強く模索してまいりたいと考えております。

3点目の物価高騰対策についての、新たな物価高騰対策についてお答えします。議員の御指摘のとおり、長引く物価高騰や電気、ガス料金等のエネルギー価格の上昇は、町民の皆様の日常生活や各事業者の経営環境に大きな影響を及ぼしており、大変厳しい状況が続いていると認識しております。昨年度におきましても、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した各種施策を実施してきたところです。本町においても、物価高騰対策として国の補正予算も計上されていることであり、エネルギー高騰対策の補助金や重点支援地方交付金なども活用し、関係課とも連携しながら適切に対応してまいります。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） それでは、2回目の質問に入ります。まず、商工業の振興についてです。起業家支援補助金制度の名称が変わったということで、先日、町の公式LINEにて、新たな見直した点は拝見いたしました。その中で、この1回目の答弁にもありましたが、創業に加え、新たな付加価値を加えた事業承継も補助対象としたところです。というのを、もっと詳しく教えていただきたい。

○商工交通課長（保岡忠洋） この補助金制度の中で、事業承継も含むというふうになっております。単に事業承継ではなく、当然、若い経営者が出てくるわけですから、新たに付加価値の入った、何かの別の用途も含めて、事業継承ができればいいんじゃないかという思いで、この改正を行っております。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 若い経営者と新たな付加価値ということですが、事業継承、承継と言いますと、例えば自分の御家族、親戚以外の方でも補助対象とするということで、理解してよろしかったでしょうか。

○商工交通課長（保岡忠洋） 当然、店舗から株式会社、いろいろ事業継承はあると思いますが、その点を考慮して、できれば身内の代替りとかもありますし、その他、店舗をほかの方に譲るという部分もありますので、その辺を含めて、行ってまいりたいと思っております。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。また、この担い手不足等の対策について、令和7年度まで5市町村で実施していました、この奄美雇用創造協議会の事業というのがありますが、こちらの、町内でどのぐらいの事業所さん、またそういう興味を持った方が参加されましたか。

○商工交通課長（保岡忠洋） 市町村ごとの実績はまだ上がっておりませんが、全体としての実績としてですね、約107社、人員として167名が参加しております。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。町内の事業所、また町内の方々がどれだけ参加したか、ち

よっと分からないということですので、これについてはちょっと評価はできないんですが、また今度、新たに3期目の令和8年度から10年度において、事業採択に向け、申請中ということですが、中身的には同じような形で進めていくということではよろしかったでしょうか。

○商工交通課長（保岡忠洋） 今現在ではそういう方向で進んでおりますが、新たに、新しいものが出れば、その都度、協議会で協議していきたいと考えております。

○8番（柳谷昌臣議員） 是非ですね、この協議会の中には瀬戸内町のほうも入っていらっしゃるし、またそこで協議等もされると思いますので、全国の成功例ともですね、しっかりと研究等されて、この奄美大島内で、どのような感じでこの事業を進めていったら、皆さん、何て言うんですかね、実用化できるようになるのかなというのも考えていただきたいと思います。

先ほどのこの要綱の見直し、またこの担い手不足については、以前に比べて本当に利用がしやすくなっているかと思います。このことについて、商工会の方もいろいろと調査したり、また研究したりしていると思いますが、そちらについて、商工会と協議等はどれぐらい行っておりますでしょうか。

○商工交通課長（保岡忠洋） 協議会という形で設けているのではなくですね、個別個別で商工会とは打ち合わせを行っております。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 協議会とは別なんですけど、この要点、要綱を見直した点とかについて、また今後については商工会とどのような協議を行っているのかお伺いします。

○商工交通課長（保岡忠洋） この要綱を改正するにあたりですね、商工会とは協議を行って、一応、この要綱で概ね説明を行っているところでございます。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。商工会のほうもですね、この要件に関しましては、いろいろと、こういうふうに変更していただけたら、また利用される方も増えていくというのも聞いております。その要望にも沿った形にもなったかと思いますが、まだですね、これでもまだ足りているかどうかというのは疑問ですので、是非、今後も商工会のほうとですね、しっかりと協議をされて、やはり商店街のほうですね、5年後、10年後、どのようになっているかというのがすごく不安になっておりますので、そこも見据えて、今後、特に新たな企業、または、事業のですね、継承というのは重要になってくるかと思うので、是非、ここは商工交通課のみならず、関係課と商工会、またほかの団体ともですね、しっかりと連携を取って進めていっていただきたいと思います。

続きまして、農林水産業のほうに入ります。まず、1番目の農業農村整備事業の件になりますが、1回目の答弁で、現在は瀬戸内町の東部地区及び農道、集落道整備事業を行っているということで、今後については、中山間事業による東部の事業継続及び加計呂麻地区の新規事業ということですが、先日、鹿児島県の令和8年度の予算の中で、この整備事業を見た際にですね、大島郡の市町村の中で、ほかの市町村に比べて、いろいろありますが、瀬戸内町、ちょっと少ないんじゃないかなというふうに感じられました。これ、例えば農家さんが要望されているのに対して、まだ県のほうにあげていないとか、県のほうが採択されていないとか、そういうのがあるかなというふうに

感じられましたが、農家さんからの要望については、どのように対応しておりますでしょうか。

○農林課長兼農委局長（田原浩治） 柳谷議員の質問にお答えします。まず、要望についての前に少し説明をしたいと思います。令和8年度、本事業での工事件数が少ない理由として、まず一つ目に、本事業、また国のほか事業にて、本町においては、基盤整備等ほぼ完了しております。二つ目に、この事業の特徴として、様々な工種の組み合わせが必要となっているのですが、その工種の組み合わせによっては、採択面積ですね、要件面積が60h a 以上。単純に補助整備であっても20h a の農地を確保する必要がございます。今、本町における農業を取り巻く環境、情勢を鑑みた際、60h a から20h a の農地を確保することが非常に難しくなっておりますので、そういった理由で、近年は要望が上がっておりません。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 農地面積によってですね、やはりこの要件、やっぱりなるのかならないのかというのも理解できます。その上で、本町、この要件を、基準を達成している方々の農家さんの要望は、現在、どのようになっていますでしょうか。

○農林課長兼農委局長（田原浩治） 柳谷議員の質問にお答えします。まず、要望があがっておりません。申し訳ございません。訂正させてください。現に東部地区が、今、事業を実施しております。要望があげにくくなった状況にあるということに、まずは訂正させていただきたいと思います。農家個人で要望をあげるようなものではありません。各地区において、その地区にどれだけの農業者がいるのか。それを踏まえて、先ほど申し上げた60h a から20h a、そういう面積をクリアした際、それぞれ、今、使用している農地の使い勝手が悪い。そういったところも含めての要件になっております。ただ、令和8年3月31日から、この事業においては、全ての工種において、概ね10h a 以上というふうな運用が改定されましたので、営農活動を積極的に展開している地域及び農業者に、しっかりと情報を発信していきたいと思います。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 細かな説明ありがとうございます。先ほど課長が申されました、この最後のことですね。いろいろな条件等ありますが、町内においては、この各地区農業者において、この補助事業についても、まだ、情報が入っていない方々もいらっしゃるかもしれません。是非、情報提供、情報共有のほうはですね、今後もしっかりと進めていっていただきたいと思います。

次に、本町の重点作物の品目なんです。この野菜部門でカボチャ、花き部門、小菊、果樹、タンカン、津之輝、マンゴー、パッションフルーツ、そして、サトウキビという点ですが、これは何年前からこの作物は、この7品目になっておりますでしょうか。

○農林課長兼農委局長（田原浩治） 柳谷議員の質問にお答えします。果樹のマンゴーとパッションは、すいません、ちょっと重点品目、重点作物に指定された時期は、今、ちょっと分からないんですが、野菜のカボチャ、花きの小菊などについては、私が役場に平成7年に入職しましたが、そのときから変わっておりません。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） カボチャ、小菊に関しては、以前からあるなという印象を受けておりました。その中で、この重点品目の変更等について、現在、どのようにお考えでしょうか。

○農林課長兼農委局長（田原浩治） 柳谷議員の質問にお答えいたします。変更等については、実際、町だけで変更することではなく、鹿児島県園芸振興協議会大島支部との協議が必要になるのですが、カボチャ、そして、小菊については、既存の農家の方もいらっしゃいますので、ここを省くということではなく、また変更というわけではないのですが、新たに、一般品目、若しくは重点作物等に推進できるようなものがあれば、園振協との協議の中で位置付けていきたいと考えております。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。それこそ、この7品目も重要なのですが、町内において、現在、その久慈のほうでイチゴのほうもですね、ハウスのほうで栽培されて、いろいろなところで販売もしております。また、野菜のほうも、他にもこの土地柄に向いているという品目もあるかと思っておりますので、是非ですね、今後、そちらのほうの研究、またその関係、その農家の方々とも協議をして、またこの重点品目というのの追加、または、変更というのも、一つ大事になってくるのではないかと思いますので、是非、そちらのほうもですね、進めていただけるよう準備をしていただきたいと思っております。

○町長（鎌田愛人） 重点品目、今後、また農家と連携しながらですね、農産物の生産、また販路拡大に向けて取り組んでいかなければなりません、先般ですね、ヤマト運輸が農産物を航空便で発送すると、そういう発表がございました。我々、各市町村に対しても説明がありましたが、翌日、配送することですね、マンゴーや、特にマンゴーだと思いますけれども、新鮮な果物が早めに配送することによって、その付加価値が高まるということで、ヤマト運輸が今年度から始めますので、このことも含めてですね、農家の皆様方には周知しながら、販路の拡大を含め、生産者が意欲を高めるようにですね、今後も生産者と、この果樹、マンゴーとか果樹に限らずですね、重点7品目を含めた中で、7品目全てがヤマト運輸で運ぶということではなくて、ヤマト運輸がとりあえずそういう新鮮さを求める果物に対しては、そういう需要であるということでございますので、その重点7品目も含めて、我々農家と連携しながら、農業生産の意欲、そしてまた、農業高をですね、高めていくよう、連携していきたいというふうに考えております。

○8番（柳谷昌臣議員） 航空便で運ぶという、また新たな取組等も出てきているということで、農家さんにとっては朗報だと思います。また、そちらのほうもですね、農家さんにもしっかりと情報を共有されて、こちらのほう、有効活用もしていただきたいと思っております。

次に、古仁屋市街地への直売所設置について。これも大分以前からですね、町内のこの町民の方々や、また先ほど1回目の答弁ではありましたが、自給栽培を目的に家庭菜園と取り組んでいる方々、そういう方々からですね、なんで古仁屋市街地にはこの直売所がないのという声を結構耳にいたします。1回目の答弁でも、町内何箇所か、集落においては直売所を設置しているということですが、そちらはそちらですごく重要だと考えております。そちらで、以前、私は海の駅のこの活性化ということで、質問、または、提言した際に、やはりその、各、日本全国ですね、道の駅、海の駅といえ、その場所場所の農作物、または、特産品等がすごく並んでいるというのをテレビで

も見ますし、自分でも行って、確認もしております。そういうのを本町でもできないかなというのもありまして、また今回、このように古仁屋市街地への農作物の直売所ということに質問させていただきました。現在、また新たに造るとなると、すごくまた費用もかかりますし、先ほど1回目の答弁でもありました、まずはこの実態調査というのが、すごく重要になってくるかと思います。どんだけ作っているというのも踏まえ、さらにこの町内、この市街地にはスーパーもありますし、事業者さんもあります。そちらのほうの影響も考えられますので、そちらの方々とも協議をしなければいけないので、かなりハードルのほうも高くなると思いますが、すぐすぐ始めるわけではなく、そこをどういうふうにすれば、どこをクリアすれば、こういうのに辿り着けるなというのも、準備、または、計画していく段階なんじゃないかなというのも思いますので、是非ですね、その、自主菜園されている方々、またこの町内の野菜、果物を売っているスーパー、事業者さん、またはそれこそ商工会、そして、先ほどちょっと提案させていただきました海の駅とも踏まえ、いろんな可能性を秘めていると思いますので、そちらのほうも今後、観光、またその他、いろいろと関連してくると思います。そちらも、是非、しっかりと、実地調査等を行っていただきたいと思います。

○農林課長兼農委局長（田原浩治） 柳谷議員のおっしゃるとおりだと思います。我々としては、直売所、設置できるかできないかというところの、まずは実態調査に努め、その後、しっかりと実直に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 一つ言うのを忘れていました。この自主栽培をされている方々からの声ですね、やはり自分たちで食べる分、または、親戚とか御近所さんに配っても、まだ余ると。これもうどうすればいいのかという声も聞いておりますので、そちらのも併せて、調査のほうをしていただきたいと思います。

続きまして、ホノホシ地区の旧車海老の養殖場の利活用についてです。1回目の答弁で、数社が興味を示しましたが、という答弁をいただきました。以前、その興味を示しているということも聞きまして、その際には、確かコロナ禍でちょっと断念されたというような情報がありますが、さらにその後、この数社が興味を示したということで、御理解よろしいでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 興味を示した数社については、この答弁にはコロナ禍前のもありますし、そのあとも一件ほどあったと思います。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。先日、漁協の関係者とですね、ちょっとお話する機会がありまして、その際にも、やはりこのホノホシ地区のこの車海老の跡地、もったいないよね、というのもありました。漁協の中でも、ちょくちょくそういう話題のほうもあがってきているようです。水産関係だけでなく、それは使いようによっては観光関係の用地にもなるんじゃないかなというふうにも思っております。あそこは確か県の土地だというふうに認識しておりますので、県とも、また協議しなければいけないですが、本当に観光、また水産に関して、すごく立地的にもいいと思いますので、これは水産観光課だけでなく、企画のほうになりますので、この企業有地の点でもですね、結構有利な場所なんじゃないかなと思いますので、そちらのほうも、是非、今後です

ね、あそこの有効活用というのを、また念頭に、各課、また関係各所、協議されて、いろんな使い道を模索されて、町内、こういうふうに使ったらよくなるのというのを、是非、前に進めていっていただきたいと思います。

○町長（鎌田愛人） この車海老についてはですね、瀬戸内町のふるさと納税の返礼品としても、以前は取り扱ってしまして、瀬戸内町のふるさと納税の収入に大きな貢献をしておりまして、また雇用においてもですね、10名近くの雇用があったかと思います。そういうことも含めて、大変、このことについては、何とか復活させたいというふうに思っております。また、場所が生け簀というんですかね、仕切っておりますので、あれはそのまま放置しておくのはもったいないと思いますので、そういう興味を示している会社もあるようですので、また今後ですね、企業誘致を含めた中で、このことが実現するようにですね、今後、関係機関、関係課とですね、連携しながら、進められたらいいなというふうに思っております。

○8番（柳谷昌臣議員） 町長、今、答弁されましたが、すごく重要だと思いますので、是非ですね、ホノホシ地区の旧車海老養殖場跡地については、またいろんな活用方法を模索しながら、町としても一番いい形で進めていけるように、いろいろと先ほど申し上げられました関係各所、関係機関と連携をされて、前に進めていっていただきたいと思います。

最後になります。物価高騰対策についてですが、昨年もですね、現金配付、また水道料の免除等をいたしまして、町民の皆様は助かっておりますがですね、やはりまだまだ物価のほうもどんどん上がってきておりますし、だからといって町民の皆様の収入のほうは増えているかという、それに追いついていないのが現状であります。まだ何とかしなければいけないというふうに考えております。その中で、国の補正予算も計上されているところで、このエネルギーの高騰対策の補助金、また重点支援地方交付金などを活用しというのがありましたが、こちらのほう、見通しとしては、今後、どのような形で入っていきそうな感じなのか、分かる範囲でお願いいたします。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） ただいまの御質問にお答えします。この重点支援地方交付金につきましては、6月5日付で県のほうから通知があったところでございます。本町における配分につきましては、831万5,000円と、多い金額とは言えないんですけれども、物価高騰の影響を受けております町民とか事業者の方々のためにですね、今、何が一番いいのか、何が効果的なのか、この庁舎内で十分に検討して、事業化を行っていきたいと考えております。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。県のほうからも、そういう、何ていうか、情報のほうが来ているということですので、それだけじゃ額としては大きくないかもしれないですけど、町のほうと一緒にですね、すれば、いろいろ活用できるんじゃないかなと思いますし、事業者さんについては、それこそ商工会のほうにアンケート等を採ってもらって、どういうので皆さん困っているかというのを、情報をいただくとか、町民の方々にしては、以前、現金給付、また水道料の免除というのはすごく助かったというのも聞いておりますので、そちらのほうも、また一つの案として協議していただければというふうに思います。まだまだこの物価高騰については、本町のみならず、日本

全国ではございますが、本町の方々もすごくこれについてはですね、敏感になっておりまして、行政として、どうにかできることはないかというのも、いろいろ耳にしますので、是非、そこも、行政だけがするわけじゃないんですが、官民連携しながら、一緒に頑張っていかなければいけないというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（向野 忍議員） これで、柳谷昌臣議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は10時35分とします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時35分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

通告2番、里山正樹議員に発言を許可します。

○2番（里山正樹議員） 議場の皆様、そして、Y o u T u b e、ケーブルテレビを御視聴の町民の皆様、こんにちは。町長をはじめ、執行部の皆様には、日頃より町民生活の向上と地域課題の解決に向け、それぞれの立場で御尽力されていることに心より敬意を表します。また、この度、新たに課長職に就任されました教育委員会総務課長黒田課長、そして、農林課長の田原課長におかれましては、誠におめでとうございます。課長職として初めての定例議会でもあり、期待と責任の重さを感じながら、本日、この議場に立たれていることと思います。教育行政、農業振興、ともに瀬戸内町の未来を支える大変重要な分野でありますので、これまで培われた経験を生かし、町民に寄り添った行政運営に御尽力いただきますことを期待申し上げます。また、例年より早い時期に接近した台風により被害を受けられた町民の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。特に、これから出荷の最盛期を迎えるパッションフルーツ農家の皆様の中には、ハウスのビニールが剥がれるなどの被害が発生しており、私も現場を回る中で、その状況を拝見してまいりました。パッションフルーツは、本町を代表する特産品であり、ふるさと納税の返礼品としても、多くの皆様に支持されています。被害を受けられた農家の皆様が、一日も早く営農を再開されることを願うとともに、現地確認や支援対策に尽力されている役場職員の皆様にも感謝を申し上げます。また、これから本格的な梅雨や台風シーズンを迎えます。災害はいつ発生するか分かりません。町民の皆様が安心して暮らせるよう、引き続き防災、減災対策に取り組まれることを期待しております。

さて瀬戸内町は、本年、町制施行70周年という大きな節目の年を迎えております。先人の皆様が築き上げられてこられた歴史や文化、そして、支え合いの精神があったからこそ、今日の瀬戸内町があるものと感じております。一方で、人口減少や少子高齢化、産業の担い手不足、物価高騰、地域交通、医療、福祉など、地方を取り巻く課題は年々複雑化しております。しかし、私は厳しい状況だからこそ、地域の心、力を生かし、行政と地域、民間事業者、そして、町民がともに知恵を出し合い、瀬戸内町らしい地域づくりを進めていくことが重要だと考えております。特に、近年は小

さな地域の挑戦や住民主体の取組の中に、これからの瀬戸内町の可能性が見え始めております。私はこれからも現場の声を大切にしながら、瀬戸内町でともに生き、地域資源をともに生かすという思いを胸に、町民の皆様に寄り添った提案と質問を続けてまいりたいと考えております。本日も、町民の皆様に分かりやすい議論となるよう心掛けながら、順次、質問を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、網野子集落におけるトイレ実証実験と地域活性化について伺います。これまで私は網野子集落のトイレ環境問題について、繰り返し質問をしてまいりましたが、今回、仮設トイレの実証実験という形で実際に動き出したことにつきましては、町長をはじめ、執行部の皆様の対応を評価したいと思っております。地域の方々からも、まず一步、前進でないかという声も聞いております。一方で、現地の声を伺いますと、仮設トイレという言葉や、過去のイメージから利用を躊躇された方も少なくないようであります。しかし、実際に利用された方からは、思った以上にきれいだった、安心して使えたといった声も聞いております。つまり、単純な利用件数だけでは見えにくい部分もあり、心理的な面を含めた検証も必要ではないかと感じております。また、土日や祭日などにオープンしている無人販売所については、地域の方々の話では100人前後が立ち寄る日もあると伺っております。さらに現在、無人販売所付近では、地元事業者の御行為により、少し離れた場所ではありますが、仮設トイレを設置させていただいております。行政だけではなく地域側でも、何とか地域を良くしていきたいという思いの中で、小さな協力や動きが始まっていることを感じております。そこで伺います。町として、今回のトイレ実証実験の結果や必要性をどのように受けているのか。また、現地で起こり始めている人の流れや地域の動きをどのように認識しているのか伺います。

次に、未利用となっている町有財産の今後の整理、活用について伺います。人口減少や小学校統廃合が進む中、今後廃校施設や旧職員住宅など、活用や管理のあり方を検討しなければならない町有財産は増えていくものと考えております。特に小規模集落では、草木の伐採や周辺環境の維持などについて、地域住民が負担を感じている声も伺っております。また、実際には老朽化が進み、現状のままでは活用が難しくなっている施設等も出てきているのではないかと感じております。一方で、地域によっては外部への急激な開放に不安も感じる声もあり、地域コミュニティや生活環境への配慮も必要であると考えます。今後、未利用となる町有財産については、維持管理だけではなく、地域の理解や意向も踏まえながら、活用、貸付、売却等も含めた整理が必要になってくると考えます。また、瀬戸内町長期振興計画後期基本計画において、町有財産の未利用地の売却や促進、有効活用、売却処分の推進等が示されております。そのためには、用途変更や財産区分の整理、測量、境界確認など、様々な課題も必要になってくるとおもわれます。そこで伺います。町として、今後、増えていく未利用町有財産について、どのような課題を持ち、今後、どのような方向性で整理、活用を進めていくか、いく考えなのか伺います。

次に、公共事業におけるランク制度と地域建設業の維持、育成について伺います。瀬戸内町においては、建設業、電気業合わせて29社が登録されており、そのうち電気専門業者5社と伺っております。町内業者の皆様は、公共工事だけではなく、災害対応や地域インフラ維持など、地域を支える重要な役割を担っております。一方で、近年は物価高騰や燃料費高騰、人手不足や技術者不足など、建設業を取り巻く経営環境は大きく変化しているとの声も聞いております。また、今後は防衛関連事業等により、大規模工事や外部企業の参入も増えていくものと考えておりますが、現在、事業を行われている大手企業の中には、地域行事や地域防災へ積極的に関わっていただいている企業もあり、地域との共存、共栄に取り組まれていることについては、大変ありがたく感じております。その一方で、高齢化や後継者不足などにより、今後10年以内に事業継続が難しくなる事業者も出てくるのではないかととの声も聞かれることが、ところであります。公共工事における資格審査は、2年に1回行われていると認識しておりますが、来年度以降の資格審査を見据える中、地域建設業全体の維持、育成という観点から、現在のランク制度や発注の考え方について、町はどのように認識しているか伺います。

次に、地域振興施設等の今後の利活用について伺います。人口減少や少子高齢化が進む中、今後は公共施設の維持、管理や運営についても、これまでと同じ形を続けていくことが難しくなる時代に入っていくのではないかと感じております。そのような中、施設整備から一定年数が経過した施設等については、設置当初の目的や経緯を大切にしながらも、現在の地域ニーズや交流人口の変化も踏まえながらも、今後の活用のあり方について研究していくことも必要ではないかと考えております。そこでお尋ねします。加計呂麻島展示・体験交流館を整備した当初の目的と、その施設の位置づけについて伺います。

○議長（向野 忍議員） それは、通告に入っていないんですけれども。いや、通告、載っていないです。そのことを、具体的な項目について、通告に載っていないので、それ、通告外です。

○2番（里山正樹議員） 今、ある公共施設の整備、施設の位置付けについて伺います。

次に、せとうちラジオ放送終了後の情報伝達体制について伺います。せとうちラジオ放送は、これまで地域住民にとって身近な情報伝達手段の一つとして活用されてきました。特に市街地以外の地域では、高齢者を中心に、ラジオ放送を通じて、行政情報や地域情報を得ていた方も多く、放送終了後には情報が入りにくくなったとの声も聞いております。私ども議会では、これまでの経緯について説明を受けておりますが、ケーブルテレビやインターネット中継を御覧の町民の皆様には、なぜラジオ放送が終了したのかを十分に御存知ない方もおられると思います。そこで伺います。せとうちラジオ放送が終了に至った経緯と、終了後の伝達、情報伝達体制について、町民の皆様にも分かるように御説明をお願いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人） 里山正樹議員の一般質問にお答えします。

1点目の網野子集落における仮設トイレ実証実験と地域活性化についての、仮設トイレの実証実

験の結果を受け、トイレの必要性をどのように捉えているかについてお答えします。今回の実証実験結果としては、1日平均で6.2人の利用となっており、建設費や維持管理費を考慮すると、トイレを単体で設置するのは困難であると考えております。一方で、週末や祝日等においては、網野子集落の生産者や住民の方々が主体となって連携し、農産物の直売所を運営するなど、一定の賑わいを見せていることから、地域が主体となって、地域の交流拠点に付随する施設として整備できないか、関係課とも連携して検討してまいります。

次に、網野子集落の無人販売所の動向に注視しているのかの質問にお答えします。網野子集落並びに隣接する集落の農業振興に寄与する取組だと考えており、4月26日に農林課長が販売所設置において主要となる法人の代表に、今後の展望等、聞き取り調査を行っています。販売所は、単に農作物を販売する場所に留まらず、高齢者の生き甲斐創出など、地域活性化の拠点として多面的な効果をもたらす可能性を秘めており、今後の動向にも注視いたします。

2点目の未利用となっている町有財産の今後の整理、活用についての、今後、どのような方向性で町有財産の整理、活用を進めていく考えなのかにお答えします。廃校施設や旧教員住宅などの施設につきましては、老朽化の進行により、維持管理費の増加や安全面での課題が生じております。今後、各施設の利用状況や老朽化程度、維持管理コスト、地域ニーズなどを総合的に整理した上で、活用財産と整理を進める財産を明確に区分し、計画的に対応してまいりたいと考えております。活用が可能な施設につきましては、地域コミュニティ活動による利活用、移住、定住対策など、地域活性化につながる活用方法を幅広く検討し、一方で、老朽化が著しく、今後の利用見込みが低い施設につきましては、安全性や維持管理負担を踏まえ、用途廃止や解体を含め整理が必要であると考えております。

3点目の公共工事におけるランク制度と地域建設業の維持管理についての、公共工事のランク制度における地域建設業の維持、育成という観点から、本町の認識と今後の考え方についてお答えします。地域建設業の状況は、物価高騰、担い手不足等、様々な観点から厳しい現状であると認識しています。今後については、物価高騰に対応したランク制度の見直しや、国の支援事業の活用など、積極的に検討し、地域建設業の維持、育成に努めていきたいと考えています。

4点目の地域振興事業や公共施設の運営について、持続可能な運営体制の構築や、民間活力を活用した方向性についてお答えします。人口減少や少子高齢化の振興により、行政が単独で全ての公共サービスや施設運営を担い続けることは難しくなっており、民間事業者等の専門的な知識やノウハウを活用しながら、官民が連携して、持続可能な運営体制を構築していくことが必要であると認識しております。一方で、本町のような小規模自治体では、民間事業者等の数も限られ、公募を行っても応募が少ないなどの課題もあります。このようなことから、地域の実情や事業内容に応じて、三つの視点で進めてまいります。まず、一つ目は、指定管理者制度の戦略的活用です。単なる管理代行ではなく、民間事業者が独自のアイディアや魅力的なコンテンツを柔軟に展開できるよう、公募条件のあり方を含め、検討してまいります。二つ目に、既存施設の新たな利活用です。整

備から一定年数が経過した施設については、当初の目的にとらわれず、現在の地域課題やニーズに応じた多機能化、複合化を図ることができないか、柔軟な視点で検討してまいります。三つ目に、地域コミュニティや地元組織との協働です。本町は既に、農泊推進型施設あらとんとんの館において、地元の一般社団法人チーム西方が指定管理者となり、地域主体による持続可能な運営と地域振興へ向け取り組んでいただいている事例があります。これらの視点を軸に、行政が果たすべき公的な責任と役割をしっかりと全うしながら、民間や地域の力を生かした効率的で持続可能な行政運営に努めてまいります。

5点目のせとうちラジオ放送終了後の情報伝達体制についてお答えいたします。これまでの本会議等でもお答えしていますが、放送業務委託事業につきましては、委託事業者の法人解散に伴い、せとうちラジオ放送局の開設及び運営に関する基本協定を解除し、事業を終了しております。また、コミュニティFM放送には、災害時における情報伝達の即時性や、高齢者にも届きやすい情報手段としての強みがあることを、町として十分に認識しております。放送業務委託事業を廃止した現在においても、町では防災無線の戸別受信機や屋外拡声子局、LINEをはじめとする公式SNS、各集落囑託員を通じての情報伝達等、住民の皆様が安心して情報を得られるよう努めております。今後は、地域のネットワーク等を効率的に活用し、町民の皆様へ情報を届けられるよう検討してまいります。

次に、コミュニティFM放送に関連する放送免許や設備更新、維持管理などの課題等につきましては、現時点では、ラジオ放送業務の再開予定がないため、具体的な整理や検討は行っておりません。

○2番（里山正樹議員） 1回目の答弁を踏まえて、2回目の質問をいたします。今回の実証実験については、利用実態や必要性を把握するための第一歩であると理解しております。その中で、私が重要だと感じておりますのは、実証実験をやって終わりにするのではなく、その結果を、今後、どのように地域づくりへつなげていくかという点であります。現在、網野子集落周辺では、地元農家や事業者を中心にタンカン、津之輝、スモモ等の植栽も進み、地域を何とか活性化していこうという動きが少しずつ始まっています。また、無人販売所にも人の流れが出始めており、今後、さらに交流人口や来訪者が増えていく可能性もあると感じております。しかし、現状では、安心して立ち寄れる環境や休憩できる場所などは、まだ十分とは言えない状況でもあります。町単独では大きな整備を行うことが難しいことは、従々承知しております。だからこそ、国や県の補助制度や地域活性化、観光、農業振興等の事業を組み合わせながら、段階的に環境整備を進めていく視点も必要ではないかと考えております。そこで伺います。町として、今回の実証実験をどのような形で次の段階へつなげていくのか。また、地域側で起こり始めている動きと連携をしながら、伴走型の地域づくりを進めていく考えがあるのか伺います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。今回の実証実験におきましては、網野子集落の方々に、非常に協力していただいたことにつきまして、本当に感謝しております。今回の実証

実験においては、観光客の方がどれくらい使ったりとか、町外の方や町内の方、集落の方の利用について、情報を得ることができた点は、すごくよかったかなと考えております。議員がおっしゃるようになりますね、直売場のほうがすごく賑わいを見せているということもありまして、その辺りを踏まえた事業化についてですね、検討してもいいんじゃないかなというふうに、総務企画課としては考えております。農産物直売場となりますと、様々な補助金等がありますので、農林課ともですね、協議しながら、前向きに進めてまいりたいと考えております。

○2番（里山正樹議員） 今の考えでよろしく願いいたします。私は今回の取組で、仮設トイレ設置だけの話でなく、正直、こんだけ無人販売所とか、そこに来る集落の方々、提供してくれる久慈のイチゴもそうなんですけれども、それを結構、瀬戸内町のものを探しに来てくれる方々が、ちょうどそこにいるときに、住用から来ている方々もいて、いろんな、そこで話が生まれたりして、すごいよかったと思っています。町長も何回か地元の方々とお話をしたりされていると思いますが、今後、どのように考えるかお願いいたします。

○農林課長兼農委局長（田原浩治） 里山議員の質問にお答えします。先ほど地域側で起こり始めている動きとの連携、また安心して立ち寄れる環境という発言がありました。これに関しては、販売所のことだというふうに認識して、その点についてお答えしたいと思います。販売所設置となりますと、これまでの経験上、運営していく上で、事前に整理すべき点は何点かあるかと思っています。例えば、誰が、どのように農作物を搬入するのか。売上の何%を手数料とするのか。さらには運営委員会の設立など、ソフト面を充実させる必要があるかと思っています。これに関しては、町も含め関係機関にて、しっかりとサポートしていきたいと考えております。また、段階的な環境整備につきましても、時々状況を考慮した上で、適切な提案をしていきたいと思っています。仮に、クリアすべき点をクリアし、販売所、若しくは直売所が設置できれば、施設内にトイレを設置することはできるのかなと思います。以上です。

○総務企画課長（徳田義孝） 今回の実証実験で、結果として、答弁にもございましたけれども、1日平均6.2人という、この数字を、1日に6人ぐらいということで、通常、その人数だけ見たら、そこまで多くはないと思うところです。この中で、観光客の割合としては、1人から2人。あとは地元の方とかということになるのですが、これを観光用の施設として、トイレだけの整備ということですと、昨年度来、陳情、要望等も上がっていると思いますけれども、水産観光課のほうでは、観光施設、トイレとしてはできませんというふうな回答をしているところだと思います。その中で、今回、農産物の販売場という、そういう賑わいの場でもあるということで、そういう拠点の場である。そこに付随する施設としてですね、建設するとしたら、するべきではないかと思っています。網野子集落から古仁屋まで出すと10分ちょっと、また住用ですと15分くらいですかね。その範囲内にトイレがあるということですので、トイレだけを持って設置というのは、難しいと思っています。ところでございます。また、関係課という、農林課サイドとも相談しながら、その販売所としての活用、そこに付随する施設としてのトイレは考えられるのかなと思っています。ところでございま

す。また、国道沿いでありますので、その坂道とかもありますので、スピードが非常に出る区間でもありますので、車がそこに立ち寄るということになりますと、その駐車場のスペースであるとか、安全確保、こういった面で、国道を管理する鹿児島県のほうともですね、協議しないといけないと思いますし、その販売所の設置につきまして、様々な条件も、土地の利用のあり方とかですね、そういったことも含めて、検討が必要な事項もあると思っております。何よりも安全な交通が確保される中で、スペースを確保した中で、農産物の販売所に付随する施設としての検討ができるのかな、と思っているところでございます。以上です。

○町長（鎌田愛人） この網野子集落におけるトイレの問題はですね、当初はそのモラルのない方が、畑でトイレをするという観点からの、当初はあったと思います。それがですね、農産物を含めた地域の振興に代わりつつあるということは、新たな展開としていいことじゃないかなと考えます。先ほど来、あるように、トイレ単体ではなかなかそういう補助制度がない中で、どのような補助制度があるのか、検討しながらやらなければならないし、まず第一に大事なことは、その地域やその法人も含めてですね、どのような計画を持って、この持続可能な直売所を含めた施設を維持していくか、ということが大事だと考えますので、今後、関係課や関係機関と協議する中で、もちろん集落も含めですね、協議する中で、より良いそういう施設ができるようにですね、我々も検討していきたいと思いますし、またその事業を取得するためにも、年数がかかります。その間、どうするかについてもですね、集落とも協議しながら、進めていきたいというふうに考えております。それと、その直売所、私も数回、行きます。行くたびに、大変爽やかな気持ちになってですね、帰ることができます。今後も、土日、開いていますけれども、たまに寄ってですね、欲しいものを買いたいと思っております。

○2番（里山正樹議員） 集落の方も町長と話をできてよかったという声も聞いています。また、今度、畑を、家庭菜園を準備をして、自衛隊員さんの親子さんが3組ほどかな、もう、本当は台風の週に植え付けをする予定だったんですけれども、できなくて、また今週末から植え付けをしたりして、網野子で楽しんでいきたいという声も聞いています。まずは大きな開発だけでなく、地域にある自然、農地、人、文化、つながりを生かしながら、地域と行政がともに知恵を出し合い、小さくても前に進んでいくことがすごい大事だと思っているんですね。それが、これからの瀬戸内町では特に大事じゃないかなと思っています。そして、近年、国では総務省の地域運営組織、RMO、農林水産省の農村RMO、これは地域運営組織ですね。それを、運営組織をその集落単体じゃなくて、勝浦のほうも中山間が入ってきて、サトウキビとか牧草とか、これから先、中山間が終わったらそういうのが増えてくると思います。山郷地区の地域とか、それを網野子集落を拠点につくれば、節子とか勝浦、阿木名までですね、そこが一体となることができるような運営ができれば、西方もそういう農業が増えてきたり、加計呂麻までも旧鎮西村、実久村、そういう地域の運営ができれば、活性化にもつながると思います。そこまちょっと念頭に置きながら、いろんな勉強、知恵を出し合って、国や県からの事業を引っ張れば一番いいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務企画課長（徳田義孝） 今、議員がおっしゃるようになりますね、RMOというんですか、リージョンマネジメントオーガナイズーション、地域運営組織の必要性、大切さというのは、認識しているところでございます。小さな拠点ということでですね、その地域にいろんな機能、販売、直売所だけでなくですね、高齢者が集まる施設、集まる場所であったり、そこで地域食堂があったり等々、いろんな機能を持った小さな拠点、そこにいろんな、多様な人が関わる、そういうふうな場としてのですね、可能性、常に探っていけないといけないと思っておりますので、先ほど申しましたようにですね、そこが拠点の賑わいの場となるような形を模索しながら、安全性を担保した上でですね、やっていけたらいいとは思っております。どのような形があり得るのかというのは、また今後ですね、関係課とも協議しながら進めていけないといけないと思っております。

○農林課長兼農委局長（田原浩治） 農水省の農村RMO、初めて耳にしました。まず支援の仕組み、制度の理解について、努めていきたいと思えます。理解した上で、町にとって、そして農業振興にとって有益なものであれば、しっかりと調査していきたいと考えます。以上です。

○2番（里山正樹議員） 今、網野子集落が動いているのを、行政と集落事業者とかが一緒になりながら、この地域活性化、僕がずっと言っているその地域活性化を、まず網野子集落でつくと、本当に瀬戸内町のほかの場所、嘉鉄とかも支援センターがあったり、農業をする方も多いので、まず東方でできたり、いろんなことができると思います。ここをまた、いろんな知恵を出し合いながら、行政と伴走しながら、やりたい地域があるときには、地域運営組織をどんどんつくっていければ、活動しやすくもなると思いますし、またそこで一緒にやっていくことで、地域住民も一体になって、それがまた、防災とか災害のときの、いろんなつながりになってくると思うので、この地域運営組織を、農業版とか総務省がやっていることを、どんどん調べながらやっていければ、一番いいことかなと思っております。

○町長（鎌田愛人） 今、議員と各担当がやりとりした質疑を、また踏まえて、いろいろ検討していきたいと思っておりますし、ただけど一つ、言い忘れ、大事なことを忘れていました。網野子集落の販売所と合わせて、阿木名集落にもアベ商店という販売所がありますので、そこにも私、寄っておりますので、その網野子もアベ商店も、女性がですね、そこで看板娘として頑張っておりますので、そういう女性が活躍する場所としてもですね、そういう、踏まえていることだなというふうに思います。そういうことが全庁的につながればなというふうには、この山郷の動きを見て感じております。

○2番（里山正樹議員） よく見ていただいてありがとうございます。

次に移ります。瀬戸内町の長期振興計画、後期基本計画においては、町有財産の未利用地売却促進や有効活用、売却処分の推進等が示されています。計画期間も令和6年度から3年目に入っております。今後、未利用財産の整理や活用を進めていくに当たり、すみません、これは先ほど言ったことでした。申し訳ありません。長期振興計画、後期計画も、令和10年度まで2年となっております。今後の未利用、町有財産の整理活用については、どのように整理を進めていくのか。加計呂麻

島で教員住宅を買いたいという方もいたんですね。サトウキビの期間に、全国に募集をして、畑を、その期間だけ採用するために宿舎にしたいと。そういう方もいらっしゃって、今の町有住宅で欲しいという方も、これも何件、2件かな、ちょっと聞いたりして。ちょっとそれも以前、役場、企画補佐とはちょっとお話をしたりしたんですけれども、ただ壊すとかじゃなくて、それでも買いたいという方もいらっしゃる現状もあるので、その辺はどういう考えておりますか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 未利用地に関しまして、今回、補正予算でも上げております、旧教員住宅の解体につきましては、建物として、人がその中で営むことが難しい状況、住むことが難しい状況という判断がありましたので、貸出とかが難しい状況のために、今回、解体というふうな選択をしました。やはり議員がおっしゃるように、地域に配慮した、地域の特性とか地域の意向等を聞いた上で、未利用地の活用は考えていくべきだと考えております。今回、昨年から総務企画課となり、財産管理の部分も総務企画課の中に入って、いろいろな展開ができるようになってきております。未利用地等の活用検討委員会等も活発に行う中で、今後、住民の意向に沿った形で施設が展開できるように考えていきたいと思っております。

○2番（里山正樹議員） 建物の、今ある教員住宅、今回、補正で5,000万円ぐらいでしたかね、計上されていましたが、このほしい、自分たちで補修しながら、もし欲しいという方が出た場合はどうなりますか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 現状で、今、建物、町が所有しているものが、そのまま欲しいという方があった場合は、一応、協議はできるかと思うんですが、もし何か、その建物に事故等があった場合のことも考えると、町、行政が持つものとして保証できないものというのを販売というのは、かなり難しさはあるのかなというふうに思っております。やはり安全面というところでは、行政としては第一に考えるべきことだと考えております。

○2番（里山正樹議員） 現状で欲しい、修繕も自分たちでしていく。ちょっと教員住宅、30年以上経っているのかな、2階建てなので、ちょっと壁が確かに剥がれてきているところもあります。それも理解した上でも、欲しいという声を聞いたんですね。町としても今回の5,000万程度の解体費用とか、その辺もなくなったり、固定資産税とか、その辺の地方税も入ってくることを考えて、売却すれば町の責任は逃れるわけじゃないですか、それでも欲しいと言われた場合は。その辺はどうなりますか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 住宅個別、個別の状況等もありますので、具体的な話はこの場でしづらい面もありますので、また御相談させていただければと思います。

○2番（里山正樹議員） 了解いたしました。ちょっと地域振興、すみません、先ほどの一般質問、1回目でちょっと間違ったんですが、2回目の質問をさせていただきます。加計呂麻島体験交流館、整備した当初の目的と、その施設の位置付けについて聞かせてください。

○水産観光課長（保島弘満） 加計呂麻展示・体験交流館の整備の当初の目的についてですが、国道58号の網野子トンネルの全面開通、それと世界自然遺産登録後の観光客の増、そういった

ものを見込んで、その観光客を加計呂麻島へ誘致を図るための観光拠点施設というふうに認識しております。

○2番（里山正樹議員） 分かりました。この加計呂麻島体験交流館は、いつ開館しましたかをお伺いします。

○水産観光課長（保島弘満） 開館年月日につきましては、平成27年4月1日開館となっております。

○2番（里山正樹議員） 開館から10年余りですね。10年以上、一定期間、一定年数が経った施設は、観光施設で建てていると思いますが、観光からその用途とか、その辺が大きく変更しないと、中のその用途とかは変えることができますか。

○水産観光課長（保島弘満） 補助対象施設の転用とか、使途の変更についてだと思うんですけれども、その補助金等適正化法の第22条では、各省庁の承認なく補助金目的に反しての使用、譲渡、貸付、担保等は禁止されてはおります。その弾力化ということで、一定年数。10年経過した施設については、使途の変更が可能となっております。

○2番（里山正樹議員） 補助金適正化法22条の弾力化により、一定の条件では、施設の活用について変更ができるんですね。加計呂麻の施設整備から一定、経っていますので、その間に今の交流人口のあり方や観光ニーズも大きく変わっていると思います。それで使途の変更とかををしていきながら、交流や滞在、活用なども含め、今回、鹿児島県で修学旅行、県本土の修学旅行生、1泊目8,000円、2泊目以降2,000円の補助も、助成する制度が開始されています。2階の展示場などを宿泊施設、そのように用途を変更することなどは検討できますでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 交流人口拡大につながるような柔軟な利活用について、今、議員から提案のあった、その地域資源を生かした修学旅行誘致を絡めた滞在型の交流拠点施設ですとか、最初であった指定管理や民間力の活用とかありましたけれども、そういったのも十分に考えられると思います。いずれにしても、先ほど町長が答弁した三つの視点を基本としながら、広い視野で加計呂麻島展示・体験交流館のあり方とか、今後の運営方法とか、そういったことは調査、研究する時期にあると認識しております。ですので、今後、広い視野を持ちながら、調査、研究していきたいと思います。

○町長（鎌田愛人） 今ある公共施設を宿泊施設にという議員の考えかもしれませんが、民間が加計呂麻島含めですね、個人で宿泊業をやっておりますので、その民業をですね、圧迫しないかということも十分に含めた上で、そういうことは考えていかなければならないと思いますので、このことについては、より慎重に考えなければいけないと私は思っています。

○2番（里山正樹議員） その個人もすごい大事だと、確かに思います。いろんなその協議、地域で協議を持ちながら、加計呂麻島には本当に豊かな自然、文化、歴史などがあり、本島にもない、本土にはもちろん余計ないですね。そういう魅力がある島だと思うので、やはりその地域資源を生かした滞在型交流事業、修学旅行の誘致、それも、修学旅行も既存である民泊とか、いろいろあったら、そこと組んでもいいと思います。加計呂麻を知ってもらえるのが一番、その子供たちに、児

童・生徒に将来的にすごい役に立つんじゃないかなと思ってあげております。そういう受け入れをできるような、観光課ですね、できるようなのを調査、検討していく考えはありますか。

○町長（鎌田愛人） 修学旅行の観点から言うそうですね、これは観光課だけの問題ではありませんし、教育機関も絡んできます。そういうことも含めてですね、やはり、今、既存の宿泊施設、それをいかに利用してもらうかを中心に置きながら、また加計呂麻を含め、瀬戸内町の魅力を知ってもらうための、その修学旅行のそのメニューですね。それも教育委員会や観光協会なども含めた中で、関係機関と連携しながらやっていくことが大事だと思っておりますので、その加計呂麻体験交流館を宿泊施設に拘るのであればですね、そこはまた、違う問題だと、私は考えております。

○2番（里山正樹議員） 個別の家も、体験交流館、その地域地域で話し合いながら、いろんないいことができると思うんですね。20人ぐらい泊まれないとか、何とか。そこも、いろんな知恵を出し合いながら、その地域で運営していく組織づくり。これからの瀬戸内町に必要ではないかと、僕は思って、今回、提案させてもらっています。

以上で終わります。

○議長（向野 忍議員） これで、里山正樹議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は、午後1時30分とします。

休憩 午前 11時35分

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

通告3番、中村洋康議員に発言を許可します。

○5番（中村洋康議員） 皆様、こんにちは。令和8年第2回瀬戸内町議会定例会において、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、台風6号、そして、そのあとも続く連日の大雨により、被害を受けられました町民の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。今回の災害では、住民生活への影響はもとより、農作物への被害や、農業用ハウス等の施設の損壊など、本町の基幹産業である農業にも大きな影響が及んでおります。被害を受けられた皆様の御心痛は、察するに余りあり、一日も早い復旧を心から願うものであります。また、町民の安全確保や被害状況の把握、復旧対応のため、御尽力いただいた職員の皆様をはじめ、関係機関の皆様に対しまして、深く敬意を表しますとともに、心から感謝と慰労の意を申し上げます。

それでは、順次、質問をさせていただきます。私の今回の一般質問は、奄美アイランドドローン株式会社の業務終了に伴う会社清算について。また、歯止めのかからない人口減少や高齢化の影響による集落コミュニティの現状についての、町当局の認識と地域づくり施策について、鎌田町長の御所見をお伺いするとともに、私なりの意見や政策提言を申し述べてまいりたいと思います。

最初に、奄美アイランドドローン株式会社の清算については、清算業務終了後に説明するという

3月議会での答弁でありました。そこで質問いたします。

1、会社清算の進捗状況及び清算終了予定時期について伺います。

2、町が出資した1,500万円の返還見込額について伺います。

清算後の財産の帰属先及び今後の行政活用、または、民間活用の考えについて伺います。

本事業は、国の交付金を活用して実施されております。そこで伺います。4、会計検査員による会計検査及び指摘事項等の有無について伺います。

5、指摘事項があった場合、その内容及び改善対応について伺います。

これまでのドローン事業に係る公費支出は、会社の運営費補助金の6,600万円を含め、総額で2億円を超える多額の支出となっております。3月議会の町長答弁では、初期の目的を達成したとして、その成果として、ドローン国家資格保有者等の人材確保、安全運行ルールやリスク評価体制の構築、ドローンサービスや行政活用に関する知見取得などが挙げられています。一方で、町民からは、多額の公費支出に見合う成果であったのかとの声もあります。そこで改めて伺います。

6、本事業に対する総括的評価として、特に費用対効果についての認識について伺います。

7、今後の官民連携事業を実施する際の課題について伺います。

次に、地域コミュニティの活性化と暮らしやすい地域づくりへの取組について。

1、地域運営組織の創設についてです。私はこれまで、加計呂麻島、請島、与路島、それぞれの実情に応じた振興対策の策定に向け、島ごとの域内組織創設について提言してまいりました。このことに対し、町長からは、地域団体等との意見交換を通じ、住民とともに振興の方向性を共有しながら進めることが重要との認識は示されておりますが、具体的な取組については、明確な答弁がありませんでした。総務省では、地域運営組織の設立を地方自治体に推進しています。本町においても、担い手不足や地域コミュニティ機能の維持、買い物支援、見守り、防災、地域交通など、多くの課題が顕在化しており、これまでの集落単位では対応が難しくなる地域も想定されます。そこで伺います。現在の集落及び地域コミュニティが抱える課題について、どのように認識しているのか。また、高齢化や人口減少が進む中で、地域機能維持に向けた地域運営組織の必要性や有効性について、どのように考えておられるのか伺います。

先進自治体では、地域運営組織を活用し、地域課題の解決に向けた取組が進められています。本町においても、モデル地区での検討会や住民自治会、NPO等による協議の場を設けるなど、具体的な取組を進める考えはあるのでしょうか。また、総務省の交付金や交付税措置など、国の支援制度を活用する考えについても伺います。さらに、地域運営組織を単なる自治会支援に留めるのではなく、地域課題を地域全体で支える仕組みとして、庁内横断的に検討していく考えがあるのか、併せて伺います。

地域づくり、特定地域づくり事業共同組合の創設についてです。総務省では、人口減少が進む地域において、地域内外の若者等を雇用し、安定した就業機会を確保することで、地域社会の維持や地域経済の活性化を図ることを目的に、特定地域づくり事業協同組合の設立を積極的に推進してい

ます。このことについては、これまでの一般質問において、私を含む同僚議員からも、設立に向けた提言を行ってきたところであります。また、町長からは、前向きに取り組んでいきたいとの答弁があり、関係機関への説明会開催など、一定の取組も進められております。そこで、改めて伺います。これまでの説明会開催などの実施を踏まえ、町として特定地域づくり事業協同組合を新たに設立する意向があるのか、伺います。

最後に、定住対策の課題である住宅環境の整備について。

1、定住対策の課題として、雇用の問題と併せて、住居不足があると思いますが、現状をどのように把握されているのでしょうか。

2、廃校となった教員住宅は、普通財産に移管して活用するということでありますが、町営住宅として活用する意向なのか、また現在の移管状況及び活用状況をお伺いします。

以上で、私の1回目の質問といたします。

○町長（鎌田愛人） 中村洋康議員の一般質問にお答えします。

1点目の第三セクター奄美アイランドドローン株式会社の、解散に伴う清算についての、A I D社の清算の進捗状況及び清算終了予定時期についてお答えします。A I D社は3月31日に解散し、4月1日付で官報に解散公告を行いました。内容は解散の件と、掲載翌日から2か月以内に債権を有する方の申出を掲載しています。清算終了については、債権申し出期間後となる6月以降に実行することになります。

次に、出資金の返還見込みについてお答えします。ドローン事業の経常的な事業は、補助事業を活用しています。補助事業は補助基本額を超過する設計で行われていますので、超過分は出資金の減額となります。現時点において、算定段階になりますので、A I D社から報告は来ていませんが、満額の返還はないと考えています。

次に、A I D社清算後の財産の帰属に関する考えについてお答えします。財産等の帰属先の考え方としては、ドローンの行政業務活用における必要な機材の確保を念頭においています。特にカメラやレーダーなどの撮影、分析機材は、土木事業の地形調査や農地の調査などで活用しているため、確保する考えです。民間において、それらの機材を活用したい意向があれば、適切な方法を検討したいと考えています。

次に、ドローン事業に関する会計検査についてお答えします。会計検査は、現在、行われており、検査中です。結果が確定していないため、詳細の説明は控えさせていただきます。指摘事項があった場合は適切に対応してまいります。

次に、ドローン事業における総括的評価についてお答えします。本事業については、現時点において様々な意見や考えがあることは理解しています。それらを踏まえた上で、人材育成など、定性的な効果があったと考えております。また、この効果は、今後、ドローン事業を発展させていくことで、将来、より高く評価されるものだと考えています。現在の土台を固めて、未来のドローン事業につなげていきます。具体的には、これまで得た経験や知見を生かし、ドローンを防災やインフ

ラ管理、地域振興といった行政運営の課題解決に活用するため、庁舎横断的なドローン活用タスクフォースを設置し、その有効活用に努めてまいります。

次に、今後の官民連携事業を実施する際の課題についてお答えします。事業の検討や実施に関する協議をする際、担当課だけでなく関連部署も交えて、広く多くの意見を反映させていくようにしていきたいと考えています。また、基礎自治体としてどこまで関与すべきなのかを含め、今後も状況に応じて慎重に判断し、対応していく必要があると考えています。

2点目の地域コミュニティの活性化と暮らしやすい地域づくりへの取組についての、現在の集落及び地域コミュニティが抱える課題について、どのように認識しているかについてお答えします。本町は、小規模な集落が点在する地理的特徴を持っており、高齢化と人口減少が進む中、単一の集落だけでは、その機能を継続することが物理的に困難になりつつあります。地域運営組織については、人口減少や高齢化が進む地域において、住民が主体となって地域課題を解決し、生活機能を維持、確保するために結成される組織だと認識しております。さらに、従来の集落の枠組みを超え、複数の集落や校区など、広域的な単位で結成されることが一般的とされ、暮らしを守るための住民自治組織との位置付けの下、必要性は高いと考えております。

次に、本町におけるモデル地区での検討会など、具体的な取組を進める考えはあるかについてお答えします。モデル地区については、既に本町における先行的なモデルケースとして稼働している、西方エリアにおける一般社団法人チーム西方を中心とした取組を先行的なモデルケースとして位置付けております。このチーム西方の事例も踏まえ、他の地区においても進めることができるのか、検討してまいります。また、総務省の交付金や交付税措置、地域おこし協力隊など、国の支援制度につきましても、今後、活用に向け、検討してまいります。

次に、特定地域づくり事業協同組合の設立へ向けた町の意向についてお答えします。令和7年度に開催しました説明会等を通じて、事業者側の参加や関心が必ずしも高くなかった現状については、制度の複雑さやメリットの浸透不足など、町としても課題があったと受け止めております。しかしながら、先進事例を見ましても、本制度の成功の鍵は、行政主導の組織づくりではなく、実際に人材を受け入れる事業者の方々が、自分たちの人材で不足を解決するための組織という当事者意識を持ち、主体的に動いていくことにあります。このことから、組合の設立につきましても、事業者の方々が主導して進めていく必要があると考えております。今後の町の役割としましては、単に設立を急ぐのではなく、商工会や観光協会、農林水産業者の関係団体と緊密に連携し、まずは、季節的な人手不足を著しく感じておられる個別の事業者や、マルチワーカーの受け入れに関心を示していただけたような事業者へ、直接、足を運び、個別の説明や対話を進めてまいります。その上で、伴走者として必要な支援や、国・県への手続きのサポートを行っていききたいと考えております。

3点目の定住対策の課題である住宅環境の整備についての、定住対策の課題として、雇用の問題と併せて住居不足について、現状をどのように把握されているのかについてお答えします。本町において人口減少に歯止めをかけ、持続可能な地域づくりを進める定住促進対策を推進する上で、子

育て支援、就業対策、そして、住居の確保は極めて重要かつ一体的に取り組むべき課題であると考えております。本町の移住希望者等の相談窓口においても、受け皿となる住居に関する相談が多い状況が続いており、住居不足の解消が重要な課題であると受け止めております。今後も、集落等を連携しながら、空き家等のさらなる有効活用に努めてまいります。

次に、廃校となった教員住宅の移管状況及び町営住宅としての活用についてお答えします。廃校となった教員住宅は、普通財産へ移管されております。旧教員住宅につきましては、建物の老朽化や設備の状況、改修費用等の課題があることから、現時点では町営住宅としての活用には至っておりません。今後につきましては、住宅需要や地域の実情、改修に要する費用対効果等を総合的に勘案しながら、町営住宅としての活用の可能性を含め、有効な利活用方法について検討してまいりたいと考えております。私からは以上です。

○教育長（盛島正行） 廃校となった教員住宅の現在の移管状況についてお答えします。令和8年4月現在、廃校となった教員住宅については、普通財産として移管しております。今後も有効な利活動ができるよう、担当課と情報共有を図ってまいります。

○5番（中村洋康議員） それでは、2回目以降の質問をさせていただきます。

まず最初に、その清算に係る進捗状況、債権申出期間後ということで、6月以降に完了して、説明できるような状況であるということでもありますけれども、これは一つの会社の清算業務という、一つの流れでありますので、了解したところでありますけれども。その出資金ですね、出資金については、満額の返還はないのではないかなというような見込みを持っておられるというような答弁でありましたけれども、そこでお伺いしますけれども、この出資金はですね、財源はですね、町は地方債、いわゆる借金で財源を賄っているところでありますけれども、出資金の返還があった場合、繰上げ償還など考えていらっしゃるのかどうかお伺いします。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 現状で、可能性としてはあると考えております。まだ具体的に国・県には御相談をしている状況ではありません。

○5番（中村洋康議員） 分かりました。次ですね、A I Dが事業を解散して、そちらのほう、A I Dが所有していたドローンについては、3機、町の方に移管されているというふうに資料請求ですね、ありましたけれども、そのA I Dから移管して町の財産となったドローンの活用についてですね、少しお伺いしたいなと思いますけれども、先般、諸鈍のデイゴ並木のデイゴヒメコバチ駆除で、ドローンによる薬剤散布をやったという、そういう新聞記事がありました。これはですね、町外の事業所の実施でですね、約170万円程度かかったということのようでもありますけれども、町所有のドローンの活用という観点から、実施できなかったのかということを含めてですね、お伺いしたいと思います。

○社会教育課長（昇 憲二） 特定離島ふるさとおこし推進事業を使いまして、デイゴヒメコバチの駆除委託をしております。その中で、受注会社の方でドローンを使って薬剤散布をしたということで、その時点でですね、やはり産業ドローンであり、特殊なノズルが必要であるという判断の下、

事業を進めたというところでして、町のドローンを使うかというところに関しては、その時点では考えていなかったというところでございます。

○5番（中村洋康議員） やはり清算をして、A I Dからドローンを引き受けた、町の財産としてですね、あるドローン、その活用ということについて、このあとも、また活用についてはですね、答弁がありますからそこと合わせますけれども、やはり行政が行う事務、事業ですね、事業について、そのドローンは、やはりこの町の財産としてですね、あるわけですので、その活用についてですね、やはりいろいろ検討すべきものじゃないかなというふうに思ったところでもあります。A I Dから引き受けたドローンではなく、以前から町が所有している、消防組合などであろうかと思えますけれども、今回のその台風6号の災害調査においてですね、そのドローンを使ってのその災害地の調査ですね、被災状況の調査などは行われたのでしょうか。そこまで行く必要性はなかったのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 今回の台風の被害において、調査する体制としては、事前に整えておきました。現状で、まだ事業課の方から調査についての具体的な依頼はない状況でございます。

○5番（中村洋康議員） それでは、次に行きます。会計検査の件ですけれども、現在検査中、受検中ですね、ということであるので、指摘事項等について公表できるような状況にないということでもあります。そこでですね、その受検中ということについての質問をしたいと思えますけれども、会計検査の受検にあたりですね、指摘に関連して、会計検査員からですね、指摘や問い合わせ事案についてですね、例えば、これは補助金申請におけるドローンの運行回数とですね、実績の大きな違いがあります。また、A I D株式会社の事業収支計画でですね、平時における利用額収入は1,300万円もあるというようなですね、計画に対し、実績は1万2,000円でありました。そういうことから、補助金申請における計画と実績との大きな違い、差異についての指摘でありますとか、問い合わせ等がなかったのかどうか、お伺いします。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 会計検査からの問い合わせに関しましては、当初K P Iで出しておりました飛行回数等については問い合わせあって、しっかりと誠実にお答えさせていただいております。

○5番（中村洋康議員） 検査が終了してですね、指摘事項、どこまでのものがあるのかないのかもありますので、この段階ではですね、これ以上のことはお聞きすることはないと考えます。

この次ですね、本事業に対する総括的評価ということでの、この答弁。私はですね、行政の事務事業について最も大事なものは、費用対効果であるというふうに考えます。そのことを踏まえてですね、特に費用対効果についての認識についてということで質問しているんですが、回答については、そのことについては触れておりませんね。人材育成などの定性的な効果があった。そして、将来より高く評価されるものだと考えるとかなですね。未来のドローン事業につなげていきたい。これは事業が実施をして、それこそよく行政のP D C Aサイクルをですね、回していく。やはり、正確

に評価をして、そして、改善をして、新たなものに、新たな成果を上げるようにするという一つの事業、事務事業のですね、行政的な流れがあると思いますけれども、それが全然活かされていないのではないかなというふうに、私はこの答弁を見てですね、思うところありますけれども。それで、改めてお聞きしますけれども、令和4年度から2年間の実証実験を行った上で、ドローンによる輸送サービスの実用化の目途をもって、A I D株式会社を設立したという経緯でありますけれども、実績は、補助金申請における計画には遠く及ばない運行実績でありました。また、今回、事業終了後においてですね、その事業にかかった、事業費に係る地方債、起債しておりますけれども、その残高が7年度末で3,500万円余りあります。年間の返済額は233万円。これが今後、令和15年まで続くんですね。このような実態を踏まえた中でですね、改めてその費用対効果。この全体にかかった事業費、公金支出は2億円余りですよ。そして、先ほどの答弁では人材育成など、定性的な効果があった。いわゆる費用対効果、2億円余りと、今この現状の債務がこれほどあるということの実態を踏まえた中でですね、物理的な評価としては、人材育成がなったという、そのことしか答弁されていないんですけれども、改めて町長、費用対効果、この事業のですね、についてどのようにお考えですか。

○町長（鎌田愛人） 費用対効果につきましてはですね、大きな金額をかけたことは事実であります。収益性を問われる民間事業としては、効果を推移、定量的、公益性を重視した実証事業としては定性的な効果があったというふうに判断をしております。その中で、人材育成、今後のドローン展開していく中でですね、この費用対効果が得られるような努力をしてまいりたいと考えております。

○5番（中村洋康議員） この答弁の中でですね、未来のドローン事業につなげていきますということで、の中で、庁舎の横断的なドローン活用タスクフォースを設置するというようなこともありました。例えば、私、これはどういうタスクフォースなのか、その辺のこともお聞きしますけれども、その答えの中にですね、私が少し考えることにはですね、よく町長もおっしゃっていますけれども、行政としてできることなのか、民間がやることなのかということも踏まえた中でですね、いわゆるその、そのあとの官民連携のことにもつながります。基礎自治体としてどこまで関与すべきなのかということなども含めてですけれども、いわゆる行政としてやるべきことなのか、それとも民間としてやるべきことなのか、民間がやることに支援するべきあり方ではないのかとかいろいろあると思いますよ。そういう中で、このドローンを活用したタスクフォースの設置をしていくということで、これは何を目的として、そのような組織をつくってやっていこうというふうに思っているのか、お伺いします。

○総務企画課長（徳田義孝） 先ほど2億円というお話もございましたけれども、導入するにあたっては補助金を導入、半額は補助金であるとか、有利な起債を導入するとか、過疎債等ですね、ということで、実質の町の負担としては数十万程度であったということとはございます。その事業の実施、いかにすべきかということについては議論があるかと思いますが、財源について、その実施す

るということについての負担は、2億円、丸々町の一般財源を使ってということではなくて、補助金、起債等も活用した上で最小限の町の負担ということで実施してきたところでございます。また、借金の返済につきましても、交付税措置があるということで、町の負担は2割程度に収まろうかとは思っておりますが、これと、まだ実施すべきかという問題はまた別とは思いますが、財源的にはそのようになっております。また、タスクフォースを設置ということではありますが、これまで培った、これまでの事業の中で定性的ということですが、数値では表せない内容であるとか、性質であるとか、そのようなところでの効果ということでもあります。どのような条件の下で飛ばせるかとか、どれくらいのコストがかかるかとか、それから、技術の習熟度を高めるとか、そういったところでの、得たものは大きかったと思っております。今後は、そのタスクフォースということで、被災地の災害状況の把握であったり、各種インフラの状況の把握であったり、また調査ですね、遺跡と戦跡、それから、地籍調査等、そういったところへの調査等にドローンを活用していきたいと思っております。また、観光等の動画作成ですね、そういったところにも幅広く使っていけるようにということで、庁舎内、各課を横断するようなチームを編成しようということで、操縦者が総務課内には4名ほどおりますけれども、それ以外の操縦者も各課にいますので、そういうところでチームを編成し、総務企画課内の危機管理であるとか、また企画のほうでそこを調整するような形をとりながら、お互いの習熟度を高めながら、運用のガイドライン等も作成しながら、今後、有効に行政課題の解決にドローンを活用していけるようにということで取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（中村洋康議員） 今、課長が答弁したことについてですね、この事業について、実質的には町費用がそれほど使っていないということを、財政的な理由付けで答弁されていましたが、それはですね、財政的な詭弁というものだと思いますよ、私は。ドローンに使う、その2億円余りを他のところに使えばどうなるんですか、同じことですよね。ですから、このドローン事業に係る事業費のですね、それが実質的には一般財源はこうでした、少ないですよ、少ないですよ、ですから、この分については費用対効果という中の、その費用に係る部分についてはそれほど問題にすることはないですよという、そういうような論調じゃないですか。そうじゃないんですよ。このドローン事業に2億円をかけたということ、例えば、違う事業に2億円かけたとしても同じことですよ。そうじゃないですか。ですから、そのことの、事業を実施したその実績、成果がどのようなことかということが問題であってですね、そこは指摘しておきますけれども。

それともう一つですね、先ほどタスクフォース言いました、私もその前にですから言いましたよ、町としてやるべきものなのか、行政としてやるべきものなのか、それとも、民間の活用、利用して支援するとかですね。今、おっしゃったような、これは例えば測量会社であるとか、コンサルであるとか、いろんな調査のコンサル会社であるとか、いろんなその専門事業者いますよ、先ほど言いました薬剤散布の、そういう事業者もおります。そうじゃなくて、町がそういう事業を抱えてやるんだと、そのためのタスクフォースだと、ということであれば、行政、瀬戸内町の行政とし

て、そういう事業をやるんだという、そういうことなんですかね。町長、その、そういうお考えですか、施策として。

○町長（鎌田愛人） 測量調査、測量の委託などを含めて、その専門業者が、やれる分は専門業者でやればいいんですよ。その、ただ民間でやれない事業、やれないことがたまにありますよね。先ほどから申し上げている災害の調査についても、民間でやれない部分をですね、我々町として、やれる部分をタスクフォースでやっていく。また、事業規模が小さく、採算が合わないという点も、民間事業が参入できない部分もあるかと思いますので、我々町として、先ほど来、申し上げている災害対応などを含めた中でですね、民間がやれない部分を町としてやっていきたい。その人材が確保されている、知見も備えている。そういう観点から、この我々、町としてやれる部分をタスクフォースでやっていく。そういう方針でございます。

○総務企画課長（徳田義孝） 先ほど、私が財源のお話をしたときに、議員がおっしゃるように、その2億円を別の事業に使えるではないかということで、それも承知、そういうふうにおっしゃるであろうということも承知の上で申し上げたところもございます。ただ、その2億円そのものを丸々使ったというふうなことが、そういうふうな、そのままそれだけ、例えば基金とかですね、そういうのがなくなったわけではないという、そこをちょっと伝えたくて申し上げたところです。民間との第三セクターとの連携というときにですね、やはりこの小さな町におきましては、元々需要が少ない中で、採算制とかですね、収益制ということと言われると、なかなかいかない部分、立ち行かない部分もあります。専門的な人材がいなくてですね、行政も含めて、民間地域においても少ないというものがございます。なので、行政としてできる範囲で、ドローンやはり必要だと思いますので、我々の中でできる範囲では、できるだけ活用していきたいと思っておりますし、それを越えた部分については、民間とも協議をしていかないといけないと思っているところでございます。

○5番（中村洋康議員） もっといろいろとやりたかったんです、時間もありませんので、次に行きたいと思っておりますけれども。官民連携事業の実施の課題ということですね、答弁、ありました。基礎自治体としてどこまで簡易すべきことなのか、今後とも慎重に判断したいということでもありますけれども、私はですね、このことについては、やはりこのA I Dのことは、情報公開を再三、議会のほうからも請求して、なかなか公開していただけなかったということも踏まえてですね、考えるんですけれども、やはり今後の官民連携事業の実施に当たってはですね、情報公開も含めですね、町が主導権を持って、主体的に判断できるようなですね、協定等の締結がですね、求められるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 確かに議員のおっしゃるように、今回、A I Dに関しましては、なかなか複雑な経路で情報等が流せない状況がございました。今後、新たに連携事業、民間との連携事業等を進めていく上におきましては、議員がおっしゃったように、ある程度、町が主導権を握って、明確に町民に示していけるような体制は、構築すべきだと考えております。

○5番（中村洋康議員） 次に行きます。地域コミュニティの活性化と暮らしやすい地域づくりの取

組ということで、地域運営組織の創設についてですね、先ほどの答弁の中でですね、その必要性は高いということですね、認識されておりますし、またそういうふうに進めていきたいというようなことでもありました。その中でですね、本町地域運営組織として、一般社団法人チーム西方があるということでありました。私も、少し関連するような事業所だと思っていたら、やはり登録されていたので、本町でもあるということではありますが、でも少しですね、一般的な地域運営組織としては活動が違うような印象を受けたものですから、少しお聞きしたいと思いますが、このチーム西方の組織が活動する地域範囲ですね、そしてまた、活動計画などですね、あるものなのか。広範にわたるですね、それぞれ組織している地域づくりとか、そういうことについての具体的な計画などを策定されているのか。経営指針であるとかですね。そしてまた、これはそういう地域運営組織であれば、国・県からの財政支援、交付金もありますし、交付税措置もありますけれども、そのようなものについての申請を含めて、支援を受けているのかどうかですね。答弁では、今後、活用に向け検討というような答弁がありますので、受けていないのかなと。今後、そういうふうなことを申請していこうと考えているのかなと思ったりもしたものですから、お聞きしたいと思います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。この一般社団法人チーム西方というものは、名前のとおり、西方エリアのために組織された、住民らで組織された組織だと考えております。活動の内容としましては、現在、廃校を活用した農泊推進施設と指定管理者を行いながら、西方エリアの活性化を図っているというような活動を行っております。また、このチーム西方は、令和3年からですね、この西方エリアの課題は何だろうということで、住民らと嘱託員の方々とも協議しながら、課題が何かを詰めてきた際に、お店がないという課題から、移動販売車を運行させるという活動も行っております。そのような収益だけではなくてですね、地域の課題解決に向けた取組も行っている状況になります。また、議員がおっしゃる、そのような活動に対しての財源、財政措置については、特別交付税措置とか、またほかの補助金とかもありますので、進めてまいりたいと思いますけれども、その財政の部分につきましては、財政補佐のほうから答弁をいたします。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 今回のチーム西方に関しましての交付税措置につきましては、移動販売車が対象と、実際はなっております。ですが、交付税で元々措置されている地域振興費というのがあるんですけれども、それを超える分を特別交付税で措置するということになっていまして、現状ではそこを超えていないという状況で、特交措置は今のところゼロになっております。

○5番（中村洋康議員） このですね、地域運営組織は、立ち上げから運営経費に至るまで、補助金や交付税措置並びに人的課題についても、国・県の支援制度があります。是非、本町のコミュニティの在り方を検証の上、限界集落の再構築も含めて検討され、町内の各地区へ創設していただくことを強く提言いたします。

次ですね、町として特定地域づくり事業協同組合の新設意向の答弁についてですが、答弁では課題を考えて慎重な姿勢というふうな答弁ではありますが、地域運営組織と同じように、これも

設立から運営に係る経費に対して、国の財政支援があるということをですね、やはり前向きに捉えてほしいというふうに思います。令和7年の3月にですね、法改正がありまして、制度も大きく変わってきております。国・県の財政支援も大きく拡充されているんですよ。そしてまた、市町村への派遣も可能となっています。いわゆる組合員以外への就労派遣ですね。ですから町役場のほうにも、もちろん期間的な制約はありますけれども、その地域づくり、特定地域づくり協同組合員の社員を派遣することができる。そういうふうに国はですね、県も併せてですけれども、支援措置も拡充しているし、その活動についても大きく幅を広げているようなですね、そういうことの制度が大きく、利用の、緩和されるというかですね、ということでやっております。積極的に推進していますよ。やはりこれは、瀬戸内町に限らず、日本全国の地方の大きな人口減少に伴う地域維持の課題ということ捉えてのことなんだろうと思いますけれども、是非、そのことも踏まえてですね、設立についてですね、町主体となって積極的にやっていただきたいというふうに申し上げたいと思います。

次ですけれども、定住対策に係る住宅環境の整備についてですね。先ほどの答弁から踏まえた中で、教員住宅の廃校となった教員住宅については、普通財産、移管したということでもありますけれども、話を聞くと、その移管したとしても、その入居者がいる部分については、管理を教育委員会がやっているということを聞いているんですけども、その管理、普通財産となった管理も、教育委員会という教育行政の専管委員会が、専管委員会、専管する委員会に現状は管理を任せているということなんでしょうか、お伺いします。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） この件につきましては、とても複雑な経緯が間でありました。普通財産に移管した段階で、教員住宅を実際、借用している、許可を受けて借用している住民の方がいらっしゃるという状況の中での、普通財産移管となっております。昨年度、総務企画課になって、財産管理のほうで、もう一度、精査した段階で、ちょっと普通財産として貸付をすることができない状況の中で、本来で言えば、ありえない状況になっているということで、今、そこを適正な形に戻せないかというところで、いろいろと調整を図っているところでございます。ある意味、過渡期になっておりますが、住んでいる皆さんが安心して住める、また建物がどういう状況なのかというの、昨年度、調査をして対応させていただいているところです。ちょっと正式な、通常の状態に戻るには、もう少し時間をかけて、住んでいる人の意向も汲みながら行いたいと考えております。

○5番（中村洋康議員） 現有居住者との関係性という形での答弁でありますけれども、細かいことについては把握しておりませんので、これ以上は話しませんが、しかしながら、やはり行政のですね、行政財産は、であるのであれば、こちらの行政。しかし普通財産、例えば教育行政のですね、財産であれば教育委員会を所管するのは、そういうものでありますけれども、それ以外の普通財産は、やはり町の、行政のほうで、町のほうでですね、所管するという、そういう制度ということですね、是非、根本においてですね、これは教員住宅、そして空き家バンクも含めてなんですけれ

ども、定住対策、もしくは現有町民の住居環境の整備ということを併せ持つてですね、考えた場合に、やはり一元的に管理をして、そして、こういう形で住居できる住宅がありますよということですね、発信、町外、若しくは町内ですね、住宅に対する困窮を考えていらっしゃる方たちにですね、是非、広報して、やっていただきたいなというふうに思います。

最後に、令和7年のですね、国勢調査の確定値が公表されました。本町の人口は7,652人ということで、令和2年国勢調査と比較すると894人、率にして10.46%減少しております。県全体の、鹿児島県全体の人口減少率が4.74%です。大島郡平均が8.34%であることを踏まえると、本町の人口減少は極めて深刻な状況にあります。さらに、陸上自衛隊瀬戸内分屯地の設置という人口増加要因があったにもかかわらず、この結果であることを考えますと、奄美群島12市町村の中でも最も人口減少が進んでいる自治体と言わざるを得ません。まさに危機的な状況であります。鎌田町長は、施政方針において、瀬戸内未来展望2050の七つの将来像を掲げておられます。私は、これらの将来像は、瀬戸内町民共通の願いであり、本町の将来に対する理念を示すものであると認識しております。そこで重要なのは、その将来像を実現するために、具体的に何に取り組み、どのような成果につなげていくのかという点であります。計画書には、未来展望の実現に向けた取組として、未来展望を自分ごと化する仕組みづくり、官民協働による推進体制の構築、地域資源の保全と活用の仕組みづくりがあげられております。しかしながら、現時点では、こうした仕組みや推進体制をどのように構築し、具体的な施策として展開していくのかが十分に見えていないように感じております。そこで改めて、未来展望の実現に向けた具体的な取組の一つとして、各地域における地域運営組織に立ち上げや特定地域づくり事業協同組合の設立を積極的に進めていただくことを強く要望を申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（向野 忍議員） これで、中村洋康議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は、14時50分とします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時50分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

通告4番、永井しずの議員に発言を許可します。

○7番（永井しずの議員） こんにちは。本日の最後の質問となりました。一般質問の前に、私は瀬戸内町の保護司を委嘱されております。この活動は、罪を償った人たちが再犯を起こさないように、また立ち直れるように支援していくということで、対象者と面談のために毎月、家を訪問したりします。決して表には出ない活動です。それで、なぜこの話をしたかというと、先日、他の市町村の行政の方が、保護司はただ作文をお願いするだけの仕事でしょう、と言われたそうです。それを聞いて、瀬戸内町民の方にも、この保護司の活動を分かっていたらこうと思い、この場をお借りしました。また、令和8年4月1日に、令和3年まで亡くなられた花立さんが御尽力されていた更生女

性会を再度立ち上げ、女性の立場から、我が町の大事な子供たちが犯罪に手を染めないよう、また報道等で最近よく言われておりますが、闇バイトなどに軽い気持ちで関わったりしないように、地域で見守っていこうという活動です。瀬戸内町には10名の保護司がいます。11月14日には古仁屋中学校にて初めて出前授業をさせていただきます。どうぞ、保護司の活動を理解していただきたいと思います。

それでは、令和8年第2回定例会の通告に従い、1回目の質問をさせていただきます。

まず1点目、午前中、同僚議員からもありましたが、網野子集落入り口に行ったトイレの実証実験の結果について。今年2月から3月に行ったトイレ使用状況の実証実験の結果と、今後の計画について伺います。

2点目、町内施設における喫煙所について。町内にある施設の子供たちとの共有場所にある喫煙所に、完全に煙を遮断する等の計画はないか伺います。

3点目、日本郵便との連携について。町内の郵便局と行政との連携について、今後の計画など伺います。

4点目、瀬戸内町の持続可能な介護に関して。3月議会において、文教厚生常任委員会から提言させていただいた介護人材の確保、定着支援と配食サービス等への緊急支援についての進捗状況を伺います。

1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人） 永井しずの議員の一般質問にお答えいたします。

その前に冒頭、保護司のことについて述べられておりましたが、先般、北大島の保護司会の皆様方と一緒に、永井しずの議員も参加されて、社会を明るくする運動の中での高市首相のメッセージ、また塩田知事のメッセージを伝達していただきました。その際にもいろいろな意見交換をする中でですね、保護司の皆様方はボランティアとして、その対象者の立ち直りに多大なる御支援をいただいていることに感謝を申し上げたいと思います。また先ほど、瀬戸内町内には10名の方がおられるということで、瀬戸内支部においては、会長が栄 克人議員、副会長が永井しずの議員ということで、議員の活動をしながら、ボランティアとして地域の皆様方、そして、その更生、保護に対する取組に対しまして、この場を借りて、改めて感謝と敬意を申し上げたいと思います。

それでは、御質問にお答えします。

1点目の網野子集落入口にて行ったトイレの実証実験の結果についての、今年2月から3月に行ったトイレ使用状況の実証実験の結果と、今後の計画についてお答えします。今回の実証実験結果としては、1日平均で6.2人の利用となっており、建設費や維持管理費を考慮すると、トイレを単体で設置するのは困難であると考えております。一方で、週末や祝日等においては、網野子集落の生産者や住民の方々が主体となって連携し、農産物の直売所を運営するなど、一定の賑わいを見せていることから、地域が主体となって、地域の交流拠点に付随する施設として整備できないか、関係課とも連携し、検討してまいります。

2点目の町内施設における喫煙所についての、町内にある施設の子供たちとの共有場所にある喫煙所に、完全に煙を遮断する等の計画はないかについてお答えします。喫煙所につきましては、改正健康増進法に基づき、受動喫煙防止の観点から、屋内への煙の流入を防止しているところであります。しかしながら、議員の御指摘のとおり、子供たちが利用する共有スペースに接近していることから、風向きや利用状況によっては、煙が流れる可能性があるとの声もあり、町としてもその状況を重く受け止めております。今後につきましては、煙の完全遮断を含めた構造改善の必要性について、現地の状況確認を行った上で、施設の構造、利用実態、改修に係る費用などを総合的に勘案しながら、改善の可能性を検討してまいります。また、施設利用者や地域住民の皆様の御意見も伺いながら、子供たちをはじめとする利用者が、安心して施設を利用できる環境づくりに努めてまいります。

3点目の日本郵便との連携についての、町内の郵便局と行政との連携に係る今後の計画についてお答えします。高齢化、人口減少が進む集落がほとんどである本町の地域特性として、行政と地域をつなぐ担い手が複数存在することが、機能維持に役立つものと認識しております。郵便局との連携につきましては、住民サービスの向上に資する重要なテーマであり、現在、町内郵便局と意見交換を行っている段階のため、具体的な連携内容については、現時点では確定しておりません。今後、行政サービスの利便性向上や高齢者支援、災害時の協力体制など、連携が期待される分野について、実現可能性を慎重に検討し、必要に応じて協議を進めてまいります。

4点目の瀬戸内町の持続可能な介護に関しての、介護人材の確保、定着支援と配食サービス等への緊急支援についての進捗状況についてお答えします。介護人材の確保、定着支援については、本町に定住し、介護、医療職に従事される方を対象とした、奨学金返済支援制度を検討中であります。配食サービス等への緊急支援については、国の物価高騰対策補助金に併せ、配食サービスを提供している事業者への支援を、配食数に応じて、令和6年度、7年度に実施しました。今後も、国・県の補助制度を活用し、事業者への支援を検討してまいります。以上です。

〇7番（永井しずの議員） 御答弁いただきました。それを受けて2回目の質問をさせていただきます。

まずは1点目、網野子集落で行った実証実験の結果ですね。私が調べたところによると、その利用者、1位は町内の方37.7%、次に、町外の方29.3%、網野子集落の方が3位で18.4%、観光客は4位、1番下で14.4%となっております。それを、先ほどもおっしゃいましたが、計算をすると確かに1日平均6.2名という、人数的にはすごく少ない人数で、単体ではできないという回答もいただきました。以前からですね、何度か、この同僚議員もおっしゃっていましたが、議会において質問し、住用から古仁屋までのトイレがないことを訴え、観光客だけでなく、町民の方が利用者が多かったんですけれども、やっぱり名瀬に行ったり、空港から来るときにですね、やっぱりちょっと間に合わなくてという意見もいただきましたので、この議会で訴えさせていただきました。もちろん観光客というのは、どこにトイレがあるかも把握していないまま、住用でトイレを利用せずに、そ

のまま走ってきてということもあると思います。何度も訴えることによってですね、住用で1回はちょっと用を済まして、状態が分かったらですね、そういうことを把握していただくことも大事かと思います。住用から古仁屋までではないから、ちゃんと住用でとかですね、それで住用にも、大きいトイレはここだという標識が必要だということも訴えた、訴えたんだと思います。御回答によると、単体ではできないということなんですけれども、今、集落の方と協議をして、すぐすぐとはいえないとは思いますが、今後の計画というかですね、分かっている範囲でお願いします。質問の仕方が悪かったです。すみません。先ほどの回答を受けて、単体ではできない。地域の交流の賑わいの場所として、施設をできないか、その関係機関、また地域の方、集落の方ですね、とかと、今後、協議していくという回答だったと思いますが、例えば、今年中でその協議をするとか、大体いつ頃、どうするとか、そういう計画的なものはないかを伺います。

○農林課長兼農委局長（田原浩治） 永井議員の質問にお答えします。先ほど、里山議員からの質問に対しても答弁いたしました。地域交流拠点に付随する施設としての整備ができないか、そして関係課とも連携して検討していくということで、この地域の交流拠点に関しては、農林課の視点としては、直売場、若しくは販売場と考えております。ただ、これまでの経験上、いきなり直売場を設置したとしても、運営がしっかりとできなければ、本末転倒な話になるかと思っておりますので、事前に整理すべき点が叶えば、おのずと直売場設置というような検討もされるかと思っておりますが、これが今年なのか、来年なのか、再来年なのかということに関しては、今の段階では不確かなところがあるのではないかと考えております。以上です。

○7番（永井しずの議員） やはりですね、その実証実験を行って、そちらに仮設のトイレを設置された際に、やっぱりそちらの町民の方とか、集落の方とか、安心されたと思うんですね。よかった。まず、実証実験が終わって、一旦、これがなくなりました。一体どうなるのかなって不安になっていると思うんですね。それで、この場で質問させていただきました。やっぱり町民、私たちだけではなく、町民の方にもですね、その実情とか、分かっていた方がいいと思って、この質問を敢えてさせていただきました。早く解決してですね、協議されて、前向きにことが進むように祈っております。

○農林課長兼農委局長（田原浩治） 我々農林課のその方向性と言いますか、スタンスとして、トイレを設置するのではなく、あくまでも地域農業の振興に寄与する施設である販売所、若しくは直売所の設置に向けて、検討はしていきたいと思っております。

○7番（永井しずの議員） 最初から、何年か前からトイレ、トイレと私は言い続けていますので、行政の方が一緒に車に乗ったとき、トイレは大丈夫ですかと先に聞かれました。そういう意識付けも大事なかなと思って口に出しました。御答弁ありがとうございます。

では、2点目ですね。喫煙場所のことですけれども、答弁いただきました。その喫煙をするのがいい、いけないとか、そういうことを決めているわけじゃないんですよね。例えば、最近、清水公園のすいすい広場ですかね、すごくいい施設ができました。そこで、この間見たら、もちろ

ん子供たちが遊ぶ場所なので、禁煙という看板がなかったような気がしたので、敢えて質問させていただきましたが、その場所だけは禁煙で、ということでよろしいですか。あとはテニスコートとか、あと、グラットとかありますけど、その場所だけは禁煙ということでよろしいでしょうか。

○社会教育課長（昇 憲二） お答えします。清水公園内は基本全て禁煙にはなっていなかったんですが、今回、遊具広場を整備した上で、遊具広場は主として子供たちに開放していますので、そのエリアは禁煙ということで、もしかしたら、ちょっと今回、看板がですね、台風で倒されていましたので、今、復旧している最中だと思うんですが、広場が完成したときから、3か所に、出入口3か所に、遊具広場内は禁煙という看板を立てております。それ以外のエリアに関しては、基本、禁煙とはなっておりませんが、やはり喫煙される方々は、外の軒下などで配慮しながら吸われているんだろうなというふうに思っております。

○7番（永井しずの議員） 少なくとも、トイレも、今度、下に降りて、その公園の一部になったじゃないですか。上にあったトイレは下にありましたよね。そうしたら、例えばトイレのところだと横、後ろ大丈夫だろうという考えの方もいらっしゃると思うので、確実にその看板を、トイレのところにも設置していただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○社会教育課長（昇 憲二） トイレも屋内になりますので、トイレも含めて、遊具広場内は禁煙というふうに周知していきたいと思います。

○7番（永井しずの議員） あと、もちろんきゅら島の後ろの東屋がある付近があります。それは、普段はいいんです。大人だけいるときはいいんです。いつもではないんです。ただ、子供たちがイベントで、そこに日曜日とかイベントがあつて、子供たちがそこに集まる状況のときは、その喫煙場所を使ってほしくないなと思ったんですけども、それはできますか。いかがでしょう。

○社会教育課長（昇 憲二） きゅら島に関しても屋外ということで、軒下のほうに吸い殻入れを設置しているんですが、確かに議員おっしゃるとおり、東屋、緑地の子供たちが出入りするところとすごく近接しているということです。現状、きゅら島としてですね、吸煙の、その吸い殻入れに子供たちに御配慮くださいという注意書きは書いてあるんですけども、やはりそれでは根本の解決にならないかもしれませんので、設置場所も含めて、今後、現場のほうと協議していきたいと思います。

○7番（永井しずの議員） 喫煙される方はだんだん場所が狭くなって、本当は高額納税者だということは重々承知しております。それで、吸ってはいけないということではなくて、その子供がいるときにだけということで理解していただきたいと思います。この提言をされた方はですね、週に何回かゴミを拾いながら、また吸い殻を拾いながら、ウォーキングをされているIターン者の方なんです。この瀬戸内町はなんでこんなに吸い殻が多いんだって、私に怒られました。驚いていておっしゃいました。その方は、御自分がちょっと肺が悪くて、だから子供たちにもやっぱり健康を害しちゃいけない、そういう思いが強いので、このことをおっしゃったと思います。やっぱり地元の人たちがそういう意識が薄れているなと思って、私もすごく恥ずかしい思いをしましたので、こ

の場をお借りして、皆様に訴えたかったので、質問をさせていただきました。やっぱり昔と違うということを念頭においてですね、時代が違う、環境が違う。今の子供たちは昔はほっといても育った、そういうことだったと思うんですけれども、やはり健康的にもすごく、昔と違いますよね。すごくいろんな病気、アレルギーを持っていたりですね。昔とはちょっと違うと思うんです、体質的に。なので、やっぱり私たち大人がそこを考えて、やってあげないといけないのではないかと思います。よろしくお願いします。2点目は、これで終わります。

続いて、町内の郵便局との連携ですね。先日、瀬戸内町、宇検村の郵便局長との意見交換がなされたと思いますが、そのとき、何か話が出たことがあったらお願いいたします。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） ただいまの御質問にお答えいたします。日本郵便局としては、町内の郵便局のほうから、集落支援員として郵便局を活用できないか、局員を活用できないかという提案がございました。以上です。

○7番（永井しずの議員） 総務省の施策ですね、地方公共団体が、個人に対して委嘱する集落支援員制度について、この日本郵便会社が受託することにより、郵便局社員が引き受けることが可能ということだったと思うんですけれども、私自身、郵便局にいましたので、確かに仕事上、家庭環境だとか家族構成だとか、いろいろ把握することが多いです。それで、集落の事情にも精通しているんで、すごく郵便局員は、この集落支援員としては最適、適任だと思うんですね。また、普段コミュニケーションも大事にしているので、すごく適任だと思いますが、これは前向きに検討されているんでしょうか。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） 生活サービスの件ですね、集落の生活支援の部分でも含めて、郵便局の集落支援というのは、非常に理にかなった支援だというふうに思っております。郵便局のネットワークというのは、非常に高いものがございますので、ここを上手く活用できれば、非常に集落としてもありがたい存在になるのかなというふうに思っております。

○町長（鎌田愛人） この集落支援員については、先ほど議員からもあったように、町長と語ろうディの中で、郵便局側から提案がございました。既にですね、全国で、自治体において、そういう展開がされているということでもあります。元々ですね、郵便局、郵便局長も含め、集落支援員としての役割を既に果たしている方々が大勢います。そういうことも含めて、前向きに考えて、検討していかなければならないと思っています。あとは問題はですね、現在いる集落の嘱託員、その方々の役割分担などを含めて、細かい協議が必要だと思いますので、今後ですね、そのことについて、協議を進めていきたいと考えております。

○7番（永井しずの議員） 高齢の嘱託員の方は、郵便局の局長をやっぱりにして、コピーをしていただいたり、パソコンで文章を打っていただいたり、いろいろな話も聞きます。それで、やっぱり嘱託員の方とお話をして、協議をして、いいほうに行くのではないかと、反対する人はいないんじゃないかと思ったりしますが、是非、前向きに、早めにそのことを進めていただきたいと思います。かえって嘱託員の仕事もですね、楽になると思うんです。だから反対する理由があるの

かどうかちょっと分からないんですけども、よろしくお願いします。

あと、その郵便局に関してですが、今日の、今朝の新聞に龍郷町がですね、四つの郵便局とクーリングシェルターですね、として協定を結んだという新聞の記事がありました。やっぱりこれから暑い夏を迎えるにあたりですね、瀬戸内町も熱中症予防対策のために、郵便局とこのクーリングシェルターという協定を結んだらいいかと思うんですが、そちらにはいかがでしょうか。

○町長（鎌田愛人） このことについてもですね、その郵便局長の方々と語る会の中で、その他の中で出てきたと思いますけれども、そういう郵便局をですね、クーリングシェルターとして開放したいという話がありました。瀬戸内の場合はですね、今現在、6か所、公共施設としてクーリングシェルターがありますが、やはり町内12か所ですかね、郵便局が。そこがクーリングシェルターになることによってですね、高齢者も含めた町民の安全につながるというふうに思いますので、今、その協定を結ぶにあたってですね、その協定書の中身について、お互いに精査しながらやっております。こちら側としての協定書案をですね、提出してありますので、その回答待ちでございます。回答を受けてですね、そこでまた、問題があれば修正しながら、その協定、きちんとした協定書を結んだ中で、今後、クーリングシェルターとして活用できればと思っておりますし、また早くしないとですね、もう既に暑くなっておりますので、早めに協定が結ばれるようにですね、郵便局とも連絡を取っておりますので、そういうふうに形で進めていきたいというふうに考えております。

○7番（永井しずの議員） 古仁屋市街地以外の各集落は、郵便局しかないの、金融機関は。大体、お年寄り、高齢者の方、郵便局にいらしゃいます。局員と語り合いをして、なごんでいるんですね、一人暮らしの方は特にですね。だからただのクーリングシェルターではなく、そこにお年寄りが行って、局員と話をして、そしたら認知予防とか、いろんなことに広がっていくんじゃないかと思っておりますので、是非、その協定を早めにしていただきたいと思います。

○町長（鎌田愛人） 郵便局との連携の中でですね、郵便局長の中でですね、今回、防災に関してありますけれども、郵便局長、町内に12名いる中で、9名の方が防災士を取得しております。その中で、これまで我々の危機管理係と連携して、町内の防災に関する事業も展開しておりますし、また古仁屋中学校のPTAの活動の中での、そういう防災に関する勉強会も、郵便局の局長の方とですね、やったりもしております。また今後、国民保護に関してもですね、うちの防災専門監が、場所は町外ですけど、大島内の郵便局長や、その御夫人の方々を含めた中で、国民保護に関する、そういう講演も依頼されておりますので、そのことも含めて、郵便局と連携していきたいというふうに思っております。やはり私、これまで郵便局の皆様方に感じることはですね、本当にボランティア精神が旺盛で、交通安全のこととか、集落の支援、また地域の貢献する活動に対する思いがすごい強いということで、とても、その郵便局の皆様方には、感謝と敬意を申し上げ、敬意を持っております。また今後、この郵便局の方から、集落支援、さらにはクーリングシェルターの提案がありましたので、かないましたので、このことについて実現してですね、そういう集落の支援や、町民の安全・安心、それにつながるような連携を、今後とも進めていきたいというふうに思っております。

す。

○7番（永井しずの議員） 瀬戸内町には12か所、局があるということで、嘱託員の方も手伝っていただくと助かると思うんですね。仕事も、一人じゃ大変なことも、局員がこうやって応援して、支援員として応援することによって仕事も楽になるでしょう。嘱託員の成り手がなかなかない中でも、こういう連携が、とても、局との連携がですね、必要になるかと思いますので、是非、進めて、早めに進めていただきたいと思います。

では、4点目、最後ですね、瀬戸内町の持続可能な介護に関する調査についてでしたが、御回答いただきました。3月のこの定例議会において、私たち文教厚生常任委員会から意見書を出していただきました。1点目は、介護人材の確保、定着支援。加計呂麻にある施設の船賃など助成。町内就労、条件として、奨学金返還支援の計画とかですね。あと2点目に、配食サービスへの緊急支援。物価高騰の影響を受ける事業主へのコスト削減、原材料費とか燃料費とかですね、その助成。また、利用者の負担を抑えるための施策とかですね、いろいろ提言させていただきましたが、この中で、これから事業として、奨学金返還支援制度は検討中であるということですが、その他のことに関しては、今、計画されているかどうか、ちょっと伺います。

○保健福祉課長補佐（静島春玲） 永井議員の質問にお答えします。その他と言いますか、配食サービスに関しましては、午前中、総務企画課課長補佐より説明がありましたが、国の重点支援地方交付金の配分もありますので、今後の国や県からの案内を注視して、対応したいと考えております。奨学金に関しましては、ただいま検討中でございますが、奨学金の中身につきましては、関係する基金の活用を予定しておりますが、財源を伴うことや課題等もございますので、現在、財政担当と協議を重ねながら検討を進めております。以上です。

○7番（永井しずの議員） そのほかの、例えば施設の人材確保とかですね、船賃の助成、そういうことはいかがでしょうか。支援の計画はないでしょうか。

○保健福祉課長補佐（静島春玲） お答えします。船舶の通勤費の補助に関しましては、定期船が欠航になった際の補助として一部いたしております。以上です。

○7番（永井しずの議員） 県ですね、令和8年度の予算でも、介護職員人材確保等対策事業、新規雇用者の転居費用、事業所の採用活動に関わる経費の助成、資格取得時の研修費の助成、スキルアップのための講習に要する経費の助成、介護施設等食事提供サービスへの食料品の購入に要する経費の支援とか予算化されています。この県の予算化されていることに対して、もし支援を申請するとしたら、町からするのか、または、その各施設からするのか、どちらでしょうか。

○保健福祉課長補佐（静島春玲） お答えします。県のほうの助成金に関しましては、先ほど永井議員からありましたように、幾つかの助成金がございます。この中で、直接事業所のほうが県にする場合と、町のほうで申請する場合に分かれているものもありますので、詳しくはですね、私のほうでも確認をしましてお答えしたいと思います。以上です。

○7番（永井しずの議員） 各施設のほうにもですね、そのことをお知らせするというか、したほう

がいいと思います。いろいろとこう支援のこととかお願いしていますが、財政に関すること、いろいろあるでしょうが、これを支援するにあたり、課題とか、もしあったら、なぜ、こうなかなか前に進まないとか、何かそういう課題がありますか。

○保健福祉課長補佐（静島春玲） お答えいたします。現在の課題としましては、奨学金返済支援制度に関しましては、早くから案としてはつくっている状況であります。対象者についての、何年以上の居住をもって定住とみなすのかを整理する必要があると考えており、また近年は短期間で移動する職員も増えていることから、提出書類等の取り扱いや対象年齢の設定についても、慎重に検討が必要ではないかと考えています。さらに、各事業所においては、利用者数の減少に伴う収入と人件費のバランスといった課題もあると思いますので、関係者へのヒアリングを行いながら、総合的に今後も検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○7番（永井しずの議員） 前、意見交換のときも言ったと思いますが、やはり高齢者の人口も減っている中、昔、人口がたくさんいたときに、結構、施設が増えましたよね。それで、今後は、その人口も減り、利用者も減ってくる中で、事業者同士がやっぱり争ってはいけません。お互い助け合って、ここは自分たちがする、そちらはここでやってくださいとか、お互い仕事の分担といいますか、ね、しながら、お互いが成り立っていくように、やっぱりする必要があると思うんですね。そちらはいかがでしょうか。

○保健福祉課長補佐（静島春玲） お答えします。その辺も含めまして、関係機関、医療機関も含めまして、アンケートではなくて、直接出向いて、インタビューという形でヒアリングを行っていきたいと考えております。以上です。

○7番（永井しずの議員） 月1回、その施設とかの定例会、協議会ですかね、されていると、課長が、前、回答されました。そういうふうによつぱり施設の方も、そういう状況において、不安があっても、やっぱりそういう話し合う場をつくっていただけると、自分たちの困り事とか意見を言うことによって、やっぱりちょっと不安は解消されたりすると思うんですね。また情報を提供したり。是非、月1回の定例会に限らず、例えば施設を、逆に行政のほうから訪問をして、何か困り事ないですかとか、そういう定期的じゃなくてもいいんですけれども、年に1回、施設を回ってですね、そういうことも、また必要かなと思っております。やっぱりこの瀬戸内町は、これから高齢化がどんどん進んでまいります。正直言って、私たちはもう高齢者のほうに一步足を踏み入れております。それで、やっぱりこの施設とかは絶対必要なので、今後ですね、そういうみんなが成り立っていくような方向で、一緒に相談に応じたり、やって、支援をしながらですね、やれることはやれる、でもできないことはできないんだよね。話し合いをしながら、協議をしながら進んでいきたいと思っています。

○町長（鎌田愛人） 事業所のほうもですね、独自の努力というか、国の制度を使って、特定技能外国人のそういう介護や厨房で働く方を数名雇用してですね、やっているようでございます。そういうことも含めて、我々、町としても、国や県の事業なども、補助制度などを活用しながらですね、

今後も事業所と密な連携を図りながら、その持続可能な介護に関して努力していきたいというふう
に考えております。

○7番（永井しずの議員） 今の御答弁を聞いてですね、施設の方も少し安心されたのではないかと
思います。

これで質問を終わります。

○議長（向野 忍議員） これで、永井しずの議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日、6月12日金曜日は、午前9時30分から本会議を開きます。

日程は一般質問及び追加議案であります。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3時33分

令和 8 年第 2 回瀬戸内町定例会

第 3 日

令和 8 年 6 月 1 2 日

令和8年第2回瀬戸内町議会定例会
議事日程〔第3号〕

令和8年6月12日(金)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問(通告順)

5 泰山 祐一 議員

6 栄 克人 議員

7 伊東さおり 議員

【追加議案】

日程第 2 議案第64号 令和7年度(繰越)防災行政無線(同報系)屋外拡声子局改修工事請負契約の締結
について

【議員派遣の件】

日程第 3 議員派遣の件

【閉会中の継続審査・調査申し出】

日程第 4 所管事務調査 農業振興に関する調査 (総務経済常任委員会)

日程第 5 所管事務調査 瀬戸内町における幼児教育・保育体制に関する調査 (文教厚生常任委員会)

日程第 6 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項 (議会運営委員会)

令和8年第2回瀬戸内町議会定例会 6月12日（金）

○出席議員は、次のとおりである。（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	栄 克 人 議員	2番	里 山 正 樹 議員
3番	伊 東 さおり 議員	5番	中 村 洋 康 議員
6番	泰 山 祐 一 議員	7番	永 井 しずの 議員
8番	柳 谷 昌 臣 議員	9番	元 井 直 志 議員
10番	池 田 啓 一 議員	11番	向 野 忍 議員

○欠席議員は、次のとおりである。（0名）

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	義 永 将 晃	庶務 議事係	昇 克 己
庶務 議事係	宮 原 美 子		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌 田 愛 人	環境衛生課長	栄 順 二
副 町 長	福 原 章 仁	会計管理者兼 会計課長	保 岡 直 人
総務企画課長	徳 田 義 孝	教育委員会 総務課長	黒 田 洋 平
町民税務課長	林 敬 郎	社会教育課長	昇 憲 二
保健福祉課長	信 島 浩 司（午後）	総務企画課企画補佐	田 原 章 貴
商工交通課長	保 岡 忠 洋	総務企画課財政補佐	茂 野 清 彦
水産観光課長	保 島 弘 満	総務企画課人事補佐	勝 田 忠 広
農林課長兼農委局長	田 原 浩 治	総務企画課 危機管理補佐	積 裕
建設課長	浜 田 高 仁	保健福祉課長補佐	静 島 春 玲（午前）

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（向野 忍議員） これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第3号のとおりであります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（向野 忍議員） 日程第1、一般質問を行います。

通告に従って質問者は、順次、一般質問席において発言を許可します。

通告6番、泰山祐一議員に発言を許可します。

○6番（泰山祐一議員） 町民の皆様、議場の皆様、ケーブルテレビやY o u T t u b eで御視聴の皆様、おはようございます。一般質問に入る前に、一言申し上げます。私はこの議場の中で最も若い世代の一人です。だからこそ、今日の町政の判断をこれからも長く受け止めていく世代でもあります。契約も財産管理も公共施設も計画も、今、下したこのような現実を見つめていく世代です。大切なことは、感情的に物事を判断することではございません。人口、財政、施設の状況を正確な数字で共有し合い、町民と同じく危機感、そして、現実を見つめていくことが大事だと思っております。これまでの経験を振り返り、課題を先送りするのではなく、胸を張って次の世代へこの瀬戸内町の助けをわたしていく。そのために必要なのは、根拠を示し、検証し、町民に説明することだと思っております。本日はその思いを持って通告に従い、一般質問に入りたいと思います。

1、随意契約、西古見地区再エネ導入事業について。

1、本事業は包括協定を理由に随意契約とされたが、包括協定の締結のみをもって、地方自治法施行令第167条の2、第1項、第2号に該当するとした法的根拠は何か。また、同協定はいつ、どのような経緯で締結されたのかお尋ねします。

2、随意契約理由書などに、西古見地区近隣には主となる避難所がないと記載されておりますが、既存の西古見防災コミュニティセンターを主たる避難所と認めなかった理由は何か。この事実と異なる記載が国の補助事業申請における虚偽報告などの重大なリスクに当たらないのか、町の見解をお尋ねします。

3、本事業は原則5年とされる長期継続契約の特例として、町長決裁により15年間にわたる長期契約となっています。契約伺いによれば、リース料総額は約2,200万円に上りますが、この重大な締結判断に当たり、事前に電気代の削減額とリース料などの負担額を比較した費用対効果のシミュレーションを行ったのか。行っている場合、その判断の基礎となる客観的な根拠資料は存在するか。存在するのあれば、推計される具体的な年間の節電効果、金額を答弁されたい。併せて、契約満了後は無償譲渡される本物件は、法定対応年数まで町が維持管理するとされています。リース期間中の故障などは、事業者が負担する特約となっていますが、15年経過し無償譲渡されたあとに発生するパワーコンディショナーなどの高額な更新費用や、最終的な廃棄、撤去などに関わる将来負担をどのように試算し、検証したのかお尋ねします。

4、本件のような随意契約の透明性を確保するため、ほか市町村と同様にホームページなどで随意契約の実績公表を行えるよう、瀬戸内町契約規則を改正する意向があるかお尋ねします。

次に、町の財産、著作権管理方針について。瀬戸内町議会インターネット配信に関する要項第6条では、会議映像の著作権は瀬戸内町に帰属する一方、管理は瀬戸内町議会が行うという権利と管理の分離が生じています。このねじれにより、議員が適法に映像を引用する際にも、管理元、議会から権利元、町に対し、提訴の有無を事前確認する極めて非効率かつ過剰な運用がなされ、表現活動に対する事実上の事前抑制、検閲に当たりかねないと危惧しております。適用、適法な引用であれば、町として著作権侵害を理由とした提訴を検討する方針はないと明言できるのか、併せて、この責任所在が曖昧な状態で根本的に解消するため、同要項を改正し、著作権の管理を権利元である瀬戸内町へ統一する意向はないか、町長の見解をお尋ねします。

次に公共施設計画について。

1、公共施設など総合管理計画や個別施設計画では、30年間で延べ床面積10%縮減を目標に掲げていますが、平成27年度を基準とした直近の延べ床面積（㎡）及び増減率をお尋ねします。

2、本町では有形固定資産減価消却率が上昇しており、資産更新の意思決定や財政負担が将来世代に先送りされていないか危惧しています。そこで、施設ごとの維持管理費、利用状況、減価消却費、更新費用などを把握できる施設カルテを活用し、公会計と連動した公共施設管理のモデルづくりを行う考えはないか、また公共施設など総合管理計画及び個別施設計画の進捗状況を毎年公表し、各地区において、今後、施設のあり方について、町民との意見交換を行う考えはないかお尋ねします。

3、人口減少や現在の進捗状況を踏まえれば、現行の10%縮減では、将来負担の抑制に不十分であると考えます。本町としては、20%、30%、40%など複数ケースで財源不足の試算を行っているのか。また、行っていない場合はその理由と今後の対応をお尋ねします。

最後に、総合計画について。令和6年度計画期間を終えた瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、同戦略及び策定委員会設置要綱に基づく検証、総括が令和7年度中までに適切に行われたのか、また地域再生計画では、毎年度の効果検証及び公表が定められておりますが、十分な検証、公表がないまま事業や他計画の策定、予算執行を進められている場合、その整合性及び妥当性をどのように整理しているのか。併せて、国からの認定取消しリスクに対する認識と今後の具体的な検証スケジュールをお尋ねします。

以上です。

○町長（鎌田愛人） おはようございます。泰山祐一議員の一般質問にお答えします。

1点目の随意契約、西古見地区再エネ導入事業についての、随意契約の法的根拠と包括協定の経緯についてお答えします。本事業に係る契約につきましては、包括連携協定そのものを直接の法的根拠として随意契約を締結したわけではございません。随意契約の理由について、包括連携協定との関連性が強調された表現となっていた点につきましては、適切でなかったと認識しております。

本件随意契約の法的根拠としましては、地方自治法施行令第167条の2、第1項、第2号に規定される、その性質、又は目的が競争入札に適しないものでございます。

次に、随意契約理由書等の記載についてお答えします。西古見地区近隣には主たる避難所がないという表現は適切ではなかったと考えますが、西古見キャンプ場は西古見コミュニティセンターにはない津波に対して避難所に指定されていること。さらに太陽光発電設備や蓄電池設備を導入することで、避難所における電力の確保もできることから、同地区における災害への対応力の強化につながると認識しております。また防災機能の強化につながる施設であり、補助申請におけるリスクにはならないと考えています。

次に費用対効果のシミュレーションを行ったのかについてお答えします。本事業につきましては、単なる電気料金削減のみを目的としたものではなく、離島地域における再生可能エネルギー導入の実証的取組、災害への対応力の強化及び停電時対応強化等を含め、総合的な観点から導入を判断したものであります。導入にあたっては、電気使用料や設備条件等を踏まえ、事業者提案内容を確認しながら事業化を進めております。また、リース期間中における設備保守や故障対応につきましては、事業者負担として整理しており、契約満了後の設備更新や維持管理等につきましては、今後の設備状況や運用状況等を踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、随意契約の実績公表を行えるように、契約規則を改正する意向があるかについてお答えします。随意契約に係る透明性の確保は重要な課題であると認識しております。今後、他自治体の契約規則を参考にし、検討していきたいと考えております。

2点目の町の財産、著作権管理方針についての、瀬戸内町議会における議会映像の著作権及び管理に関する御質問にお答えします。まず、瀬戸内町議会インターネット配信に関する要項に基づき、議会映像の公開や運用に関しては、地方自治法に定める議会の自立権の範囲内で判断されるべきものであり、管理権限につきましては、議会の運営方針に基づき、適切に行われるべきものと認識しております。また、当該要綱は議会によって制定されているものであり、その改正や運用の見直しについても、議会内での検討が必要であると考えております。著作権に関しては、議会映像の著作権が瀬戸内町に帰属している一方、その管理が議会に委ねられている現状については、権利と管理の分離が生じている点も踏まえつつ、議会における適法な運用の取扱いが重要であると認識しております。著作権法第32条に定める運用の要件を厳格に満たしている場合には、町の許諾がなくても違法とはならないと考えますが、引用の要件を満たしているか否かにつきましては、個別の映像の具体的な内容が完成しない限り、判断が困難であるため、訴訟問題への発展を防ぐ観点から、議会において、事前確認を行っていただいているものと理解しております。議会において制定された瀬戸内町インターネット配信に関する要綱の円滑な運用については、議会内で検討されるべき課題であると認識しており、その議論を踏まえた上で、適切な対応に努めてまいります。

3点目の公共施設計画についての、平成27年度を基準とした直近の延床面積及び増減率についてお答えします。直近の延床面積は、12万9,116.36㎡となっております。平成27年度と比較して、

4,710.25㎡の増加となり、増加率は約3.8%の増加となっております。

次に、施設カルテを活用し、公会計と連動した公共施設管理のモデルづくりの考えについてお答えします。施設カルテの活用は、公共施設の現状や将来負担を可視化し、計画的かつ効率的な施設マネジメントを進める上で有効な手段であり、理想的な管理方法の一つであると認識しております。しかしながら、施設カルテの作成、運用にあたっては、各施設に係るデータの整理や管理体制の構築などの課題もあることから、先進自治体の取組事例等を参考にしながら、今後、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

今後の施設のあり方について、町民との意見交換の考えについてお答えします。公共施設のあり方を検討するにあたっては、丁寧なヒアリングを行うために、町全体的な意見交換の場として、囑託委員会や各集落の個別な意見交換の場としての町長と語る会などを考えています。全庁一丸となり、公共施設等の適正管理と有効活用に取り組んでまいります。また、本町の公共施設等は、耐震や老朽化への対応、そして、維持管理などで、今後の町の財政運営を大きく左右する課題であると認識しております。

次に、延床面積縮減に関して、複数ケースで財源不足と不足額の試算を行っているかについてお答えします。現時点では実施しておりません。その理由といたしては、施設ごとの利用状況や老朽化の状況、今後の行政需要、施設の倒廃や複合化の可能性など、多くの不確定要素がある中で、縮減率のみを変えた試算では、実態に即した結果を得ることが難しいためであります。

4点目の、総合計画についての、瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお答えします。まず、令和6年度に計画期間を終えた瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証及び総括についてですが、役場内において、各事業のKPIの達成度や進捗状況を確認する評価検証を実施しております。次に、地域再生計画では、毎年度の効果検証及び公表が定められている中、十分な検証、公表がないまま、事業や他計画の作成、予算執行を進めている場合、その整合性及び妥当性をどのように整理しているかについてですが、本来は毎年度の検証結果を次の施策へ反映させるPDCAサイクルの確立が不可欠です。検証、公表に遅延はございますが、実務上は庁舎内部での評価検証を通じて課題を把握し、次年度予算や他計画に反映させてまいりました。また、効果検証やKPIの進捗、精査に基づき、適切な判断の下、事業を執行しているものと考えております。

次に、国からの認定取消リスクにつきましても、交付金等の財政支援に直結する極めて重大なリスクであると認識しており、今後の事業継承にも支障をきたす恐れがあるため、早急な是正が必要であると考えております。今後の具体的なスケジュールとしましては、速やかに策定委員会を開催し、未実施となっている過年度分の評価検証の実施、検証結果の公表、適切な管理体制の構築に努めてまいります。以上です。

〇6番（泰山祐一議員） では、2回目の質問に入ります。まず、随意契約・西古見地区再エネ導入事業についてです。私は、この太陽光パネル並びに再生エネルギーについてですね、批判的な話をしたいということではございません。今回、随意契約についてのあり方についてですね、確認をし

ていきたいと思います。まず、結論として、いろいろと御答弁いただいたんですけれども、私が聞きたいのは、この西古見地区の再エネ導入事業の随意契約が適切だったのか否かというところにつきます。こちらのほう、いかがでしょうか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 契約に関しまして、適切だと考えております。

○6番（泰山祐一議員） 適切ということで、御答弁ございました。しかしながらですね、先ほど御答弁の中でも幾つかございましたけれども、やはり適切ではなかったという認識の箇所がですね、いろいろとございます。例えば、包括協定について、随意契約の理由としたということでございますけれども、まず随意契約とは何なのかということをですね、ちょっと確認していきたいと思っておりますけれども、こちらのほうにつきましては、やはり自治体としては公平性やコスト削減の観点から、随意契約の採用は厳しく制限されていますよね。国や地方公共団体の契約においては、法令、会計法や地方自治法施行令などで定められた特定の要件を満たさなければ、原則として、随意契約は認められておりません。随意契約の締結できる理由としてですけれども、例えば排他的権利の使用、特許などですね、ほかの者が有しない専門的知識及び技術などを必要とし、特定の一社しか履行できない場合などですね、そういったものが挙げられると思いますけれども、この考え方について、まず相違がないのかどうかという点を確認してもよろしいでしょうか。

○総務企画課長（徳田義孝） 今回の随意契約の理由といたしまして、地方自治法施行令第167条の2、第1項の第2号、契約の性質、又は目的が競争入札に適しないという理由でございますが、今回、この事業を導入した経緯ですけれども、その業者さんが町と共同で実証的な事業を行いたいと、再エネ可能エネルギーの導入を行うことで、また平時には温室ガス効果の抑制等に努めるとともに、蓄電設備等も配備しながら、災害時には地域レジリエンスにも貢献する、その地域の災害に対応する力を強化するという目的で導入しております。そのような実証性がある事業であること。それからまた、この業者さんの専門的な独自のセンサー技術とかですね、制御技術、遠隔での運用整理、そういったことができるというようなことから、また離島の事情ですね、塩害であるとか、台風の常駐地帯であるとか、電力の系統が弱いとか、そういった事情を含んだ上で、事業を実施できるという。また、太陽光の発電設備、P V設備と、V2Xというんですかね、E V車が蓄電した電気を充放電する機能も備えた上で、災害時に対応できる。それから、蓄電池も整備するという、そのような組み合わせをもってできるというところから、こちらの業者でしかできないというところからの、先ほどの第2号の契約に至ったということでございます。

○6番（泰山祐一議員） 私の答弁に全然答えていないんですけれども、随意契約の根拠という話を聞いているのではなくて、随意契約とは何なのかなというようなことを尋ねさせていただいて、私がこういったものが随意契約ですよねというようなところの定義を確認させていただいたんですけれども、そちらについて、また繰り返し話するのはもう時間が経ってしまいますのでやめますけれども、やはりその部分で、今、言われたお話はそれはそれで受け止めますけれども、まず、包括連携協定を結んだということで、この理由書のほうにはね、随意契約の理由書には書かれ

ておりましたので、ここの部分、確認をしたいと思いますが、本町には包括連携協定のガイドラインなどはしっかりと制定されて、協定を結ばれているのでしょうか。ちょっとその点、ほかの自治体はあるんですけれども、本町はどうなっているのかという点を確認してよろしいでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） 泰山祐一議員の御質問にお答えします。包括連携協定に伴いますガイドラインというものは、今のところありません。現在、そのガイドライン、やはり必要なことだと考えておりますので、今後、検討してまいります。

○6番（泰山祐一議員） 他自治体はですね、こういったガイドライン、ホームページでもすぐ検索で見られますので、是非、参考にさせていただきたいと思います。やはりその中にですね、随意契約の理由としないというふうにですね、書かれている自治体などございますので、やはりこの部分を、改めて包括連携協定、それぞれの各担当ごとだったりですね、自由に考え方があってはいけないんじゃないのかなと思いますので、やはりその部分はしっかりと、瀬戸内町のガイドラインをお願いしたいと思います。

また、こちら、先ほどお話し、課長からですね丁寧に御説明もございましたので、この長期継続契約のあり方についてですね、話を聞いてみたいと思います。こちらの部分で、シミュレーションを行ったんでしょうかということを探ねさせていただきました。電気代の削減額はどのくらいになるのか。リース料の負担額はどうかだろうか。それを差し引きして、町の負担があるのか、それとも逆に電気代がなくなるような話になるのか確認したのかどうかというところを探ねましたが、最初の御答弁ですと、そのあたりについては、単なる電気料金削減のみを目的したものではなくて、あくまでも再エネ導入実証実験などですね、あとは防災の面での観点から導入したというようなお話でした。しかしですけれども、やはりここは非常に重要な点ではないのかなと私は思うんですけれども、ここの点について、まず伺いたいのが、こちら、環境省に太陽光システム導入の事業を申請した内容を拝見させていただきました。その中で、年間の電力使用量ですね、18万5,000ほどのkw/hでした。そのうち、ほぼほぼが入浴施設だったんですよね。そして、それ以外の部分なども踏まえて、今の数字でした。一方でこの太陽光発電の導入により、年間の削減額はどのくらいなのかといいますと、先ほど申し上げたところの施設全体の約1.3%ほどなんですよ。何を考えて入れたのかなというようなことがさっぱり分からなくて、なぜこれだけの1.3%のためにですね、年間でリース契約146万円ほどの金額を支払う契約を結んでいると、さらに手出しとしたリース代が多く上回るわけですよ。というような部分で、なぜこの話を契約しなければいけなかったんだろうかというところが、やはりこれは再エネ導入だったり。防災という面で非常に必要だという認識を、本町は持たれたということよろしいでしょうか。

○総務企画課長（徳田義孝） 先ほど1.数%, 又は3万7,000円とかいうお話がございましたけれども、この提案を受けたときのシミュレーションとしまして、設計仕様から判断するという示していただいたのが、先ほど18万という話がありましたけれども、この再エネ施設を導入する施設ですね、宿泊棟と管理棟、あるいはEVガレージ、炊事場と、そこに電気を供給するということ

ですけれども、当初、その見込みが消費量としては5,000kw、それに対して発電できるのが2,300kwということで、ただそのときの電気料金の設定が1kw当たり16円とか、それは国の補助金等があって、実際は9円程度マイナスになっているところでありました。なので、25,6円のところを、実際そのときの電気料金の設定が16円程度であったというところからの算定であります。また実績としまして、令和7年度を見ますと、5,000ではなくて、その施設全体で需要量は1万7,000kw程度でありました。それに対して発電量を1年計算でしますと6,500kw/hということで、当初の想定よりも、実際はかなり、発電量、3倍近くあったということでございます。電気料金としまして、御存知のように電気料金が高騰しているところでございます。そのほかにも再エネ負荷税とか、賦課金とかですね、それから燃料費等の調整額、そういったものを入れると7円程度、また増ということで、現在の電気料で計算しますと1kw当たり約37円ぐらいと思っておりますが、その計算でいくと6,500kwということでございますので、24,5万円ぐらいにはなろうかと計算しております。それから、その導入にあたって、設置は事業者のほうで行うということですので、そこにかかる経費は町の負担はないということでございます。これもし町が独自で設置するということになりますと、それを15年間で割った計算で、年額でいきますと、70万から80万程度になるのかと思います。それから、その保守ですね、保守に係るお金も、町の負担はないということですので、そこに数十万かかると思います。またCO₂の削減ということですので、それをJクレジットというんですかね、市場での取引価格、それを計算しますと、年間数万円程度にはなろうかと思っておりますけれども、そのようなことを合わせて、それから2,200万を15年間で割った場合、消費税込みで約46万円程度になろうかと思っておりますけれども、それと比較したときに先ほど申し上げたような額とそこまで大きな差はないと思っておりますけれども。そのような中で、先ほど申しあげました金額以外の部分、町が当初、ゼロカーボンシティ宣言を令和3年に行って、それ以降、地球温暖化防止活動実行計画等において、公共施設や廃校等を利用したサイエネ設備の導入ということを謳っている中で、その啓発の意味とかですね、また地域のレジリエンス、防災能力の強化、そういったことにも資するというところで、総合的な判断の中で決定されたものと認識しております。

○6番（泰山祐一議員） 今、言われた根拠を基に、全集落で同じようにしたいというふうに手をあげたら、町はできるんですか。耐えられないと思いますけど、課長、いかがでしょうか。

○総務企画課長（徳田義孝） これは実証的な事業ということで、今、行っているところです。この発電量につきましても、現在、蓄電地のほうに100%蓄電して、それを災害時等に使えるようにということですが、そこら辺の、どこまで蓄電するかとか、そういったところの調整も可能。そこを少なくすると、さらに発電のほうに回すことができるということもございます。そういったことも含めて、今、実証段階でございますので、これをもって、全てに展開するというものではございませんが、ここの実証事業の経緯を見て、結果を見ながらまた判断していきたいと思っております。

○6番（泰山祐一議員） 以前ですね、本会議の中でも御答弁ありました。だいたい西古見ゲートに

この太陽光発電システムを導入して、20万程度ですね、年間の節電効果があったのではないのかというお話もございました。それで、先ほどの年間140万ほどの、このリース料を差し引きすると、やはり120万ほどの手出し分が、町として負担しなければいけない。さらにですね、今回、長期継続契約という形、結ばれております。こちら長期継続契約というものは、議会の議決を要しない形で、当局の方で町長決裁により最終的には契約できるものとなっております。基本的にはこの規則によりますと、原則5年以内というふうに記されております。ただし、町長が必要と認める場合はこの限りではないということで、町長がお認めになったというような、この事業なんだろうなというふうに感じましたけれども、この実証実験、私5年以内であればまだせめてというところだったんですけれども、15年というのは非常に厳しいなと思います。これは環境省のほうで推奨して15年というようなことを言っているのも、公募要領も見ましたけれども、書いてありました。それも見ますけれども、やはりこれは町としての合理的判断が、ちゃんと稼働、起動していたのかなというところは、振り返らなければいけないと思いますので、もう既にこれは契約してしまって、実際に、契約をやめたいといっても、残りの期間払わなければいけない。結局は2,000万ほど払わなければいけないわけですね。というところは変わりがない。さらには15年後、今、設置している、リースしているものが、全て瀬戸内町に無償譲渡される太陽光パネルが、瀬戸内町のものに、15年後になる、というようなことは、望むべきものなのかということも考えますし、西古見ゲートも15年後、どのようになっているのかというところですね、やはり力を入れなければいけないというような、さらにこの背中を押すような形に、今、この事業がなっておりますので、あれば切り替えて、今度は完全にオフグリッドの西古見キャンプ場というものを考えていかねばならぬのではないのかなと思うんですけれども、今回、なぜ入浴施設、一番ですね、ほぼほぼ、この入浴施設が電気料金がかかるんですけれども、この部分、なぜ、今回、この設置において太陽光をつなげなかったんでしょうか。どのような経緯があったんでしょうか。

○総務企画課長（徳田義孝） 先ほど申しあげました4施設、3施設ですかね。宿泊棟や管理棟、E V ガレージ、炊事場等に配電される電気と、また入浴場ですね、その施設に必要とされる電気料。これが大きな差がございます。そのようなところから、実験の場としては、当初、申しあげた、先ほどのその4施設等についての発電に対しての実験をするということになったと伺っております。

○6番（泰山祐一議員） ちょっと調査が甘すぎますよね。これは近隣の市町村でも、同じ会社が導入しているんですけれども、やはり調査期間を1年ほど置いて、しっかり調査した上で、電圧等々もちゃんと考えながら導入したということで、効果があるということをおっしゃってございました。しかし、本町は建設と同時にこの太陽光の事業の申請等、そして、設置が動いていましたので、その調査が間に合わなかったというふうに思うんですよね。やはりこの部分は、今後のですね、是正対策として、しっかりと町の中でも共有をしていただきたいなというふうに思います。こちら、西古見地区の事業に関しましては、もう進んでしまっている事業になりますので、やはり随意契約のあり方、そして、包括連携協定、ガイドラインの策定、しっかりと取りまとめしていただい

た上で、長期継続契約、さらには特例を使う際には、慎重なシミュレーションなど、根拠資料をですね、皆さん出していただくように、働きかけをお願いしたいと思います。

次、先に公共施設計画のほうに移りたいと思います。こちらのほうですけれども、今回、平成27年度から、この公共施設総合管理計画ができて、その策定計画の中で、30年間で延べ床面積を10%縮減にするということで話がございました。結果、直近でいきますと、4,710平米ですね。増減率は約3.8%の増加となっているということで、縮減どころか逆に増えているというような状況となっておりますけれども、まずお伺いしたいのが、こちら、なぜ増加したんでしょうか、というところを確認してよろしいでしょうか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 今回、この数値、計算しまして、増えているという状況ではございます。これまで、それぞれの計画ごと、また財政なら財政、財産管理なら財産管理という形で、連携ということが、実質、上手くいっていなかったというのが現実としてあります。昨年度、総務企画課を発足しまして、財産管理、企画、財政が揃った形で、いろいろなものが連携、また見えてくるような状況になりました。そういった中で、これまでこういったことに関して、徹底周知、また徹底対応ができていなかったことに関しましては、今後、しっかり連携をして、庁舎全体で目標を進めていきたいと考えております。

○6番（泰山祐一議員） 是非、お願いしたいと思います。やはりこの総合計画の中にはですね、公共施設の建て替えは既存施設の規模以下とするということなど、基本的な目標と原則というものが掲げられております。改めて、瀬戸内町の全職員のほうに、こちらのほうを周知、徹底を図っていただきたいと思います。また、この30年間で延べ床面積10%縮減という目標が掲げられておりますが、本当に10%で足りるんだろうかというところを懸念して、今回、この質問を出させていただきました。なぜ10%縮減を、その当時ですね、掲げていらっしゃったのかというところ、財源不足によるシミュレーションなどを基にされているかと思うんですけれども、ちょっとその辺りについて、なぜ10%にしたのかというところの理由をお尋ねしたいと思います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 当時、事業費等を含めた中で、これまでの経緯の事業の状況、補助金の状況等を含めた中で、シミュレーションとして10%縮減という数値だったかと思います。ただ、財政的なものとの連携、先ほども言いましたけれども、そこが薄かったというのも現実的にありました。現状で、10%という数値が適正かという、正直、今、この物価高騰の中、現状、その当時の状況と比べるともう大きく変わっている状況があるかと考えております。10%縮減というのは現実的な数字ではないかと思っております。

○6番（泰山祐一議員） 私もそう思うんですね。その部分で、例えばですけれども、鹿児島県の薩摩川内市の計画の方も拝見させていただきました。その算出方法を、これが正しいということをおっしゃりたい、言いたいのではないんですけれども、一つ参考に。財源不足額割る更新費用イコール必要な削減率という形で定めておりました。本町で言いますと、財源不足分が今後140億円ほどになるということで書いておりましたので、さらに長期、長寿命化計画264億円ほどを割ること

の計算をしますと、削減率の目標が約53%になるんですよね。さすがにこれは50%を超えるぐらいまで公共施設を削減するというのは無理だと思います。しかしながら、それだけ危機感を持たなければいけないというような現状は、やはり当局の中でも、シミュレーションがなかなか難しいというような話がありましたけれども、一旦、目標数値、先ほどの10%からは上げていく。せめて30%、もしくは40%のほうを見つめていただく必要性が私はあるのではないのかなというふうに思いました。なぜなら、先ほど補佐のほうが言われていた物価高騰の部分等々ですね。これをどんどん先送りにすればするほどどうなるのかって、皆様も想像つくと思うんですけれども、どんどん、今度はまた値段が上がる可能性がある。さらには老朽化していくと、今度は何か売買ができたかもしれないものを、今度は撤去するのかもしれないのかの選択肢しか残なくなる。これが将来世代にとってどう思うのかというようなことが、今、年々年々、この意思決定というものが非常に重要になっているというような意識を持っていただきたいと思います。今回、この質問をさせていただいた次第です。

その部分も加味しながらですね、確認をしたいところがございます。こちら、個別施設計画の中にですね、書かれておりました、この基本的な方針に基づき、外部審議や住民や議会の意向を踏まえ、合意形成を得ながら個別方針を決定していくということでした。こちらの部分ですけれども、まずこの外部審議というものは、どのような機関や会議体を示しているんだろうかというところ、現在、考えているものをお聞かせいただきたいと思います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 個別施設計画においての外部の取り扱い、考え方につきましては、それぞれの施設に関係する方々、住民の方、また担当課も含めて、そういうふうな捉え方をしております。ただ、今後、総合的に全ての施設のことも考えていった上で、住民の方に御理解をさせていただく場面も必要かとは思っておりますので、新たなあり方の模索はしていくべきだと考えております。

○6番（泰山祐一議員） 是非、お願いしたいと思います。また、1回目の答弁でもございました。町長と語る会などを通してですね、嘱託員会や各集落との個別的な意見交換の場も行っていく御意向も示されましたので、この部分ですね、やはり大事にさせていただきたいなと思いますのが、話を聞きに行くだけではないと思うんですよね。やはり、我々がしっかりと、この施設に関してのカルテなどを含めて、どういった状況なのか。本町は、今後、将来どうなっていくんだろうかというような説明資料を基に、皆様と正確に危機感を共有し合いながら、どのようにそれぞれの地域ごと、そして、まちづくりを考えていくのかというようなことをですね、是非、取り組んでいただきたいと思います。こちらのほうは、神奈川県の実鶴町などが非常にいい取り組みされておりますので、御参考にいただけると良いのかなと思います。

また、こちらの部分で、さらに提案ですけれども、今、こちら、現在、総務省のほうで、地方公共団体金融機構と共同事業として、経営財務マネジメント強化事業というアドバイザーの派遣制度というものも活用できるようになっておりますので、こちらが令和9年の1月末頃までですね、募集

期間となっておりますので、是非、こちらのあたりもですね、今後、検討していただいても良いのかなと思いました。また一つ、ファシリティマネジメントというものも、取組でございます。こちらの部分も、町が持つ建物や土地を単なる施設ではなくて、経営資源として捉え、財政老朽化、利用状況、防災、町民サービスを一体で管理する考え方ですので、施設を守っていくというような考え方から、機能を守るんだと。機能を守る、そして、建物を壊すということではなくて、町民のサービスを残していくというような意識の下にですね、是非、このファシリティマネジメントなども取り組んでいただくこともご検討いただけると良いのかなと思いましたので、一つ、提案をさせていただきたいと思います。引き続き、この公共施設ですね、やはり後々に決断を残していくというようなことは、後世に対して請求書を後回ししていくというようなことになると思うんですよね。だからこそ、現在、瀬戸内町として、今後の財政計画も踏まえてですね、これはしっかりと、この課局長並びにですね、全庁一丸となって、プロジェクトの推進会議なども発足した中でですね、検討をしていただきたいなというふうに思います。

次、総合計画について、お話を移らせていただきたいと思います。こちらの総合計画についてですけれども、こちらの部分ですね、非常に私は心配しています。地域再生計画の話はですね、これ、例えば企業版ふるさと納税などもですね、やはり関わってくるものですよ。それで、国に認めていただいた中で、この計画で瀬戸内町としてやっていきますというようなことをお示したわけですよ。その中に、この策定委員会のほうで効果検証などをして、公表していくというような話がありましたけれども、これ、いつからやっていないんでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。策定委員会、外部の有識者の方々への効果検証の依頼というのは、第1期、第2期のですね、まち・ひと・しごと総合戦略が終了した以降、行うことができておりません。

○6番（泰山祐一議員） なぜ行われなかったのかというのは、前担当のところの部分で、逆にそのやらないというものが関連になっていくというようなこと、引き継ぎというものが非常に大事だというようなことを示した事案ではないのかなというふうに思うんですよね。是非、この部分、引き継がれたとしても、実際に本当にこの事業は正しいのかどうかというようなことも、改めて見つめ直す必要性が、この事案に関してですね、私、感じたところですので、是非、十二分に、また業務のチェックなども行っていただきたいなというふうに思います。

さらにですね、こちら策定委員会は外部の方々で属している委員会でございます。さらにもう一つ、創生本部というものもございます。これは課局長などがですね、町長が本部長として、ある委員会、本部になりますけれども、こちらの部分に関しましては、以前、議会でも問わせていただきましたけれども、特段、何か協議のする場というものは設けられていなかったというふうに聞いた覚えがあるんですけども、この辺りは、この令和7年、8年、それ以前ですね、ほとんどこの協議会というものは行われていなかったんでしょうか、どうでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。第1期の際にはですね、そのような各委員

の方が集まった検証というのは、あった場面もあったかとは思いますが、それ以降についてはですね、この設置要綱に基づいて、各事業のK P Iの達成状況を各課それぞれで検証していただいて、それを企画課のほうに集約していたという状況でありました。

○6番（泰山祐一議員） 各年度ごとのですね、担当者のほうからのそういった効果検証の資料づくりというものは行われていたということは分かります。しかしですね、やはりこの創生本部というものの、非常に私、大事な役割を担うべきなんではないのかなと思うんですよね。その中で、やはり、今後、形を変えるかもしれませんが、是非、一つ検討材料にしてほしいなと思いますのは、やはりこれは本部長であります町長然りですね、その方々が、今後のまちづくりを考えていくにあたり、やはりこのそれぞれの事業、毎年、どうなっているのかというようなものをしっかりと読み込みを行った上で、各課局長からどのような状況なのかという聞き取りを行い、そして、それぞれの課題だったり、そこで逆にこういうふうに来年度以降は考えていったらいいんじゃないのかという精度を上げていくためには、良い機会だと思うんですよね。是非、そういったところの取組を、今、企画係の方が主管になっているかもしれませんが、あくまでも事務局ですよ。創生本部は本部長がどのようにして、今後、この計画をですね、進行、管理していくのかというようなことを考えていただきたいなというふうに思いますので、そのあたり、町長、是非、このあたりですね、一つ、大きな大きな、多分、収穫も得られると思いますけれども、今後に向けてのこのあたりの創生本部のあり方について確認をしてみたいと思います。御意見いかがでしょうか。

○町長（鎌田愛人） 議員の御指摘を踏まえて、適切に、今後、進めていきたいというふう考えております。

○6番（泰山祐一議員） 是非、よろしく願いいたします。また、気になったところですが、地域再生計画の効果検証公表が行われていないというような中で、こちら、書かれておりますが、極めて重大なリスクとしてですね、交付金、財政支出に直結する重大なリスクであるというふうにも書かれておりますが、これは国のほうからは、どうなのでしょう。もう過去のものを、またやり直せばいいというふうに確認をとっているのか。それとも、まだこれから確認を、一旦、とってみるというような状況なのかというところ、現在、どのような形で、この1回目の御答弁をいただいたのかなという、ちょっと意味合いについて確認してよろしいでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。現在、内閣府の地方創生推進室というところにですね、相談しまして、助言、指導もいただいているところです。地域再生計画についてはですね、この公表ができていないという部分がありますので、現在のところは、企業版の受入れというのは一旦停止をしている状況です。これまでの公表がどうだったかというのは、今、内閣府のほうともですね、相談しながら、早急に是正していく方向で、今、取り組んでいるところです。

○6番（泰山祐一議員） 止めているということでしたけれど、これはいつ頃まで止めなければいけない状況なのでしょう。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） このまち・ひと、総合戦略の策定も、本年8月下旬までには策

定させるという方向で、現在、進めております。ですので、それ以降については受入れを、また再開したいと考えております。

○6番（泰山祐一議員） こういった部分に関してですね、どうなんでしょうか。やはり今回、本会議で尋ねたので、このように皆さん知ることができましたけれども、やはりこういった事態になったというようなことはですね、やはりこれはよろしくないことだと思うんですよね。しっかりとそのあたりについても、町民に対してですね、積極的に、まず示すというようなことも、是非、今後、こういった事案、ないであってほしいんですけども、もしありましたら、是非、そのあたりもですね、役場内ですませるのではなくて、しっかりと皆様にお示しするというようなことを、意識していただきたいなと思います。是非、このまち・ひと・しごと創生総合戦略、やはり瀬戸内町の、この瀬戸内未来展望2050、こちら、そして、長期振興計画、それらを実現するためにまち・ひと・しごと創生総合戦略というものがあるというような位置付けですよね。ここの効果検証等々の部分が、外部の方から、やはり非常に有効な、有益な多分御意見というものもいただけるだろうと思うんですよ。他の自治体見ている、やはりそういったところ、いろいろと御意見ありましたので、是非、改めてですね、こちらの部分を見つめていただいて、今後、2050年に向けてですね、一步一步しっかりと歩みを進めていただきたいなというふうに思います。こちらについては、承知いたしました。

あと先ほどの部分で、著作権の話なんですけれども、こちらのほうをちょっと確認したいのが、まずこれは議会事務局などを通して、本庁の執行部としては、この申し合わせ事項など、事前に確認するというようなことはOKだよというようなことをお伝えしたということでもよかったんでしょうか。特に確認はなかったんでしょうか。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） ただいまの御質問にお答えいたします。申し合わせ事項については、確認をしております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。先ほど御答弁でもございましたけれども、基本的には適切な引用をしていれば、何か告訴する等、そういったものは訴訟はないというような御判断もありましたけれども、わざわざ本町がですね、表現の自由などを制圧する可能性、もしくは疑義を持たせるようなことを、事前確認で一緒に協力するというようなこと自体が、どうなんだろうかというふうに思うわけです。なので、これが議会がつくったからということではなくて、本庁がその部分で確認を一緒にしているというようなことの疑義というものが心配しておりますので、是非、そのあたりを含めて、改めて本庁側で、私の方が例えば公的な記録を役場の方に出してもらっていいですかと確認しましたという記録を、この部分を訂正してくださいというような回答をもらうということをするのはできるんですかね。公的記録としてですよ。そのあたりについては、例えば、一つ申し上げた際には、どうなんでしょうか。そのあたりできます。

○総務企画課長（徳田義孝） 議員がその引用を行っていることに対して、町がそれに対してどう判断するかというようなことを議員のほうに伝えるということですかね。この答弁にもございました

けれども、議会の自律権というのがございます。その中で、会議等はもちろんですけれども、議員同士が自主的に取扱いについて取り決めたものが、今回のこの要綱に定めるところ、そして、その扱いについて定めたということでございますので、我々がそこに対してどうこうというのではなくて、そこの意見をもちろん尊重しながら、議員の総意として町のほうにということであれば、またそのとき、その対応については考えたいと考えておりますが、現在のところ、そこの、議会で決めたことに対して、町が物申すということは考えておりません。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 物申すという話ではなくて、瀬戸内町が議会事務局に対してですね、確認をしてくださいといわれた際に、公文書でちゃんとその回答ができるのかどうかというようなことを確認しているんですけれども、いかがでしょうか。

○総務企画課長（徳田義孝） そのやり取りのあり方については、今後、ちょっと研究させていただきたいと思います。

○6番（泰山祐一議員） 是非、お願いしたいと思います。私はですね、やはり本町に関わるものだからこそ、その部分ですね、適切に、公文書としてもちゃんと回答、戻しができるものなのかどうかというような視点を持った上で、この部分、協力するか否かというところもですね、打診などに対しての受け答えもしていただきたいなというふうに思いましたので、確認をさせていただきましたので、今後、協議していただきたいと思います。

こちら、諸々聞かせていただきましたけれども、やはり瀬戸内町、本町、今年70年という節目でもございます。その中で、鎌田町長も11年というような月日経つというような中で、人口も1,500人ほどですね、平成27年から減少しております。だからこそ、様々な計画をしっかりと効果検証した上で、今後もですね、事業運営にはかかっていただきたいなと思いますので、是非、引き続き、皆様、御尽力のほう、よろしくお願いいたします。

以上となります。

○議長（向野 忍議員） これで、泰山祐一議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は、10時50分とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

通告7番、栄 克人議員に発言を許可します。

○1番（栄 克人議員） 皆さん、こんにちは。一般質問に入る前に、一言、お時間をいただきます。

今回の台風により、農業被害や家屋の損壊など、被害を受けられた町民の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。幸いにも、人的被害がなかったことは何よりですが、自然災害はいつ、どのような形で私たちを襲うかわかりません。私自身、小学1年生のときに土砂災害で父を亡くした経験が

あり、災害の恐ろしさを身をもって感じております。今回の被害を教訓として、行政と地域、そして、町民一人一人が、改めて防災意識を高め、油断することなく防災対策に取り組んでいくことが重要であると考えます。被害を受けられた皆様の、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

ゴミのポイ捨て問題について。道路沿いのガードレール付近などでゴミが見受けられ、地域の景観や環境を守っていく上でも課題となっています。特に、タバコの吸い殻やアルコール缶などが目につきにくい場所へ捨てられている状況も見られます。また、喜界町においてもポイ捨て条例が制定されており、奄美全体で環境美化への意識向上や取組強化が求められています。ゴミのポイ捨て問題について、町の考えを伺います。

1つ目、道路沿いやガードレール付近などへ、ゴミのポイ捨てについて、現在の状況をどのように捉えているのか伺います。

2つ目、タバコの吸い殻やアルコール缶など、大人によるポイ捨てについて、どのように対策を進めていくのか、進めて行く考えか伺います。

3つ目、奄美本島5市町村で連携した取組を進める考えはないのか伺います。

次に、水道施設の老朽化対策について。水道施設や水道管の老朽化が進む中、将来的な安定給水や災害時の水確保が大きな課題となっています。施設更新だけでなく、水源確保を含めた中・長期的な対策が必要であると考えられます。水道施設の老朽化対策について、町の考えを伺います。

失礼しました、すいません。もとい、2つ目、清水体育館への空調整備（クーラー設置）について。

1つ、清水体育館の暑さ対策と熱中症リスクについて、どのように認識しているのか伺います。

2つ目、利用者や関係団体から空調設備設置に関する要望はあるのか伺います。

3つ目、災害時の避難所機能を踏まえ、空調設備の必要性をどのように考えているのか伺います。

4つ目、空調設備設置に係る概算事業費や活用可能な補助制度はあるのか伺います。

次に、水道施設の老朽化対策について。

1つ、現在、老朽化が進んでいる水道施設、水道管の状況をどのように把握しているのか伺います。老朽化した水道施設の更新、改修について、今後の整備計画はどのようなになっているのか伺います。

3つ目、水道施設更新に向け、国の補助金や交付金等の活用をどのように検討しているのか伺います。

4つ目、将来的な安定給水や渇水対策を見据え、ダム建設を含めた水源確保の必要性について、どのように考えているのか伺います。

次に、職員間の情報共有の強化及び来庁者対応の充実について。来庁者や住民の皆様が安心して相談や手続きを行えるようにするためには、担当の職員間だけでなく、各課を超えた情報共有や連

携が大切であると考えます。また、窓口や担当課によって、案内内容に違いが出ないように、分かりやすく丁寧な対応を行うことは、町への信頼や安心感につながります。職員間の連携強化や来庁者対応の充実について伺います。

1つ目、現在、職員間及び各課を超えた情報共有はどのように行われているのか伺います。

2つ目、来庁者対応向上のための職員研修や接遇研修の実施状況について伺います。

3つ目、来庁者対応において、課をまたぐ連携が必要な場合の対応体制はどのように行われているのか伺います。

4つ目、今後、職員間の連携や情報共有体制をさらに強化していく考えはあるのか伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人） 栄 克人議員の一般質問にお答えします。

1点目のゴミのポイ捨て問題について。まず、道路沿いやガードレール付近などへのゴミのポイ捨てについての現況をどう捉えているかについてお答えいたします。本町では、住民の皆様の高いモラルによって美しい環境が守られてきましたが、近年、道路沿い等で空き缶や弁当容器等のゴミが散見されます。交流人口の増加等による要因も考えられますが、世界自然遺産の島、町として、住民の皆様の善意や観光客等のモラルに頼る景観の維持には限界が生じていると危惧しており、早急な対策が必要であると認識しております。

次に、タバコの吸い殻など、大人によるポイ捨て対策についてお答えいたします。大人による一部の心ないポイ捨て、特にタバコの吸い殻や飲料缶の散乱に対しては、従来の啓発活動に加え、マナーからルールへと一歩踏み込んだ対策を講じる必要があると考えております。具体的には、瀬戸内町ポイ捨て等防止条例（仮称）の制定に向け、進捗を図っているところであります。

次に、奄美大島5市町村で連携した取組を進める考えについてお答えいたします。奄美大島という一つの島において、自治体ごとにルールが異なると、特に観光客等の利用者にとって混乱を招く要因となります。現在、奄美大島本島内で条例を制定しているのは奄美市のみでございますが、大島地区衛生組合等、関係市町村間での協議の場もございますので、5市町村連携した取組ができないか等も勘案しながら、進捗を図っていきたいと考えております。

2点目の清水体育館への空調設備、クーラー設置について、質問の3と4について、私から先にお答えいたします。災害時の避難所機能を踏まえ、空調設備の必要性をどのように考えているかについてお答えします。清水公園総合体育館は、瀬戸内町地域防災計画において、地震、高潮、津波に対応した避難所となっており、ライフライン等が途絶しないような対応拠点として機能することが重要だと考えています。近年の夏期の猛暑が常態化しており、災害時に避難所となる公共施設において、避難所の健康と安全を確保するため、空調設備の重要性は一層高まっていると認識しております。

次に、空調設備設置に係る概算事業費や活用可能な補助制度はあるのかについてお答えします。補助率の高い補助事業としては、防衛施設が所在する自治体を対象とした民生安定助成事業等が考

えられます。この事業は、空調設備のみならず、公園や消防施設、ごみ処理施設等、防衛施設周辺の生活環境整備等に関し、周辺地域の住民の生活、又は事業活動の負担を緩和するために、民生安定施設の整備について助成するものであります。今後も有利な補助制度の活用により、町の財政負担の軽減を図りながら、施設整備を検討する必要があると考えています。

1と2の質問については、教育長が答弁いたします。1と2と4ですね、4も含め。

3点目の水道施設の老朽化対策について。水道施設の老朽化対策について。まず老朽化が進んでいる水道施設、水道管の状況をどのように把握しているのかについてお答えします。水道施設については、施設台帳システムによって管理されており、それぞれの施設の整備について、設置年度、更新年度、経過年数等を把握しております。水道管路につきましても、施設台帳システム及び事業台帳によって管理しております。

次に、老朽化した水道施設の更新、改修について、今後の整備計画はどのようなになっているのかについてお答えします。今後の整備計画につきましては、令和7年度より来年度までの計画で、網野子地区と勝浦地区の統合整備事業を行っております。来年度以降の計画に関しましては、新たな補助採択要綱が追加されていることもありますので、採択基準に従い、緊急度の高い順に施設の統廃合を中心とした事業を行い、より効率的な運営に努めたいと考えております。

次に、水道施設更新に向け、国の補助金や交付金等の活用をどのように検討しているのかについてお答えします。水道事業において、その経費は、主としては水道料金で賄うことが原則であります。水道施設の建設や更新には莫大な資金が必要であり、その主な財源は国庫補助金、起債等であります。新規補助採択要綱の追加に伴い、条件はあるものの、これまで補助対象外であった上水道事業も採択される可能性もありますので、関係機関等と協議を行いながら、より良い条件での事業執行に努めたいと考えております。

次に、将来的な安定給水や渇水対策を見据え、ダム建設を含めた水源確保の必要性について、どのように考えているのかについてお答えいたします。飲料水の安定供給における水資源の確保は重要な行政課題ではありますが、人口減少に伴い、全施設計画取水量も縮小しており、現時点で緊急的な水源の確保は必要ないと考えております。多目的ダムについても整備の予定はありませんが、今後の水需要の動向において、急激な変化が予想される場合等は、新たな水源の追加や近隣施設からの水融通等、状況に合わせた計画の下、安定供給に努めたいと考えております。

4点目の職員間の情報共有の強化及び来庁者対応の充実についての、現在、職員間及び各課を超えた情報共有はどのように行われているのかについてお答えします。役場では、出先の一部の職員を除き、全ての職員が共有できるシステムを構築しているところであります。そのシステムにより、全職員に対し、掲示板や回覧板などを活用し、情報共有を行っているところであります。

次に、来庁者対応向上のための職員研修や接遇研修の実施状況についてお答えします。接遇研修等については、令和4年度に接遇研修、映像研修とクレーム研修。5年度にヘビークレマー研修、映像研修を行っており、本年度もクレーム対応研修、映像研修を行っています。また、新規採用職

員については、自治研修センターでの研修に組み込まれています。

次に、来庁者対応において、課をまたぐ連携が必要な場合の対応体制はどのように行われているのかについてお答えします。現在、各課において窓口対応のマニュアル課や、職員自从来庁者の案内、誘導を行っているところでもあります。今後において、ワンストップ対応を軸とした案内、誘導体制、情報連携体制、窓口配置、整備、デジタル支援、職員のスキルの対応体制が必要になると思います。また、課をまたぐ懸案事項については、総務企画課に配属された調整官において、課題解決に努めてまいります。

次に、今後、職員間の連携や情報共有体制をさらに強化していく考えはあるのかについてお答えします。町民サービスの向上を図るため、職員間の連携と情報共有の強化を重要な課題としております。今後は、デジタルツールの活用による迅速な情報共有の促進。業務手順の標準化による属人化の解消、そして、部署横断の協議の場の定例化を進めていく必要があると考えます。これらの取組を通じ、役場全体の連携を高め、より質の高い行政サービスを提供できる体制を目指していきます。私からは以上です。

○教育長（盛島正行） 栄 克人議員の一般質問にお答えします。清水体育館への空調整備、クーラーの設置について。まずはじめに、清水体育館の暑さ対策と熱中症リスクについて、どのように認識しているのかについてお答えします。近年の温暖化により、屋内、屋外に関わらず、夏場に行うスポーツ活動は常に熱中症リスクを伴います。特に屋内競技においては、大型扇風機やスポットクーラーなどで対応しているところですが、風に影響されやすい競技もあり、対策が万全とは言えないのが現状です。

次に、利用者や関係団体から、空調設備設置に関する要望はあるのかについてお答えします。要望書などの書面での要望はございませんが、イベントや大会などの開催時に、利用者から口頭で要望を聞いたことはございます。

最後に、空調設備設置にかかわる概算事業費や活用可能な補助制度はあるのかについてお答えします。事業の基本設計を実施しないと、概算事業費はお示しできませんが、大型のプロジェクトになるのは間違いないです。より有利な財源確保に向けて、あらゆる補助制度の可能性を検討していく必要があります。以上です。

○1番（栄 克人議員） それでは、2回目の質問に移ります。

ゴミのポイ捨て問題について、先ほどの答弁で、瀬戸内町ポイ捨て等防止条例（仮称）の制定に向けて進めているということですね。少し安心しました。ゴミの捨てられている場所ですね、市街地ではあまりそう見受けられないのですけれども、よく聞くのが、ウォーキングをされている方が、山道とかですね、人があんまりこう行かない場所の、その見えないところに、アルコール缶であったりとかですね、あと、道路沿いのその車が駐車できるスペースあたりに、タバコの吸い殻等々ですね、置いているという話をよく聞きます。町として、やっぱりそういったゴミが捨てられている場所ですね、把握されているのか、確認したいと思います。よろしくお願いします。

○環境衛生課長（栄 順二） 栄 克人議員の御質問にお答えいたします。ポイ捨て等に関しまして、現在、捨てている、そういった場所が見受けられるかということでございますが、町といたしまして、毎回、巡回パトロールを行っているということはございませんが、稀に私のほうもですね、昨日、永井議員のほうからも御指摘がございました、Iターンの方がボランティアで、そういったゴミを拾い集めて、タバコの吸い殻等が目につくということでございましたが、そういったウォーキングをされている方からの意見、声といたしまして、山裾ですね、山裾であったり、ガードレールの後ろのほうとか、そういったところにゴミが散乱しているよというようなお話は伺っております。

○1番（栄 克人議員） そういったゴミが散乱している場所ですね。多分、そのゴミって、置いているところにこう捨てる習慣があるんですかね。やっぱりゴミがあるところに、こうゴミが集まってくると。家でもそうです。床に物が置いていっていると、ついついそこにどんどん溜まっていった、いつの間に山積みになっているとか、やっぱり同じ状況になってしまうと思うので、そういったゴミを捨てられている場所にですね、先ほどありました啓発活動を行っているというふうに答弁がありました。そういった場所に、ピンポイントでそういった看板等ですね、設置する、したほうがよいと思います。そうすることによって、ゴミを捨てる場所がどんどん減っていった、そこがなくなったら、また違う場所に設置してですね、そういう考え方は、ゴミのその捨てている場所の確認等、伺います。

○環境衛生課長（栄 順二） お答えいたします。啓発活動につきましても、そういったゴミが集中的に集まっている場所、そういった場所においては、ポスターですね、啓発のポスター等の設置も十分考えられるとは思いますが。また、このポイ捨て防止条例につきましても、これは住民の皆様の善意を、そういったものを否定しているものではなく、世界自然遺産の島、町としての意思とか姿勢、そちらをですね、明確にするべきものだという考えのものでもございます。ですので、ポイ捨て防止条例制定までに至りましては、そういったポスターの掲示であったり、あとはSNS等の周知を行っていきたいというふうに考えております。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。先ほどの答弁でもありました、5市町村で協議をもって、制定に向けて話し合いを持っていくという話がありました。是非、よろしくお願いいたします。このポイ捨てはですね、地域の景観や環境だけでなく、子供たちの教育環境にも影響を与える問題だと考えております。是非、奄美大島5市町村で協議を進め、ポイ捨て防止条例の制定を含めた取組を推進していただきたいと思います。また、ポイ捨てに限らず、町民一人一人が自分の家の周りをきれいにする心がけを持つことによって、その積み重ねが、地域全体の環境美化につながり、子供たちに誇れるきれいで住みやすいまちづくりにつながると期待しております。ポイ捨て問題についての質問を終わります。

次に、清水体育館への空調設備、クーラー設置について、質問します。大型扇風機やスポットクーラーなどで対応しているという答弁がありました。現在、今までに熱中症等で事故があった事例

とか、もしありましたら、報告がありましたら教えてください。

○社会教育課長（昇 憲二） すいません、申し訳ないのですが、そのような事例を確認しておりませんので、後ほど確認したいと思います。

○1番（栄 克人議員） 先ほどの答弁で、要望書など、書面での要望はなかったが、口頭での要望が、聞いたことはあるという答弁がありました。私も空手の大会等ですね、夏場開催する機会が多くて、本当、休憩をとりながら実施しているのですが、やはり熱中症のリスクが高いということで、大会のですね、運営にも非常に困った状態で開催しております。また、空手に限らずですね、ほかのバレー競技、バスケット、それぞれの体育館内でやる競技を開催している団体、あります。そういった団体への聞き取り調査等は行ったことがありますか。

○社会教育課長（昇 憲二） 過去、そのような聞き取りがあったかどうかは、ちょっと確認できておりませんが、こちらのほう、確認する必要性も感じております。

○1番（栄 克人議員） 是非ですね、聞き取り調査を行って、現在、どういう状況なのか、どういうふうな形に持っていったほしいのか、是非、聞き取り調査していただきたいと思います。

次に、災害時の避難所機能を踏まえ、空調設備の必要性をどのように考えているのかについて伺います。清水体育館は、防災時にどれくらいの人数を収容、避難できるのか伺います。

○総務企画課危機管理補佐（積 裕） お答えします。清水総合体育館の避難所収容人数は350名としており、災害区分としても地震、高潮、津波に対応しております。以上です。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。例えば、清水体育館、清水地区以外の嘉鉄地区とかですね、その近隣の地区の方も避難が可能なのか伺います。

○総務企画課危機管理補佐（積 裕） 近隣の嘉鉄地区に関しても、1階のスペースと、2階の観客席へ分散すれば、キャパとしては十分収容可能と考えます。以上です。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。4つ目の、防衛施設が所在する自治体を対象とした民生安定助成事業等が考えられるとあります。この事業について、クーラー設置等は該当するのでしょうか。

○町長（鎌田愛人） このことについてはですね、九州防衛局と話をしている途中の段階でございます。十分、可能性はあるというふうに考えておりますので、是非、社会教育課の施設でありますので、その社会教育課との協議を踏まえた中で、いつ頃整備するかとか、そういう町の負担もございまして、全額、防衛省の予算ではできませんので、裏負担という、町が負担しなければならない金額も、見積もりあげないと分かりませんので、そこも踏まえた中で、早急にですね、空調が設備できればいいなと思いながら、今、防衛省と協議をしている最中でございます。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。是非、有利な補助制度の活用、町の財政負担の軽減を図りながらですね、是非、早々にクーラー設置に向けて、動いてもらいたいと思います。

○町長（鎌田愛人） この清水体育館へのクーラーの設置についてはですね、ほかの集落の公民館、集会施設は、空調設備が整備され、全て整備されたのか分かりませんが、要望によって、整

備されているはずです。そういう中で、議員が先ほど申し上げておりました、いろんなスポーツ大会ですね。特に、7月に大島地区のフルコンタクト、又はスポーツ少年団の空手もございます。その際、私どもも来賓としてそこに、その会場にいるわけですけど、ただ座っているだけでも相当な熱さです。選手にとっては動いて、ハードなスポーツの中で、動く中で脱水症になる可能性もありますので、そういうことも含めて、クーラーの設備は必要だなと思っております。さらにですね、防災施設の観点から言うと、先般、我々町の職員の研修の一つとして、陸上自衛隊の瀬戸内分屯地への体験入隊というのがございます。先般、私もそこに参加したわけですが、その体験入隊の中で、避難所の設営から、そこに避難所に宿泊するというメニューがございます。そこで、瀬戸内分屯地の体育館は空調があります。避難体験する中で、空調のありがたさを分かりましたので、清水体育館、先ほど350名収容可能だということでもありますので、あらゆる災害においてですね、そこに人が集まる可能性も十分ありますので、そういうことも含めて、この清水体育館への空調については、配置については、防衛省と協議しながらですね、早急に設置できればなと思っておりますので、今後とも、防衛省と協議しながら、この清水体育館がより町民にとってより安全・安心な場所になるよう、努めていきたいというふうに考えております。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。是非、よろしくお願いします。清水体育館にですね、クーラーがつくことによって、避難所としても活用、安全な場所になりますし、またいろいろなイベント等々ですね、スポーツ大会であったり、文化的な開催、イベントであったり、そういう開催が、夏場ですね、増えることによって、交流人口も増えて、清水公園が、清水広場ができたあとですね、北の奄美市からのお客さん、うちの店にもですね、来店される客が、土日ですね、すごい増えて、そういった清水体育館にクーラーができて、イベント開催、回数が増えると、そういった来町者も増えることにつながりますので、是非、早急に実施してもらいたいと、実施に向けて、取り組んでもらいたいと思います。よろしくお願いします。

次に、水道施設老朽化対策について伺います。施設台帳システムで管理されているということですが、耐用年数を経過している施設や水道管はどの程度あるのか。更新を進める必要がある場所について、分かる範囲で、現時点での考えを伺います。

○環境衛生課長（栄 順二） お答えいたします。老朽化した施設の更新、又は配水管の更新についてですが、今現在、日本各地で漏水事故、陥没事故等、いろいろなメディアで目にされるかとは思いますが、原因といたしましては、高度成長期に造られたインフラ施設、それが一斉に50年、60年を迎えた現代、一斉に老朽化に陥っている、そういった状況もあるのですが、本町の場合は水道施設は31施設ございます。その31施設が一斉に整備したというわけではなく、年次的に更新して造られておりますので、この施設が一斉に老朽化して、大変な財源が必要になるというわけではございません。ただ、年次的には更新を行っていかないとはいけないというわけではございますが、そういった中で、施設台帳システム、こちらはですね、水道法の改正によりまして、こういった災害の多い水道施設に対して、各事業体が応援に向かうときに、その事業体の水道の施設の状態が分から

ないということもありまして、こういった水道施設台帳、台帳を作成が義務付けられました。それに従って、本町の方もつくっておりますが、こちらのシステムによって、一覧としてですね、その施設の経過年数であったり、その一つ一つの設備、ポンプであったり、配電基板であったり、そういったものが何年経過しているというのが一覧で見ることができます。そういった中から、緊急度の高い順に、施設の更新を行っているというのが現状でございます。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。やはり老朽化、それぞれ設置時期が違うので、一気に整備しなくても大丈夫という答弁でした。例えば、将来的に全部がですね、更新、新しく更新する予定年度というのは、難しいですかね。おおよそでいいんですけれども、分かっていたら教えてください。

○環境衛生課長（栄 順二） お答えいたします。そういった施設数につきましては、先ほど31施設と申し上げましたが、こちらは上水道、上水施設の数でございます。その他の送水ポンプ室、又は水源、そういった、その他の施設を合わせますと、今、84か所ほどございます。ですので、それをまた一遍に更新していくというのは、かなり難しい話ではございますが、そういった意味では、現在、使える施設、こちらを優先的に使いながら、さらにまた緊急度が高い、すぐにでもしないと維持管理においても問題が生じている、そういった場所につきまして、順次的に、年次的に、順番に更新を行っていく、そういった考えでおります。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。水道施設の更新には、やはり多くの費用がかかるということで、町の負担軽減のためにも活用できる補助制度をしっかりと情報収集、また関係機関と協議した上で、積極的に進めていただきたいと思います。

質問で、ダム建設については、まだというか、検討していないということで、将来、いずれですね、異常気象で渇水とかですね、今現在はなっていないんですが、いずれそうなる恐れもあるので、そういうのも検討されながら、進めていただけたらと思います。

最後にですね、水道は町民生活を支える最も重要なライフラインであり、将来にわたり安心・安全な水を安定供給していくためには、計画的な施設更新と財源確保が必要であると考えます。また、渇水や災害時に備えた水源対策についても、長・中期的な視点で検討していただくことを要望して、この質問を終わりたいと思います。

次に、職員間の情報共有の強化及び来庁者対応の充実について質問します。情報共有システムを活用されているということで理解しました。大切なのは、情報を発信するだけでなく、必要な職員へ確実に伝わり、住民サービスに生かされることが大切だと思います。実際に、情報共有によって住民対応がスムーズになった事例や、改善につながった事例があれば伺いたいと思います。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） ただいまの栄議員の御質問にお答えいたします。ある集落でですね、ちょっと一つ、事案が出てきまして、これについて調整官、総合調整官がいらっしゃいますが、その調整官と総務企画課、保健福祉を連携して、お互いに情報共有をしまして、少し期間が少しかかりましたが、改善をできたという事例が1件ございます。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。次に、研修を継続的に実施されているという答弁がありました。研修で学んだ内容が、実際の窓口対応や住民サービスの向上に、どのように反映されているのか。また、その効果を、もし分かれば聞かせてください。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） ただいまの御質問にお答えいたします。映像研修については、これは職員としての必須研修になっております。ただ、映像研修は一度だけ見ただけではなかなか自分の身にはならないと思いますので、これを継続的に何回も映像研修をしていただけることによって、職員のスキルは向上していくものと思います。近年、窓口業務についてはきちっとした対応をされているというように、町民の方からもお声をいただいておりますので、少しずつでありますけれども、職員間のスキルは上がっているものと思っております。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。現在、職員による案内、誘導を行っているということですが、今後、目指すワンストップ対応を軸にしたと答弁がありました。現在の体制と比べて、ワンストップ対応というのは、どの点が来庁者に対して利用しやすい役場づくりになるのか伺います。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） 御質問にお答えいたします。ただいま、町民税務課のほうでマイナンバーカードが、一人一人持っていらっしゃると思いますけれども、そのマイナンバーカードで即座に証明が取れるというシステムを構築しております。これによって、時間短縮が非常にスムーズにできておりますので、こういったデジタル化をさらに町としては進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。いろいろ取組をされていることを理解できました。町としてですね、こういった取組をもって、町民や来庁者の皆様に、今後ですね、どのような役場になってほしいと考えているのか伺います。どういった役場になってほしいのか。町民、来庁者が望む役場ですね。よろしくお願いします。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） ただいまの御質問にお答えいたします。やはり職員1人の対応が、役場全体の信頼を簡単に損なわれるというふうに、私のほうは考えております。そのためには、やはり接遇研修、またクレーム研修等を積極的に行いまして、接遇が単なるマナー研修にならないようにですね、行政への信頼を守るための基盤づくりという意味でも、接遇研修は受けていかないといけないかなと思っておりますので、今後も庁全体として研修を進めていきたいと思っております。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。よろしくお願いします。

最後にですね、来庁者や町民の皆様に対して、親切で丁寧な対応を行うことは、町の印象や信頼にもつながる大切な取組であると考えます。また、課を超えた連携や情報共有を進めることで、住民サービスはさらに向上していくものと思います。DXの推進により利便性が高まることは大変重要です。一方で、これからの時代だからこそ、人と人とのつながりの大切さも忘れてはならないと感じております。私自身も商売をしておりますが、お客様の対応一つで、信頼は大きく変わります。どれだけシステムや仕組みが進化しても、最後は人と人です。人は機械ではなく、それぞれに

思いや悩み、感情があります。だからこそ、相手の立場に立って考える思いやりのある対応や、住民の皆様に寄り添う姿勢を大切にしていきたいと思います。鎌田町長が日頃から大切にされている人とのつながり、住民に寄り添う姿勢が職員の皆様にも受け継がれ、町民の皆様が安心して相談できる役場づくりにつながることを期待し、私の質問を終わります。

あと補足ですが、毎回、議会、また役場に来るときにですね、トイレを使用させてもらうのですが、トイレ自体もきれいくてですね、いつも掃除が行き届いていて、いつも思うのがですね、花が飾ってあります。多分、清掃員の方がですね、トイレを利用される方に、気持ちよくね、用を足してもらうためにやってくれていると思います。やはり、そういった利用される方に対して思いやりのある、そういう動きですね、そういうことをやっぱりやるのが、住民への安心につながると思いますので、是非、皆さん、その思いで頑張ってください。以上です。

○議長（向野 忍議員） これで栄 克人議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は、午後1時30分とします。

休憩 午前 11時41分

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

通告8番、伊東さおり議員に発言を許可します。

○3番（伊東さおり議員） 皆様、おがみんしょうらん。5月下旬に発生した台風や、その後も追い打ちをかけてきた大規模な暴風雨により、町内各地では不安な日々が続きました。被害に遭われた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。そのような中、町から警報レベル情報や集落放送などを通じ、迅速にお知らせをいただき、大変心強く感じました。また、インフラ復旧につきましても、当局並びに関係者の皆様方の迅速な御対応に感謝いたします。ありがたさまりようた。そして、加計呂麻島から、瀬相・於斉間の加計呂麻トンネル内の清掃及びガードレールの取り付けに、すっかり綺麗になって感動して涙が出ました。お礼を伝えてくださいね、との御伝言を、地元の方や、伊子茂小中学校に通学する生徒さん及び保護者の皆様からお預かりしました。そして、今年度から早速スタートさせていただいた、レジ袋や透明袋が使用可能となった資源ごみの瓶ですが、御高齢者を中心に、町民の皆様が大変喜んでいらっしゃいます。ありがとうございました。

それでは、通告に従い、令和8年第2回定例会の一般質問をさせていただきます。

1、フェリーの安定航路維持と島民の負担について。

1、エンジントラブル等で欠航や抜港が多かった、旧船せとなみと比較した場合、新船せとなみの稼働率はどれくらい改善されそうか伺います。そして、島民及び観光客などの御利用者の評判はいかがか伺います。

2、フェリー運賃改定のビジョンについて伺います。

3、妊婦検診の航送料が無料となった経緯について伺います。

- 4, 車両航送予約改善対策について伺います。
 - 5, 島民割引カード発行改善対策, 発行元, 商工交通課, 土日祝日休みについて伺います。
 - 6, フェリードック入り, 5月31日から7月4日, 天長丸6月上旬まで, 新船入れ替えなどで不在期間の対策について伺います。
 - 7, フェリーかけろまのドック入りが梅雨の時期と重なるが, 変更はできないのか伺います。
 - 8, フェリーのハブ持ち込み禁止に対する加計呂麻地域島民のための対策について伺います。
 - 2, 加計呂麻ターミナル及び周辺整備について。
 - 1, 加計呂麻ターミナルの裏口段差などの解消はいつ頃なされるのか伺います。
 - 2, 加計呂麻ターミナルの右側のソフトコーン, パイロンが設置されている空き地の活用を考えておられるのか伺います。
 - 3, 公共トイレのバッグなどの手荷物置きについて。
 - 1, 公共トイレのバッグかけフックが破損したまま放置されている現状と, 恒久的な修繕, 設置の方針を伺います。
 - 2, 多目的トイレにすら荷物台が設置されていない現状について, バリアフリーの観点から, 町の認識と改善方針を伺います。
 - 4, 加計呂麻地域から参加する八月踊りの交通費助成及びサポートについて。
 - 1, 現在, 加計呂麻地域から参加しているのは諸鈍と西阿室集落だけである。のぼり旗など多くの道具があるため, どうしても軽トラックをフェリーに乗せて運搬するほかない。集合時間に間に合わせるため及び終了後にはチャーター船が必要となり, 往復のバスもチャーターしなければならない。参加するにあたり, 山越え, 海峡越えは大変大きな負担となっている。交通機関への手配及び交通費のサポートはできないか伺います。
 - 2, 参加集落が集まっての事前会議などは, いつ頃行われるのか伺います。
 - 5, 重機購入について。
 - 1, 大型台風をはじめ, いつ来るかわからない災害に備えて, 加計呂麻にも, 是非, 重機が欲しいとお声を多く耳にします。加計呂麻島に重機を備えるお考えはあるのか, 伺います。
- 以上です。

○町長（鎌田愛人） 伊東さおり議員の一般質問にお答えします。

1点目のフェリーの安定航路維持と島民の負担についての, エンジントラブル等にも新船せとなみの稼働率はどれくらい改善されそうか, また島民及び観光客等の利用者の評判はいかがかについてお答えします。悪天候に伴う欠航, 抜港, また災害発生や予想だにしないトラブル以外は, 安定した定時運航, 稼働が行えるものだと考えます。利用者の評判につきましては, 伊東議員もゴールデンウィーク中に御乗船され, 体感されたことだと思いますが, 概ね御好評をいただいております。

次に, フェリー運賃改定のビジョンにお答えします。国庫補助航路事業の要件の一つに当たる収益改善を目的とした運賃改定の必要性があり, 国・県・地元関係者等, 協議, 調整の下, 令和9年

度に改定を行いたいと考えます。

次に、妊婦健診の航送料が無料となった経緯についてお答えします。鹿児島県が平成20年度から離島地域出産支援事業を実施しており、本町においても、平成20年度から瀬戸内町妊婦健康診査交通費等支援事業を実施しております。鹿児島県の事業実施に合わせて、妊婦健診の航送料が無料となったのではないかと考えます。

次に、車両予約改善対策についてお答えします。電話予約がつながりにくいなどの御意見、苦情等もありましたので、待合所内の職員を増員し、早急な対応改善に努めます。

次に、島民割引カード発行改善対策、発行元、商工交通課、土日祝休日についてお答えします。現在は約650名の方が離島住民運賃割引カードの登録をされております。土日祝日の対策につきましては、海の駅への来訪が難しい利用者様に向け、瀬相、生間の待合所にて、更新日の近いカード、又は期限切れのカードを預けていただき、船舶交通係のほうで更新したカードを各待合所でお渡しすることも、受け取っていただく、可能でありますので、是非、御利用いただければと思います。

次に、フェリーのドックに伴う天長丸の6月上旬新船入れ替え等で不在期間の対策についてお答えします。当初予定を天長丸新船の入れ替えに合わせた形でドック期間を調整いたしました。天長丸新船の完成が遅れたことにより、結果として両船の不在期間が発生するものであり、不在期間は、特に事業者様をはじめ、利用者の皆様方に御迷惑、御不便をおかけすることになりますが、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

次に、ドック入りが梅雨の時期と被るが変更はできないのかについてお答えします。ドック期間についてはゴールデンウィーク期間の多客期等に船舶を御利用される方々に対し、御不便が少ないように運行させていただいているところであります。約1か月のドック整備期間を考慮しますと、4月は新しく本町に来られる方、離れる方々の御利用が多く、6月にずらした場合は、鹿児島県本土の梅雨入りによる影響等でドック整備期間の遅れが懸念され、7月は台風シーズンとなり、船舶の回航さえ難しくなることが予想されます。これらを勘案した上でゴールデンウィーク期間後に実施できるよう、調整したいと思います。

次に、フェリーのハブ持ち込み禁止に対する加計呂麻地域島民のための対策についてお答えします。船内ルール of 厳守事項として運送約款、利用規約等において定めてはありませんが、船舶、旅客船、フェリー、貨物船などへのハブの持ち込みは、乗客の安全確保や法令遵守の観点から、例外なく全面的に禁止されています。ハブは特定動物、危険な動物に指定されており、万が一、船内で逃げ出した場合、乗客及び船舶職員の生命や身体に重大な危害を加える恐れがあります。法令による規則、動物愛護管理法に違反しないよう、利用者の皆様に注意喚起を行ってまいります。

2点目の加計呂麻ターミナル及び周辺整備についての加計呂麻ターミナル裏口段差等の解消はいつ頃されるのかについてお答えします。御指摘の場所につきましては、農産物保管冷蔵庫への車両乗り入れ口の場所であり、設計の段階から施設利用者の通り抜けを想定してはおりません。段差に

つきましては、その場所への進入防止を目的としており、今後はチェーン等を活用し、施設利用者の皆様に通り抜けできない旨を認識していただけるよう周知をいたします。

次に、加計呂麻ターミナル右側のソフトコーン、パイロンが設置されている空き地の活用を考えておられるのかについてお答えします。空き地となっている場所は道路と接しており、パイロンの設置理由として、道路交通法の観点から、ドライバーの視認性を良くするためのものです。仮にパイロンを取り除き、空き地としてスペースができた場合、車両駐車が予想され、横断歩道の歩行者が見えずに交通事故の発生が懸念されますので、今後もこのスペースを活用することは難しいと考えます。

3点目の公共トイレのバック等の手荷物置きについての、海の駅トイレのバック掛けフックが破損したまま放置されている現状と、恒久的な修繕、設置の方針についてお答えします。海の駅トイレドアの戸当たりについては、ドアが壁に当たる衝撃を防ぐため設置されているものですが、付属的に小物を下げられる機能がついています。利用頻度の多い様式トイレは、何度設置しても破損し、現在は設置していない状況ですが、今後、簡易的な荷物を置ける台を設置します。

次に、海の駅の多目的トイレのバリアフリーの観点からの町の認識と改善方針についてお答えします。建設当初より、荷物置き台は設置されていません。これまで要望を受けたことはありませんが、こちらも簡易的な荷物を置ける台の設置を行います。

八月踊りについては、教育長がお答えします。

5点目の重機購入について、大型台風をはじめ、いつ来るか分からない災害に備えて、加計呂麻に重機を備えるお考えはあるのかについてお答えします。議員のおっしゃっていることは十分に理解できます。しかしながら、加計呂麻に重機を常駐するには、保管庫、メンテナンスを行う管理者等が必要と考えております。加計呂麻への重機の配置に向けては、今後、調査研究したいと思えます。現在は、土砂除去等の作業については、加計呂麻島の道路点検調査業務委託業者、若しくは加計呂麻島において工事施工中の建設業者に、重機借上料にて早急な対応を依頼しております。

私からは以上です。

○教育長（盛島正行） 伊東さおり議員の一般質問にお答えします。

4番目の加計呂麻地域から参加する八月踊りの交通費助成及びサポートについて。まず、加計呂麻地域から八月踊り大会へ参加する集落に対し、交通機関への手配及び交通費のサポートができないかについてお答えします。みなと祭りの八月踊り大会は、協賛会からいただいた運営費にて開催しています。交通機関への手配等は、参加団体各自に行っていただいております。後日、使用した経費・領収書を基に交通費の助成を行っています。限られた運営費を参加団体へ配分している関係上、参加団体数の増減で助成率が異なってきます。令和6年度は全額助成できましたが、令和7年度は7割程度でした。参加団体の多かった過去には5割だった時期もあります。令和8年度についても、手配、助成については同様に行う予定です。

次に、参加集落が集まっての事前会議はいつ頃行われるのかについてお答えします。参加団体の事

前説明会ですが、例年、7月下旬に午後6時30分より、役場にて行っています。大会要項や踊り場所、集合時間等について説明を行っているところです。以上です。

○3番（伊東さおり議員） 前向きな御答弁があり、大変嬉しく思います。ありがとうございました。この中で新船フェリーせとなみは、確かに乗り心地も良くて、皆さん気持ちいいねとおっしゃっていました。ありがとうございます。

次に、フェリー運賃改定のビジョンについて伺いますということなんですけれども、こちらのほうなんです、現在、瀬戸内町は満80歳から公共交通無料券を発行しております。通院やお買い物で古仁屋に渡られるお元気な80歳以上の島民は大変助かっております。そこで、伺いたいのですが、満80歳の年齢はいつ、どのような理由で設定されたのでしょうか、伺います。

○保健福祉課長（信島浩司） 伊東議員の御質問にお答えいたします。この80歳以上というのはですね、平成22年4月から、この無料乗車券を開始しております。80歳というのは、当時の近隣市町村の同じような制度に対して、大体80歳ということと、本町が大分前から実施している、敬老祝いの年齢支給要件が、その当時は80歳であったので、80という年齢を設定しているところでございます。

○3番（伊東さおり議員） ありがとうございます。鹿児島県のホームページに、令和7年市町村及び県における買い物弱者支援関連制度、43市町村の高齢公共交通費の無料化、運賃低廉化の年齢が掲載されておりました。まず、0歳以上、中種子町、令和8年3月現在、人口6,922人のコミュニティバス、予約型乗合タクシー全員無料。こちらのほうは、対岸の西之表市、馬毛島に防衛施設が建てられたので、そちらの再編交付金が充てられております。65歳以上、大和村をはじめ14市町村。70歳以上、宇検村、龍郷町、喜界町、和泊町、知名町、三島村、十島村を含む16市町村。75歳以上、徳之島町、天城町、伊仙町、与論町、奄美市を含む11市町村。81歳、80歳以上は、残念ながら、我が瀬戸内町だけでした。その中で、12市町村の明細なんですけれども、近隣の一部自治体の取組をお伝えします。大和村、65歳以上、バス乗車券全員全額補助。高校生は市内バスも無料。龍郷町、宇検村、70歳以上、同じくバス全額無料。徳之島町、伊仙町、天城町、75歳以上、バス全額無料。ライドシェアをしています宇検村に限り、宇検村は70歳以上と、近くにバス停がない高校生が無料になっております。伊仙町のほうなんですけれども、伊仙町のライドシェアは1回300円であるが、75歳以上、小学生、障害者100円利用となっております。令和8年度施政方針の中に、保健、医療、介護、福祉の連携による安心して暮らし続けられる地域づくり、町全体が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続できるチームせとうち我がごと丸ごと支え合い事業を活用した課題解決支援を実施しますと掲げております。80歳以上という年齢は、全国でも、特に離島においては例を見ませんでした。町制70周年を機に、瀬戸内町も現行の80歳から、高齢者無料乗車乗船券の資格年齢の引下げを検討していただきたいのですが、町長、いかがでしょうか。

○保健福祉課長（信島浩司） お答えいたします。今、伊東議員がおっしゃられた、その各自治体の対象年齢につきましては、町としても認識しているところでございます。ただ、瀬戸内町の場合

は、その離島が存在しているということと、バスのみならず、船舶の利用もあるということで、経費もかさむということもございますが、今、議員がおっしゃられたように、年齢の引下げ、又は車のですね、免許の自主返納をした方に対しては、その分は無料乗車券を、ということも含めて、財源もあることですので、当局の財源、財政部署とも協議の上、検討していく課題だとは思いますが。

○3番（伊東さおり議員） 5月23日、24日と2日間にわたり、70周年記念事業で開催されました、2026第2回瀬戸内福祉未来フェスタにて、講師の先生からフレイルについて学びました。年齢とともに心身の活力が低下し、健康の状態と介護が必要な状態の中間に位置する虚弱な状態をフレイルと言い、早期発見が大切とのことでした。現行80歳からの年齢を引き下げすることは、町制施行で合併された西方、鎮西村、実久村のみならず、東方や山郷のフレイルの影響で、不安を抱えながら通院される高齢者の町民の皆様の救いになります。70周年記念事業にはどんぴしゃです。昭和、平成、令和と時代が流れ、瀬戸内町は町制施行70周年を迎えます。しかし、公共交通費に対する高齢者福祉の基準は80歳。日本全国でも稀な年齢でした。瀬戸内福祉未来フェスタの冠をかぶりながら、本町の福祉は未だに昭和の時代を生きているようです。令和の町制として、町民の切実な暮らしの痛みに応える改革を強く求めます。

次に、フェリーの運賃について伺います。本町は、2024年離島課題解決モデルとして、与路島、請島のドローンによる定期配送を開始しましたが、1時間当たり10から15万円の運行経費や運行率の悪さから事業を終了しました。約4年間のドローン事業には、総額2億円以上の予算がかけられました。今年度4月1日から、総額2億4,202万7,000円をかけた新船せとなみ4代目が就航を開始しました。与路集落40人、請阿室集落31人、池地集落34人。2島3集落を合わせて人口105人のライフラインを守りたいという当局の強い思いがあつてこそだと思います。令和5年2月にまとめられた、こちらのほうですね、与路・古仁屋海路改善計画策定計画書報告書を読ませてもらいました。島民のせとなみの利用目的は、通院と買い物が圧倒的に多く、特に3集落の中でも、高齢化が最も高い請阿室集落の通院率の高さが心配になりました。観光やレジャー目的はお一人もおりません。海上、悪天候で欠航率も高いです。最近でも、5月下旬に発生した台風6号から続く暴風雨の影響で、欠航、抜港続きでした。お辛い生活を送られていたことと思います。こちらの76ページ第4章、航路改善の方針と方策、課題、運賃見直しによる継続的な収益確保。平成26年4月以降、旅客運賃は据え置かれており、運賃費用の増加を考えると、値上げの対策が必要な状況。今後、ほかの航路の運賃も参考にしながら、旅客航路の値上げを検討する必要があると記してございます。次に、93ページを御覧ください。他航路との比較や経営改善を理由として、フェリーせとなみの運賃見直しを説明しています。他資料を精査する中で、私は当局の大きな見落としに気づきました。それは、全国の有人国境離島及び離島航路では、全ての自治体が島民割引を導入し、島民生活の負担経済を強く図っているということです。参考資料の他航路全ての島民割引を導入しております。上から順次、県名、船名、一般価格、1km運賃、次に島民割、島民の1km運賃、その後、いかに引かれているか、その差額が幾らなのか、読み上げます。石川県、のぞみ2,300円、46.0円、島民割1,050円、1km21円

約54%オフ、マイナス1,250円。福岡県ニューおろしま、一般1,790円、1km44.7円、島民割1,070円、1km26.7円、マイナス720円40%オフ。フェリーいずな1,840円、66.1円、島民割555円、19.9円70%オフ、マイナス1,285円。フェリートカシキ、一般、こちらのほうは令和5年から上がっています、1,690円1km52.8円、島民割850円、26.4円約半額、マイナス840円。フェリーいへや、一般2,480円、60.3円、島民割1,220円、1km29.6円約65%オフ、マイナス1,260円。フェリーざまみ、一般、こちらにも値上げしています、2,900円58.8円、島民割960円、1km19.4円、約67%オフ、マイナス1940円、以上です。フェリーみしま37%オフ。フェリーとしま30から46%オフです。こちらのほうですけれども、フェリーみしまのほうは70歳全員、運賃がタダになっています、70歳以上です。離島を多く抱える沖縄県では、約70%近くの大きな、大幅な島民割引を実施しています。精査する中で、特に胸を打たれましたのは、沖縄県座間美村、村営フェリーざまみです。今年1月に大幅な運賃改定が行われたにもかかわらず、島民運賃は未置き。加えて70歳以上の高齢者に対する無料化までも講じられています。感服いたしました。全国では、離島は単なる交通事業ではなく、住民生活を支える生活インフラであるという考えが、既に制度として確立されています。一方で、本町のせとなみ航路はどうでしょうか。フェリーざまみ1km当たり島民運賃は19.4円。今後、値上げを検討すると言われるフェリーせとなみは32.1円、1.7倍です。値下げの検討の間違いではないかと思いました。隔絶性が高く、通院や買い物、リモートではできない込み入った行政手続など、70年前の町制合併によって、支所も取り潰され、日常生活の大部分を古仁屋へ依存させられました。しかも、公共交通機関の代替交通は存在しない。つまり、せとなみ航路は極めて公共性、生活依存の高い生活航路です。にもかかわらず、今まで島民割もなく、さらに値上げの布石さえ投じている。率直に申し上げて、憤りすら感じました。与路島、請島、加計呂麻3島は特定離島ふるさとおこし地推進事業の対象地域です。これは、鹿児島県自身が加計呂麻地域は条件が厳しい地域であると公的に認め、条件不利地域対策として多額の財政支援を投じています。財政支援において、最も重視されるべきは、離島住民の生活負担をいかに行政として、どこまで軽減するのか、支えるのかという視点と責任ではないでしょうか。離島航路は単なる採算事業ではありません。道路やバス、水道、電気と同様に、住民生活を支える基盤インフラです。だからこそ、全国自治体では、島民割引、高齢者支援、島民運賃未置き、生活交通としての支援や一般客と島民負担を分けて、島民軽減策を講じていました。にもかかわらず、本町は最も隔絶性が高い地域の住民が、最も負担が重いという状況になっています。次なんですけれども、3月定例会で前商工交通課課長は、運賃の見直しがあり値上げします。窓口業務が大変になるので、町民割引、その他の案が上がっているとおっしゃいましたが、現在の段階で何か変わりはありますか。

○商工交通課長（保岡忠洋） 伊東さおり議員の質問にお答えします。端的に言って、料金の値上げを考えているかということによろしいでしょうか。せとなみについては、新船船を造る際に、料金改定を行うという、まず、確約というかですね、そういうお話が、まずありました。新造船を作る前にですね、運行協議会のほうでありました。実際、この料金は、消費税分8%から10%に上がっ

たときも改定していないわけですよ。それで、ちょっと運輸局もそれはどうなんだという問題視したところは、一応、経緯としてはございます。その経緯の下で、一応、料金改定というのは、現在、考えているところであります。以上です。

○3番（伊東さおり議員） 2017年3月24日の瀬戸内町のホームページに、瀬戸内町住民運賃割引制度、離島住民運賃割引制度の内容について記されていました。その内容は、平成23年度に地域公共交通確保維持改善事業が創設され、住民の旅客運賃負担軽減のため、離島住民運賃割引制度を実施することになりました。御利用くださいと告知されていました。この地域公共交通確保維持改善事業割引制度は使われますか、島民に対して。

○商工交通課長（保岡忠洋） この割引というのは、おそらく今、加計呂麻のほうで使っている分だと思います。議員指摘のせとなみについて、なぜ使えないのかと。まず、この経緯としてですね、当然、これは補助金ですので、国の許可が必要です。国が認めないと補助金としては、当然、使えないわけですよ。そういう話で、与路島から古仁屋まで約30km。これで町内のバス料金が確か1,110円だと、与路航路が1,030円だと。実際、同じ距離で、町内で似たような料金で、バス料金より安いから、そこは認められないというふうに、許可が出なかったという経緯があると聞いております。以上です。

○3番（伊東さおり議員） そうですね。そちらが発表されて、与路・請はダメだよと言ったときに、もう与路・請の方たちは、はげ、与路・請、また捨てがらにされたねって、すごく残念になったと思うんですね。与路島、請島というのは、本当に、瀬戸内町のとっても大切な観光資源なんですね。そちらのほうに観光客がいらっしゃる。誰一人いなくなったら、その整備でさえ大変にもかかわらず、こんなに隔絶性のある中で、为什么呢。私は、どうして、この島民割引、例えば、その島民割1,030円、これが安いんですよとおっしゃいますけれども、先ほどのこの資料なんです、ニューおろしま、こちらのほうも、同じような地域公共交通確保維持改善事業を使っているんです。こちらのほうがですね、40%オフもしているんですよ。ですから、島民割と一般客の線引きをしなきゃいけないと思うんですよ。私、計算させていただきました。現在、日本人の平均所得は約478万円だそうです。加計呂麻地域は就職先が少なく、当たり前のように若者たちは都会へと出ていってしまいます。そのため顕著に高齢化が進み、年金生活者が多い加計呂麻地域の平均所得は約80万円と聞きました。それぞれの所得に対して、フェリーせとなみ運賃130円に対する比率を求めました。478万円の比率に対して0.02%、80万円比率0.1%、なんと6.5倍の開きがあります。470万円の比率の0.02%を80%に置き換えると、1030円の運賃はなんと160円です。逆に478万円に島民比率0.13%を置き換えると、片道6,214円、往復1万2,428円を支払う感覚になっています。これが年金生活者が多い離島の、生活離島の運賃でしょうか。島民割引がないイコール島民より6倍もの所得を得ている観光客の分までも、年金生活者が多い島民が負担しているという事実です。ともすれば、これは政策的整合性が問われる問題ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○商工交通課長（保岡忠洋） まず、島民割のほうから述べさせていただきますと、島民割は当然国の補助金ですので、国が認めないと認められないと。ここの経緯だけは、まず、御承知ください。その上で、議員御指摘の、要は二重料金。実際、先ほど国と県との協議は今からだと申し上げました。この段階で一旦、国と県との協議に上げてみたいと思っております。以上です。

○3番（伊東さおり議員） 先ほど私、全国の離島行路はほぼ、ほぼ、こちら島民割引が使われているんですね。この資料はあとで差し上げますので、是非、国や県の方にもこういう事情なんだということを強く要望しまして、納得させてください。これ、納得するはずです。特に私たち特定離島に住んでいるんですね。もう与路・請の方が本当に気の毒で仕方ありません。もう、是非、本当にこちらは力を合わせて何とかしましょう、という気持ちでよろしく願いいたします。

次です。順番ちょっと変えます。こちらのほうの7番、フェリーかけろまのドック入れが梅雨の時期と重なるが変更はできないのかについて伺います。先ほど町長からゴールデンウィークのあと頃というお話を伺いました。ありがとうございます。その中ですが、今現在なんですけれども、今までですと、発着所のところ、代船の発着所のところですね。待合室が設けられているんですが、どうして、今回、それがなくなってしまったのですか。今、すごく皆さん大変な思いをしています。よろしくお願いします。

○商工交通課長（保岡忠洋） 発着所と言いますと、Aコープのほうでよろしいですね。こちらに待合所がないと。切符売れ場がないということでもよろしいですか。それとも、プレハブが立っていますよね。

○3番（伊東さおり議員） プレハブが立っていたところで、切符の販売をしていたんです。スタッフの方が。いつもあちらのほうに、海の駅でいらっしゃる方じゃないです。女性の方とかではなくて、船舶のスタッフがやってくださって、大変ありがたかったんですけれども、全くそれがなくなったのはいかが、どうしたんですかということです。

○商工交通課長（保岡忠洋） 理解しました。これにつきましてはですね、もう4月初から、船員が1名、足りていない状況でスタートいたしました。募集をかけていたんですが、1名、面接に来たんですが、連絡、取れなくなったという状況もございます。実際。補充ができたかといったら補充ができていない状況で、フェリーのドックに突入したということもございます。今、実際、陸上員が2名いたと思うんです、昨年までは。1人が荷物を扱い、1人が券を売っていたと思うんですが、今現在、1人でやっていますので、そこ、利用券の販売までは手が回らなくなったと。この件については、事務所内でもいろいろこういうふうにしてどうかという相談もありましたが、これについてはちょっと解決ができなかったということもございます。

○3番（伊東さおり議員） 海の駅の2階には、ありがたいことに観光協会が設けられるようになりました。観光協会の人に御協力できないかといったら、あちらのほうですと、与路・請しか扱わない状態じゃないですか。しかも、自動販売機がありますよ、チケット売り場が。それなのでいつでも協力できるよ、教えてくれればということなんですけれども、今こそチームせとうちで、官民一

体となって加計呂麻島民のこの大変な思いを解決することはできないですかね。

○商工交通課長（保岡忠洋） 協力できるっていうのは、その観光協会がAコープの横で券売をするってことでよろしいですかね。逆。

○3番（伊東さおり議員） プロの、今、売っていらっしゃる方たちがいらっしゃいますよね。年度職員の方たち。そちらの方たちがもてなれていらっしゃると思うので、プレハブの方に行っていたいて、それで与路・請、自動販売機も券売機もありますので、それを観光協会の方にやっていただくというような形です。

○商工交通課長（保岡忠洋） このことについても、券売所の職員とも相談しました。実際、4月初から2名で運用してたんですが、議員御指摘のとおり、電話での車両予約がつかないという苦情も来ておりました。それで、今、増員のために、1人雇っております。これが6月1日からでございました。今、その引き継ぎ、教育、含めて、フェリーがいない間にやって、7月から1人でできる、1人というか、窓口に立てるようにしようということで、今、努力しております、それを含めて、フェリーのAコープの横で券売しなさいというのはちょっと酷くだなという判断で、そこを開けて、実際、観光協会の人をお願いしてというのは、ちょっと難しいかな。要はあそこにはずっと、1日中、立っておかないといけないわけですね、あの券売所のところには。なかなかフェリーの発着時間でよろしいんですけども、そこはちょっと難しいかなという判断に至りました。以上です。

○3番（伊東さおり議員） それはちょっとおかしい話だなと聞いてて思ったんですけども、1人、今、研修してるからできないっていうことでしたよね。フェリーっていうのは7便、往復、フェリーかけろまですと7便あるんですけども、この時間、決まっているじゃないですか。その時間、時間でできると思いますけれども、無理なんではなかね。

○商工交通課長（保岡忠洋） 同じ料金でしたら、多分、慣れている方だったら簡単に済むと思うんです。新人さん連れて、こうして指導しながらというのがちょっと難しいというお話だったもんですから、今回はちょっとできないという判断に至ったということでございます。

○3番（伊東さおり議員） それはちょっと困った問題だなと思います。午前中の同僚議員の中で、鎌田町長は住民に寄り添う姿勢があって、大変いいというか、頼りになるような感じのことをお伝えしておました。町長、今のお話、聞いていかが思いますか。加計呂麻島の最近の大雨とかでも分かると思うんですけども、あんな土砂降りの中ですね、老人の方が病院に行かれて、荷物、いろんな買い物とかして、荷物をあげても、大雨の中あちらの方まで行かれて、海の駅まで行かれて、切符を買って戻ってくるような状態なんですね。お子さんとかお持ちの方は、子供たちが疲れたからと言って泣いていたりすると、お母さんの荷物はあちらのほうのプレハブのほうに置くことはできるんですけども、子供を置いて、置くことはできないので、傘をさして、子供が合羽着て泣いているんです。泣いた子、濡れた子供を抱っこして、傘さして、チケット売り場に行っている、そんな状態なんですよ。なんとか知恵を合わせて、力を合わせてなんとかできないものかと思

うんです。これも本当に数か月、数か月ではないですよ、あと数日というか、1か月切っていますね。その中、短い間なんですけれども、なんとかお考えできたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○商工交通課長（保岡忠洋） 一応、うちの商工交通課の事情としては、そういう事情でございますが、議会終了後、もう1回、話し合ってみたいと思います。できるとか、やるとかという話ではございません。とりあえず、一旦、持ち帰って、協議してみたいと思っております。

○3番（伊東さおり議員） 現状を見てましてですね、観光協会の方たちも、大変気の毒がっているんですね。なので、例えばあなたたちのほうが、そちらのほうに行ってくださいなんていったら、観光協会の方たちは、教えてくれればやるよっておっしゃっていますので、それも可能性もあるような気がしました。本当に責任感のある方たちで、頼めますので、是非、御検討の方よろしく願いいたします。

次に行きます。全部はできそうもないのですけれども、フェリーの車の予約なんですけれども、これをアプリを使うようなこととか、考えていますか。

○商工交通課長（保岡忠洋） 今現在、アプリを使用して予約を入れるというのは、考えておりません。

○3番（伊東さおり議員） 当初はですね、DX事業で、すごくほかの市町村の模範的存在になっております。ですので、そのDXの力を利用して、是非、アプリのほうも開発したいと思います。そうすると、本当に楽になりますし、窓口の受付の方たちも、全然楽になると思います、よろしくお願いします。

それで、島民割についてですけれども、まだ何とも言えていない。前課長の町民割、島民割の予定だ。島民割がなくて、町民割、その他の予定だとおっしゃっていました、前課長は、まだ決定段階ではないと思うんですけれども、その理由が三つにすると窓口が混雑するからということもおっしゃっていました。私、考えたんですけれども、桜島フェリーのほうは回数券を使っています。この回数券のほうは、有効期限がありません。そうしますとですね、有効期限がないということは、島民の方たちは、今までどおりに島民のそのカードを発行して、そちらを見せて、島民割引の運賃の値段が書かれたチケットをもぎってもらえばいいのではないかなと思いましたが、その辺も、本当にこちらのほう、せっかく島民割引をしているところですので、なくすのはもったいないですので、再度、よろしくお願いいたしますお考えになってください。島民割、町民割、その他です。特にフェリーせとなみにおいてはもう本当に観光資源になり得るところです。私が議員になったのは、この加計呂麻地域を何とか昔のように輝かせたい、その思いです。観光客もどんどん入れていくつもりでいます。そうすると、町ももちろん黒字化していきますね。そのフェリーのほうも。それを狙っておりますので。その代わり、島民には安くしてほしい。その気持ちでいっぱいです。

次が、すいません、妊婦検診の航送料が無料となった経緯なんですけれども、ありがとうございました。それでですね、町長のほうも、町長と語ろうディのときに、諸鈍のほうで駐在所の奥様

が、御夫婦が、お子さんが0歳でしたね。慢性疾患で、月に2回、大島病院に通わなければならない。心臓病です。こちらのほう、航送料が高いから、バスでいつも行っていますというお話だったので、出産するまでは航送料がついて、せめて1歳まではなんとか航送料がただにするという方法は、模索はできないのか、どうでしょうか、伺います。

○町民税務課長（林 敬郎） 今の質問にお答えいたします。今のですね、お話というのは、フェリー、加計呂麻フェリーの車、航送料ということですよ。こちらのほうですね、瀬戸内町のほうでは、瀬戸内町子ども通院費と助成事業ということで、この要綱の中ではフェリーの運賃のみとなっております。この大元となっておりますのが、鹿児島県がですね、行っております、離島地域子ども通院費等支援事業というのがあります。こちらを基にしております、こちらの交通費の助成が運賃のみとなっております。それで、今現在ですね、瀬戸内町のほうでも、同じ形で行っている次第であります。

○3番（伊東さおり議員） そうですよ、本当に町のほうは財政支援を行っていただいている立場なので、すごく強いことは言えないと思いますが、こういうような困っている島民もいらっしゃるということを、移住対策の一つにもなると思います、こういうことをすることによって。頭に置いていただけたらと思います。

8番、フェリーのハブ持ち込み禁止に対する加計呂麻地域島民のための対策についてということなんですけれども、こちらのほうで、もちろん猛毒は持って行ってはいけませんということは重々存じ上げております。ただですね、やっぱり離島であるがゆえに1匹3,000円、本土の方たちは持って行って1匹3,000円いただける。でも離島の方たちは、昔はできたけれども、今はできないという思いがあるんですね。こちらのほう、例えばですけども、その写真を撮って、殺したハブの写真を撮って尻尾を持って行って、どうでしょうかという、そういった提示とかはできないですか。死体の一部といいますか。

○環境衛生課長（栄 順二） お答えいたします。ハブの持ち込み、買取に関しましては、基本的に生きた状態で持ち込んでいただいて、それに対してのお支払いをするというような形ではございません。加計呂麻・請・与路に関しましても、毎年、加計呂麻島におきましては数100匹、300匹ほどの持ち込みがあるというような状況ではございますが、なかなかやはりフェリー等には乗せられない、持って来られない、そういった事情というのは、考慮しておりますので、その変わる、代替ではないですけども、その方法に関しては、今後、また調査研究していかないといけないのかなというふうには考えております。

○3番（伊東さおり議員） ありがとうございます。本当に年金生活者が多いですので、もう少しでも現金収入というものがあったら、本当にいいなと思っているんですね。その一心で、いたしました。是非、そちらのほうも前向きに検討、よろしく願いいたします。

それで次がですね、八月踊りのほうに行かせていただきます。こちらのほうの助成のほうが7割でしたっけ、去年は。それで、昨年度、令和7年度、みなと祭り収支決算報告を見たんですけれど

も、こちらのほうが、結構、繰上げ残高が高くて、278万6,456円あったんですけれども、どうして私が無料にできないのかなと思いましたのは、大和村のほうですね。大和村のほうは八月踊りなど、文化継承に対して、毎年、集落につき20万円から10万円とかの助成金を出しているんですね。これくらいの差引き残高があると、例えばこのような、町制施行70周年とか、そういった節目のときには、町のほうが大判振る舞いができるということは無理でしょうかね。

○社会教育課長（昇 憲二） すみません、その先ほどの何100万というお金は、協賛会の繰越金ということでしょうから、その中の八月踊り部会として、年間25万の運営費で運営しておりますので、八月踊り部会として余剰があるという話ではありませんので。これはもう、八月踊り、みなと祭り協賛会全体の話になろうかと思います。

○3番（伊東さおり議員） その辺も、重々承知しております。ただ、こういった記念に関しては、どうだろうかというような、そのような提案もしていただけたらと思います。

次に、いつ頃開催されるのかということで、7月頃、7月下旬頃、7月でしたっけ、午後6時半とおっしゃっていました。加計呂麻、与路島、加計呂麻のほうの諸鈍と西阿室ですと、6時半は参加できないんですね、交通がないので。もうちょっと早めるとか、そういったことはできますか。

○社会教育課長（昇 憲二） 八月踊りの説明会に限らず、いろんなスポーツ関係も含めて、いろんな会合を開いておるんですが、なかなか全体的にですね、時間を調整するというのは本当に難しくですね、早めるとなかなか、この仕事の関係で参加できないなどとなりますので、可能な範囲ですね、調整はやっていきたいと思うんですが、どうしても書面での説明とか、そういう形になるかと思います。これもちょっとなかなか難しいかなというふうに思っております。以上です。

○3番（伊東さおり議員） 重機購入について言いたかったですけれども、終わりました。

○議長（向野 忍議員） これで、伊東さおり議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は、2時45分とします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

△ 日程第2 議案第64号 令和7年度（繰越）防災行政無線（同報系）屋外拡声子局改修工事請負契約の締結について

○議長（向野 忍議員） 日程第2、議案第64号、令和7年度（繰越）防災行政無線（同報系）屋外拡声子局改修工事請負契約の締結についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第64号、令和7年度（繰越）防災行政無線（同報系）屋外拡声子局改修工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和8年5月22日、株式会社奄美通信システム、有限会社南西通信システム、富士電通株式会社の3社による指名競争入札の結果、株式会社奄美通信が一金1億8,716万1,700円で落札決定

し、令和8年5月26日付で仮契約を締結しております。

主な工事内容は、本島側屋外拡声子局28局、加計呂麻側再送信局1局を設備改修し、施工するものであります。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 何点か、確認させていただきたいと思います。まず、瀬戸内町のマップがあるところを御覧いただけたらと思いますけれども、今回、屋外拡声支局ということで、アンサーバック付きのもの、そしてないもの、赤印、青印で表記されております。こちらの部分、確認ですが、アンサーバックはどんな機能なのかというところ、ちょっと教えていただけますかね。

○総務企画課危機管理補佐（積 裕） お答えします。このアンサーバック付きというのが、西方の遠いところ、東方の遠いところ、また油井岳の中継局から、一旦、放送しまして、確実に受信しましたよというサインを役場、親局の方で受けます。アンサーバックなしに関しては、近場の集落でするので、万が一ならなかったときは、こちらのほうで体制を整えて、各集落に出向いて、エラーのチェックをするという説明です。以上です。

○6番（泰山祐一議員） ですね。ちょっとそれですね、1点、思ったところがありまして、西方のほうになります。篠川、そして久慈、アンサーバック付いていますね。古志が付いてないんですけれども、これはなぜ間にある集落だけないんでしょうかね。ちょっとその理由をお聞きしたいと思います。

○総務企画課危機管理補佐（積 裕） 質問にお答えします。古志に関しては、各業者、毎年保守点検してはいるんですけれども、中継局からの周波数、古志は拾いやすいという回答が上がっていますので、そのために古志地区に関しては、アンサーバック付きではないので、集落でテッドを立ててみます。以上です。

○6番（泰山祐一議員） そういった理由があるんですね。篠川、久慈、花天、管鈍、西古見はアンサーバック付いているんですけれども、古志はなくても電波が広いということですね。承知いたしました。

あとこの部分で一応確認なんですけれども、今回、ほぼほぼ本島側の設置になるということですが、今後、加計呂麻島、請島、与路島についてはどのような計画なのかなというところもちょっと気になったんですけれども、当面、計画はないということでしょうか。

○総務企画課危機管理補佐（積 裕） お答えします。加計呂麻・請・与路に関しては9年度予定しております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。あとですね、今回、指名競争入札が行われているということで、先ほど、町長のお話ですと、恐らくこちら、全て町外の事業者さんになるのではないのかなと思うんですけれども、今回、この3社を選ばれた理由については、これまでの、多分、慣例でお

選びになられていらっしゃるのかなというふうに感じるんですけども。どうなんでしょうかね。
例えば今後、J Vとか、そういった形で、地元事業者の育成というものが可能性、余地としてあるのかどうかというところをですね、ちょっと確認してみたいなと思いますけれども、そのあたり、いかがでしょうか。

○総務企画課危機管理補佐（積 裕） お答えします。この3社を選んだ理由というのが、瀬戸内町に関してはメーカーさんが富士通で扱っています。この富士通を取り扱う業者がこの3業者ということでの選定です。以上です。

○6番（泰山祐一議員） そういうことでは分かりました。ちなみにJ Vというものは難しい事業であるというような認識なのか、それとも、今後、研究する余地があるのかどうかというところを聞いてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務企画課危機管理補佐（積 裕） 現時点、J Vという考えは持ってはいません。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 視野に入れていくことが可能ではないということであれば、全然いいんですけども、研究する余地があるのかどうかというところを確認したいと思うんですけど、どうでしょうかね。

○副町長（福原章仁） お答えいたします。これですね、以前も何かあったような気がしますけれども、防災行政無線というのはですね、通信業の業者でしか扱えない。町内にこの通信業を扱える業者がないということでございますので、ちょっと町内業者のJ Vというのは難しいということでございます。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。やはりそういったところでしたね。

あとですね、こちらの設置されるにあたってなんですけれども、今、既存であるものを新たにスピーカー等を入れ替えたり等々をしていくというような認識の工事になるということによろしかったでしょうか。

○総務企画課危機管理補佐（積 裕） おっしゃるとおりです。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。その部分でですね、是非、工事される際に意識されてやられると思うんですけども、改めてお伝えさせていただきますと、地域によってですね、聞き取りづらいというようなお声もあります。今は全部、御自宅の方に個別無線受信機というものも導入しているのでというようなお話もあるんだと思うんですけども、ちょっとその辺りも、是非、住民の方のお声というものも、これまで来ているものもあると思いますし、工事設置する前にですね、その辺りの調査研究もしていただいた上で、どこかの向きに向けた方が、声が届きやすいのかなというところもですね、意識してもらえたらと思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって議案第64号、令和7年度（繰越）防災行政無線（同報系）屋外拡声子局改修工事請負契約の締結については、可決されました。

△ 日程第3 議員派遣の件

○議長（向野 忍議員） 日程第3、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

△ 閉会中の継続審査、調査申し出の件

○議長（向野 忍議員） これから、閉会中の継続審査、調査申し出の件を議題とします。

お諮りします。

日程第4の1件は総務経済常任委員長から、日程第5の1件は文教厚生常任委員長から、日程第6の1件は議会運営委員長から、目下、委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査、調査の申出がありましたので、そのように決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時57分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

これで、今期定例会に提出されました議案等は、全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和8年第2回瀬戸内町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2時58分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

瀬戸内町議会議長 向 野 忍

瀬戸内町議会議員 池 田 啓 一

瀬戸内町議会議員 栄 克 人